

清流の国ぎふ

岐阜県の農業行政

(平成29年度版)



岐阜県

目 次

1 平成29年度農政部の基本方針	1
2 平成29年度農政部の施策	3
(1) 農政課	
農業技術国際協力事業費	4
農業協同組合中央会事業活動促進費補助金	4
農畜産物の放射性物質モニタリング検査事業費	4
中山間農業研究所中津川支所移転事業費	4
畜産研究所養豚養鶏研究部再編整備事業費	4
農業技術センター池田試験地移転事業費	4
清流の国ぎふ・農畜水産物ナンバー1プロジェクト事業費	4
農業の地球温暖化適応プロジェクト事業費	5
高額研究開発機器整備事業	5
重点研究開発推進費	5
農業技術センター国補試験調査費	5
農業技術センター県単試験調査費	5
中山間農業研究所県単試験調査費	5
畜産研究所県単試験調査費	5
水産研究所国補試験調査費	5
水産研究所県単試験調査費	5
農業技術開発支援事業費	5
(2) 検査監督課	
農業協同組合監督費	6
水産業協同組合監督費	6
(3) 農産物流通課	
県産農産物情報収集活動費	7
大都市圏販路拡大対策事業費	7
ひだ・みの農畜産物販路拡大事業費	7
県産農産物イメージアップ事業費補助金	8
飛騨牛首都圏進出プロジェクト事業費	8
卸売市場等流通対策事業費	8
卸売市場審議会委員報酬	8
農林水産祭参加費	8
地理的認証表示制度導入支援事業費	8
重点戦略国輸出プロジェクト事業費	8
岐阜県農産物等海外輸出促進事業費	8
輸出拡大・定着化推進事業	8
海外販路拡大調査費	9
飛騨牛輸出拠点施設運営支援事業費補助金	9
清流の国ぎふ地産地消運動推進事業費	9
岐阜県農業フェスティバル開催費負担金	9
学校給食地産地消推進事業費補助金	9
6次産業化促進事業費	10
県産農産物販売力強化事業費	10
6次産業化サポート体制整備事業費	10
農業6次産業化促進支援事業費補助金	10
岐阜の「食」資源発掘・活用事業費	10
地域の魅力再発見食育推進事業費補助金	10

(4) 農業経営課

普及指導員活動費	12
普及指導員活動費（維持管理分）	12
自動車管理費（普及員活動費）	12
自動車整備費（普及員活動費）	12
普及推進事業費	13
新品種・新技術普及推進事業費	13
新たなブランド創出支援事業費	13
新たなブランド創出支援事業費（維持管理費分）	13
普及指導費	13
農業大学校運営費	13
人材養成指導費	14
就農支援強化事業費	14
緑の学園開催事業費	14
アグリ・エンジョイネット岐阜活動推進事業費補助金	14
農村青少年クラブ事業費補助金	14
農業担い手リーダー支援事業補助金	14
農業共済指導検査事務費	14
農業近代化資金利子補給費利子補給金	14
農業企業化特融資金利子補給費利子補給金	15
農業経営改善促進資金利子補給費利子補給金	15
農業経営基盤強化資金利子助成費利子助成金	15
農業経営負担軽減支援資金利子補給費利子補給金	15
新規就農支援資金利子補給金	16
経営体育成強化資金利子助成補助金	16
新規経営体育成資金利子補給金	16
就農支援資金貸付金（特別会計）	16

<担い手対策室>

就農・就業相談窓口事業費補助金	16
就農・就業相談員等補助金	17
就農・就業相談窓口事業推進事務費	17
農業次世代人材投資事業費補助金	17
農業次世代人材投資事業推進事務費	17
後継者等就農給付金事業費補助金	17
経営体育成支援事業費補助金	18
新規就農サポート事業費補助金	18
意欲ある新規就農者育成・定着支援事業費	18
新規就農者研修施設整備事業費補助金	19
就農応援隊事業費補助金	19
就農応援隊活動事業推進事務費	19
次代を担う新規就農者応援事業費	19
障がい者農の雇用モデル支援事業費補助金	19
集落営農組織化・法人化支援交付金	20
集落営農等育成推進事務費	20
農地中間管理機構事業費補助金	20
農地中間管理機構運営費補助金	20
農地中間管理事業事務費	20
機構集積協力金交付事業費補助金	20
人・農地問題解決加速化支援事業費補助金	21
施設園芸等就農推進事業費補助金	21
中山間地域等水田法面管理対策調査事業費	21
中山間地域等担い手育成推進事業費補助金	21
中山間地域等担い手育成支援事業費補助金	21
岐阜県就農支援センターほ場等管理業務専門職設置費	22
岐阜県就農支援センター運営費	22
岐阜県就農支援センター施設整備事業費	22

(5) 農産園芸課

環境保全型農業直接支払交付金	23
環境保全型農業直接支払等推進交付金	24
環境保全型農業直接支払等県推進指導費	24
清流を守る環境保全型農業総合推進事業費	24
清流を守る環境保全型農業総合支援事業費補助金	25
元気な農業産地構造改革支援事業費補助金	26
主要農作物重金属等安全対策推進事業費	28
肥料検査指導費	28
防除指導費	28
病虫害防除所運営費	28
病虫害防除員報酬	29
病虫害防除員活動費	29
病虫害総合管理技術推進対策事業費	29
侵入病虫害緊急防除対策推進費	29
植物防疫推進事業費	29
ウメ輪紋ウイルス緊急防除対策事業費	29
指定病虫害発生予察事業費	29
重要病虫害発生予察事業費	29
地域特産農産物農薬登録拡大推進事業費	29
農薬安全使用総合推進指導事業費	30
県産米競争力強化推進事業費	30
機能性成分米ビジネスモデル構築支援事業費	30
米粉活用促進事業費	30
岐阜県米麦改良協会補助金	30
採種指導運営事業費	30
備蓄米管理調整交付金	31
農産物検査対策事業費	31
競争力強化生産総合対策条件整備事業費補助金	31
競争力強化生産総合対策地区推進事業費補助金	31
産地収益力向上生産支援対策事業費補助金	31
麦・大豆等生産販売推進事業費	31
水田農業構造改革市町村推進補助金	31
水田農業構造改革推進指導費	32
経営所得安定対策事務費補助金	32
経営所得安定対策推進事業費	32
米穀流通監視対策事業費	32
飼料用米生産流通加速化プロジェクト整備事業費補助金	32
飼料用米生産流通加速化推進事業費	33
農業機械利用総合対策推進事業費	33
加工・業務用野菜拡大支援推進事業費	33
飛騨・美濃特産名人活用推進費	33
野菜産地強化特別対策条件整備事業費	33
園芸産地収益力強化支援事業費補助金	33
園芸産地収益力強化支援事業推進事業費	33
元気な園芸特産産地育成対策事業費補助金	34
野菜生産出荷安定資金造成費補助金	34
特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費補助金	34
県野菜価格安定交付準備金造成費補助金	34
岐阜県野菜価格安定基金協会基盤強化対策補助金	35
園芸特産振興推進指導費	35
飛騨・美濃伝統野菜生産消費推進事業費	35
園芸特産振興団体育成対策費補助金	35
果樹担い手育成サポートセンター支援事業費補助金	35
園芸新ブランド生産拡大支援事業費	35
果樹経営支援対策推進事業費	35
元気な美濃茶産地づくり推進事業費	36
蚕業振興対策事業委託料	36
全日本愛瓢会総会・展示会開催費補助金	36

学校花壇コンクール(FBC)推進費	36
花き生産振興指導費	36
関東東海花の展覧会事業費	36
園芸福祉サポーター実践活動促進事業費	36
ぎふ花き販路拡大促進支援事業費補助金	37
花で彩る清流の国ぎふづくり推進事業費	37
ぎふフラワーフェスティバル開催等負担金	37
花き文化普及推進事業費	37
花き安定供給対策推進事業費	38
第28回全国園芸鉢物研究大会開催負担金	38
花き総合指導センター事業費	38
国際園芸アカデミー運営費	38

(6)畜産課

畜産経営指導事務費	39
畜産経営指導事務費(維持管理費)	39
農林事務所公用車導入事業費	39
ポーノブラウン普及推進事業費	39
中小家畜生産強化支援事業費補助金	39
養蜂推進事業事務費	39
畜産協会等事業推進費補助金	39
畜産コンサルタント設置事業費補助金	39
担い手育成畜産技術高度化促進事業費	39
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助金	40
鶏舎防疫設備事業費補助金	40
農畜産業振興機構委託事務費	40
地方競馬全国協会委託事務費	40
畜産高度化支援リース事業委託事務費	40
資源循環型畜産確立推進事業費	40
加工原料乳認定事業委託事務費	40
酪農振興対策支援事業	40
乳業工場機能向上推進事業費補助金	40
牧場管理委託料	40
牧場管理委託料(人件費分)	41
岐阜県家畜育成牧場管理運営業務評価委員会運営事務費	41
県営育成牧場施設等修繕費	41
県営育成牧場備品購入費	41
飛騨牧場ケーブルテレビ引き込み工事費	41
飛騨牧場法面崩壊復旧事業費(県単枠)	41
飼料用稲等生産・利用拡大支援事業費	41
耕畜連携自給飼料増産推進事業費	41
飼料安全性確保強化対策事業費	41
飼料品質改善調査検査事業費	41
定期種畜検査費(種雄畜検査事業費)	42
県検査費(種雄畜検査事業費)	42
家畜保健衛生所運営費	42
家畜保健衛生所運営費(維持管理費)	42
家畜保健衛生所運営費(PCB廃棄処分)	42
家畜保健衛生所雇員設置費	42
家畜保健衛生業務専門職設置費	42
家畜防疫車導入事業費	42
中央家畜保健衛生所移転開所事業費	42
旧中央家畜保健衛生所高度病性鑑定センター廃止関連事業費	42
家畜改良増殖指導推進事業費	42
家畜人工授精師養成講習会開催費	42
高度病性鑑定費	42
死亡牛BSE検査推進事業費	42
死亡牛BSE検査推進事業費(維持管理費)	42

死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業費補助金	43
家畜伝染病検査体制整備事業費	43
監視・危機管理体制整備促進対策事業費	43
地域衛生管理技術対策事業費	43
家畜衛生指導調査費	43
家畜疾病診断精度向上管理向上事業費	43
畜産物安全対策事業費	43
動物用医薬品製造業者等監視指導費	43
獣医師養成確保修学資金貸与事業補助金	43
フレッシュ畜産獣医師確保促進事業費	43
新たな家畜衛生連携推進体制構築事業費	43
未来の産業動物獣医師育成推進事業費	43
雇上獣医師手当	44
家畜防疫員旅費	44
動物用生物学的製剤費	44
消毒検査薬品費	44
防疫資材費	44
検査指導費	44
家畜伝染病防疫対応強化事業費	44
高病原性鳥インフルエンザ埋却地整備事業費	44
高病原性鳥インフルエンザ埋却候補地調査費	44
防疫対策強化支援事業費	44
鶏疾病発生予防事業費補助金	44
自衛防疫強化促進対策事業費補助金	44
畜産担い手育成総合整備事業費補助金（公共枠）	45
畜産担い手育成総合整備事業事務費（公共枠）	45
強い畜産構造改革支援事業費補助金	45
共同利用模範牧場土地借上料	45

<肉用牛振興室>

県優良種雄牛造成対策事業費	45
飛騨牛生産基盤強化対策事業費補助金	45
飛騨牛生産基盤強化対策事業費	45
繁殖雌牛増頭支援事業費補助金	45
第11回全国和牛能力共進会支援対策事業費	46
和牛放牧適正化調査事業費	46
家畜流通指導費	46
飛騨牛銘柄推進事業費補助金	46
肉用牛放射性物質検査業務費	46
海外輸出認証取得に向けた基本調査費	46

(7) 農村振興課

ふるさと農村活性化対策調査研究等事業費	47
岐阜県農業農村整備委員報酬	47
棚田地域水と土保全基金事業費	48
棚田地域水と土保全活動推進補助金	48
都市農村交流推進事業費	48
都市農村交流推進事業費補助金	48
耕作放棄地再生利用総合支援補助金	49
耕作放棄地再生支援事業費	49
推進費（経営構造対策推進事業費）	49
農業会議交付金（単補）	49
農業会議交付金（人材費）	49
中山間地域等直接支払交付金	49
中山間地域等直接支払推進交付金	50
指導費（中山間地域等直接支払推進交付金）	50
岐阜県農業農村整備委員報酬（中山間）	50
農山漁村活性化整備事業	50

多面的機能支払交付金（国費）	50
多面的機能支払交付金（長寿命化・国費）	50
多面的機能支払交付金（県費）	50
多面的機能支払交付金（長寿命化・県費）	50
多面的機能支払推進費（国庫分）	50
岐阜県農業農村整備委員報酬（多面的）	50
多面的機能支払推進費（県単分）	50
多面的機能支払推進交付金	50
生態系保全支援事業費補助金（清流の国ぎふ森林環境基金事業）	51
生態系保全推進費（清流の国ぎふ森林環境基金事業）	51
水田魚道設置推進事業費（清流の国ぎふ森林環境基金事業）	51
人権問題啓発推進事業費	51
市町村農業委員会交付金	51
市町村農業委員会補助金	51
指導費（農業委員会運営費）	51
農業会議国庫補助金	51
農業会議県単補助金	51
農業会議県単補助金（人件費）	52
農地等利用関係適正化事務費	52
農地関係指導費	52
国有財産管理人報酬	52
指導費（国有農地等管理費）	52
自作農財産管理事務取扱交付金	52
国有農地事務専門職設置費	52

<鳥獣害対策室>

鳥獣被害対策モデル等普及事業費	52
鳥獣被害対策ステップアップ支援事業費	52
鳥獣被害対策専門指導員設置費	52
鳥獣害対策推進事業費	53
鳥獣被害防止総合対策推進事業費補助金	53
鳥獣被害防止総合対策整備事業費補助金	54
ぎふジビエブランド戦略事業費	54
獣肉加工・消費拡大促進事業費	54
獣肉処理流通モデル事業費補助金	54
有害鳥獣等対策費	54
野生鳥獣保護管理推進事業費補助金（清流の国ぎふ森林環境基金事業）	55
野生鳥獣保護管理推進事業費（清流の国ぎふ森林環境基金事業）	55
野生鳥獣保護管理推進事業費（指定管理鳥獣捕獲等事業費）（清流の国ぎふ森林環境基金事業）	55
野生獣被害集落緊急支援事業費補助金	55
カワウ駆除対策事業費	55
カワウ駆除対策事業費（国庫）	55
野生鳥獣保護管理推進事業費補助金（清流の国ぎふ森林環境基金事業）	55

(8)里川振興課

世界農業遺産推進事業費	56
美しい農村再生支援推進事業費	56
世界農業遺産推進協議会負担金	56
世界農業遺産国際支援推進費	56
内水面漁業研修センター設置運営事業費	56
内水面漁業研修センター施設整備事業費	56
非常勤専門職設置費	56

<水産振興室>

内水面漁場管理委員会費	56
漁業取締費	56
水産業指導調整費	56

遊漁者増大対策事業費補助金	56
池中養殖漁業協同組合事業活動費補助金	57
魚苗センター維持管理費	57
魚苗センター種苗生産能力増強事業費	57
河川遡上アユ親魚養成技術実証事業	57
冷水病対策推進事業費補助金	57
県産アユ販路拡大支援事業費補助金	57
清流長良川あゆパーク（仮称）整備事業費	57
清流長良川あゆパーク（仮称）展示整備費	57
清流長良川あゆパーク（仮称）備品整備費	57
清流長良川あゆパーク（仮称）誘客対策事業費	57
錦鯉振興会事業活動費補助金	58
養殖衛生管理体制整備事業費	58
魚苗放流委託料	58
県産アユ早期放流促進対策事業費補助金	58
アユ漁業振興対策事業費	58
魚類繁殖被害対策費（あゆ種苗放流委託料）	58
電力補償事業費	58
河川遡上アユ再生産促進事業費	58

(9) 農地整備課

<調査計画係>

県営土地改良事業計画等調査費	59
農林水産省受託農業基盤情報基礎調査費	59
農業水利保全事業費	59
国営・機構営等建設事業負担金（直入分）	59
農村振興地理情報システム維持管理費	59

<事業管理係>

土地改良区体制強化事業費補助金	60
飛騨エアパーク管理運営費	60
飛騨エアパーク管理運営費（維持管理費）	60

<水利・小水力係>

県営かんがい排水事業費	61
地域水ネットワーク再生事業費補助金	62
基幹的農業用水路強靱化事業費	63
土地改良施設保全計画策定事業	64
県営農村環境整備事業費	65
小水力発電施設整備事業費	66
小水力発電活用支援事業費補助金	67
農地等法面活用太陽光発電モデル事業費	68
小水力発電による環境保全推進事業費補助金	68

<農地防災係>

県営水質保全対策事業費	69
県営湛水防除事業費	70
県営ため池等整備事業費	71
県営ため池防災対策事業費	73
ため池防災支援事業費	74
事務費（ため池防災支援）	74
地すべり防止施設管理事業	75
県営特定農業用管水路等特別対策事業費	75
土地改良施設維持管理適正化事業費補助金	76
過年災補助金（団体営農地災害復旧費）	76
公共農地災害復旧事務費（過年）	76
現年災補助金（団体営農地災害復旧費）	76
公共農地災害復旧事務費（現年）	76

農業農村整備事業費補助金	77
事務費（農業農村整備）	77
生きものにぎわうため池再生事業	80
土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業	80
農業水利施設管理強化事業費補助金	81
排水機能維持管理費補助金	81
農業用施設緊急改修事業	81
事務費（農業用施設緊急改修）	81
<農地・農道係>	
経営体育成基盤整備事業費	82
受託経営体育成基盤整備事業費	84
農業経営高度化支援事業費	84
県営農業基盤整備促進事業費	85
県営広域農道整備事業費	86
県営基幹農道整備事業費	87
県営農道施設強化対策事業費	87
ふるさと農道整備事業費	88
飛驒エアパーク施設保全対策事業費	89
土地改良事業調査設計事業補助金	89
<総合整備係>	
県営中山間地域総合整備事業費	90
県営農村振興総合整備事業費	92
受託農村振興総合整備事業費	93
農村振興総合整備実施計画調査費	93
団体営農業集落排水事業費補助金	93
農業集落排水維持適正化事業費	94
低コスト型農業集落排水施設更新支援事業費	94
農地集積促進意向調査事業費	94
中山間地域農業生産基盤整備促進事業	94
生態系保全施設整備推進事業費	95
事務費（生態系保全施設整備推進保全検証事業）	95
用排水路・落差解消支援事業費補助金	96
用排水路・落差解消支援事業費	96
3 各種計画・地域指定等	97
（1）農業振興地域	98
（2）特定農山村地域	101
（3）農村地域工業等導入地域	103
（4）酪農及び肉用牛生産近代化計画樹立市町村	105
（5）野菜指定産地	107
4 行政組織等	108
（1）農政部組織	109
（2）各課事務分掌表	110
①農政課	110
②検査監督課	110
③農産物流通課	111
④農業経営課	112
⑤農産園芸課	113
⑥畜産課	114
⑦農村振興課	115
⑧里川振興課	115
⑨農地整備課	116

1 平成29年度 農政部の基本方針

平成29年度農政部の基本方針

I 多様な担い手づくり (担い手育成プロジェクト2000)

①就農・就業支援体制の強化

- ・ぎふアグリチャレンジ支援センター(仮称)の新設
- ・障がい者雇用モデルの構築
- ・大学生等を対象としたインターシップ研修の実施
- ・農業高校生向け産地ツアー、出前講座の開催
- ・農業大学の授業料免除枠の拡大

②就農研修拠点の拡大・強化

- ・就農研修拠点の拡大〈複合経営(池田町)、栗(中津川市)、夏秋トマト、有機農業(美濃白川地域)〉
- ・あすなる農業塾の受講枠拡大
- ・就農研修拠点間のネットワーク構築
- ・岐阜県就農支援センター(海津市)の運営

③就農応援隊による新規就農者支援

- ・就農応援隊の活動促進
- ・新規就農者激励会の開催

④営農定着・経営強化に対する支援の充実

- ・営農開始時、規模拡大時に必要な農業機械・施設の整備支援
- ・多額の初期投資を要する新規就農者向け資金の創設、金利負担軽減のための利子補給
- ・就農前の研修期間や就農直後の経営安定等を支援するための資金交付
- ・地域就農支援協議会の活動支援

⑤担い手への農地集積・集約化の推進

- ・農地中間管理機構の運営支援
- ・機構集積協力金等の交付
- ・「人・農地プラン」の作成・見直し支援

⑥中山間地域における担い手支援の強化

- ・集落営農組織の立上げ、農地集積による規模拡大に必要な農業機械の導入支援
- ・集落営農の組織化・法人化支援
- ・水田法面管理の負担軽減技術の効果検証

II 売れるブランドづくり

⑦生産から販売を見据えた戦略的な産地づくり

- ・良食味米栽培技術の確立・普及
- ・米政策改革で影響を受ける大規模稲作農家向けの農業機械等の導入支援
- ・東京オリンピック等に向けたGAP認証取得の推進、新たな協議会の設置による県産農産物PR
- ・高温障害を軽減する生産管理技術の開発

⑧県産花きの活用促進と販売力強化

- ・花きの日の普及、花いけバトルの開催
- ・全国園芸鉢物研究大会の開催

⑨競争力のある畜産産地づくり

- ・第11回全国和牛能力共進会への出品牛対策
- ・牛肉の新たな需要開拓のための肥育試験

⑩家畜防疫体制の強化

- ・高病原性鳥インフルエンザ対策の強化
- ・岐阜大学と連携した研究、獣医師の確保対策

⑪鮎王国ぎふの復活と発展

- ・魚苗センター増設、親魚養成技術の実証試験
- ・種苗放流量増加に向けた漁協の取組支援
- ・アユの国内外販路拡大等に必要な機器整備支援
- ・清流長良川あゆパーク(仮称)の整備

⑫県産農畜水産物のグローバル展開

- ・知事トップセールス等による新たな輸出国の開拓
- ・輸出ルートの確立に向けたニューフェア及び産地招へいの実施、県産花きの海外市場調査
- ・飛騨牛のインドネシア輸出に向けた輸入業者発掘、輸出認証施設の整備に向けた構想策定

⑬付加価値の高い農畜水産物の国内販路拡大

- ・ジ・フーズの継続設置、地産地消week等の開催
- ・食農教育推進に係る指導者の育成支援

⑭力強い農業を支える農業生産基盤の整備

- ・ほ場の大区画化や水田の乾田化
- ・農業用水路の更新整備・補修
- ・中山間地域等のほ場整備、農道整備

III 住みよい農村づくり

⑮世界農業遺産「清流長良川の鮎」の保全・活用

- ・「清流の国Ayu-1グランプリ」など多彩な「GIAHS鮎の日」イベント等による普及啓発
- ・保全・継承活動を担う人材育成塾の開催
- ・「清流長良川の恵みの逸品」の認定、常設販売
- ・開発途上地域からの研修生や視察団の受け入れによる内水面漁業の技術支援

⑯都市農村交流・田園回帰の促進

- ・民間主導の新たな協議会の立上げ支援
- ・「ぎふの田舎応援隊」制度の創設
- ・兼業就農の事例把握、都市部での情報発信

⑰鳥獣害対策・ジビエの推進

- ・防護柵の整備推進、有害鳥獣捕獲やエコジカの個体数調整に対する助成
- ・カワの捕獲・追い払い等の支援、ドローンを活用した被害対策技術の研究開発
- ・解体師認定制度の創設、ジビエサミットの開催
- ・解体処理を行うサライト施設の導入支援

⑱農業・農村の多面的機能の維持・増進

- ・中山間地域等直接支払、多面的機能支払による農村を守る共同活動の推進
- ・用排水路内の段差解消による「水みち」づくり
- ・小学生を対象とした勉強会の開催等による多面的機能の普及・啓発

⑲災害に強い農村づくり

- ・農業用ため池・農道橋の耐震化、排水機場の更新整備
- ・農業用水を活用した小水力発電施設の設置、環境保全学習の実施

主要施設の整備(予定工期)

- ・中山間農業研究所中津川支所の移転(H26~29)
- ・清流長良川あゆパーク(仮称)の新設(H26~29)
- ・県魚苗センターの増設(H27~29)

2 平成29年度農政部の施策

(1) 農政課

事業名	新規	予算額 (千円)	実施主体	事業期間 (年度)	国補・ 県単の別	補助率	事業の概要	係名
農業技術国際協力事業費	○	5,300	県	H29 (H28 補正 ～)	県単	—	○農業技術研修の実施 ゲアン省から農業技術者を招へいし、栽培技術や普及指導に関する農業技術研修を実施。 ○専門職員の派遣 ゲアン省へ専門職員を派遣し、現地での実践状況についてフォローアップを実施。併せて、研修カリキュラムのブラッシュアップに係る情報交換を実施。	政策調整 係
農業協同組合中央会事業活動促進費 補助金		800	農協中 中央会	S30 ～	県単	県1/2	岐阜県農業協同組合中央会が、県下各農業協同組合等を対象に実施する次の事業に要する経費に対して支援。 ①経営執行体制強化に係る指導事業 ②監査能力向上に係る研修事業 ③営農活動に係る指導事業 ④生活改善活動に係る指導事業 ⑤広報活動に係る指導事業 ⑥農協再編に係る指導事	政策調整 係
農畜産物の放射性物質モニタリング 検査事業費		1,606	県	H23 ～	県単	—	県内で生産される農畜水産物について放射性物質のモニタリング検査を実施し、検査結果を県ホームページにて公表	農業研究 推進係
中山間農業研究所中津川支所移転事 業費		883,666	県	H26 ～H30	県単	—	J R 東海の中央新幹線総合車両基地建設に伴い、速やかに中山間農業研究所中津川支所の移転を進めるための事業費	農業研究 推進係
畜産研究所養豚養鶏研究部再編整備 事業費	○	59,000	県	H29 ～	県単	—	畜産研究所養豚養鶏研究部（美濃加茂市）と養豚養鶏研究部関試験地（関市）の再編整備に必要な調査等を行うための事業費	農業研究 推進係
農業技術センター池田試験地移転事 業費	○	9,000	県	H29	県単	—	農業技術センター池田試験地の機能を農業技術センターへ移転するための経費	農業研究 推進係
清流の国ぎふ・農畜水産物ナンバー 1 プロジェクト事業費		39,910	県	H26 ～H30	県単	—	岐阜県の強みを活かすことのできる3品目について、研究所の持つ技術シーズを活用し生産性の強化、品質の向上技術を確立することで、全国ナンバー1ブランドの構築を目指す研究プロジェクト事業	農業研究 推進係

							(3品目内訳) ・トマトプロジェクト：27,963 ・飛騨牛プロジェクト：4,335 ・アユプロジェクト：7,612	
農業の地球温暖化適応プロジェクト事業費	○	5,000	県	H29 ～H33	県単	—	地球温暖化による気象変動の影響に適応する技術を開発し、強い産地づくりを推進する研究プロジェクト事業	農業研究 推進係
高額研究開発機器整備事業		9,050	県	H28 ～H29	県単	—	畜産研究所において自給飼料分析等に使用している近赤外分析装置の更新に係る経費	農業研究 推進係
重点研究開発推進費		21,477	県	H15 ～	県単 ほか	—	岐阜県科学技術振興方針で定める重点研究方針及びびぎふ農業・農村基本計画で定める基本方針に基づき、政策的・戦略的に重点化した研究課題を、研究開発達成年度とその成果を明確にして取り組む戦略的研究開発事業	農業研究 推進係
農業技術センター国補試験調査費 [国事業名] ・農地土壌温室効果ガス排出量算定 基礎調査事業 ・農林水産業・食品産業科学技術研 究推進事業		8,200	県	H25 ～	国補	—	農業技術センターにおける国補・受託試験研究調査に係る経費	農業研究 推進係
農業技術センター県単試験調査費		34,690	県	S29 ～	県単 ほか	—	農業技術センターにおける試験研究調査に係る経費	農業研究 推進係
中山間農業研究所県単試験調査費		11,211	県	H25 ～	県単 ほか	—	中山間農業研究所における試験研究調査に係る経費	農業研究 推進係
畜産研究所県単試験調査費		37,307	県	H22 ～	県単 ほか	—	畜産研究所における試験研究調査に係る経費	農業研究 推進係
水産研究所国補試験調査費 [国事業名] ・内水面資源生息環境改善手法開発 事業 ・放流用種苗育成手法開発事業		1,762	県	H25 ～	国補	—	水産研究所における国補・受託試験研究調査に係る経費	農業研究 推進係
水産研究所県単試験調査費		7,295	県	H27 ～	県単 ほか	—	水産研究所における試験研究調査に係る経費	農業研究 推進係

(2) 検査監督課

事業名	新規	予算額 (千円)	実施主体	事業期間 (年度)	国補・ 県単の別	補助率	事業の概要	係名
農業協同組合監督費		5,415	県	S42 ～	県単	—	農業協同組合等が関係法令を遵守し自己責任原則に基づく健全経営がなされるよう、厳格かつ効率的な検査と共同組織体としての健全性確保のための指導監督を実施。	監督・検査係
水産業協同組合監督費		646	県	S47 ～	県単	—	水産業協同組合が関係法令を遵守し自己責任原則に基づく健全経営がなされるよう、厳格かつ効率的な検査と共同組織体としての健全性確保のための指導監督を実施。	監督係

(3) 農産物流通課

事業名	新規	予算額 (千円)	実施主体	事業期間 (年度)	国補・ 県単の別	補助率	事業の概要	係名												
県産農産物情報収集活動費		4,759	県	S47～	県単	—	県産農産物の出荷先である首都圏、京阪神圏、中京圏、北陸圏の農産物の流通・消費動向を把握するとともに、県産農産物の販売促進活動を実施。	流通企画係												
大都市圏販路拡大対策事業費 [国事業名] 地方創生推進交付金事業		7,715	県	H24 ～	県単 国補	—	<p>県産農産物の県外への販路拡大に向けて、三大都市圏向けに各市場圏の特性に合わせた販路拡大対策を展開。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県産農産物のブランドイメージの向上を目指し、首都圏において「飛騨牛」「岐阜柿」等の集中的なPR活動を実施。 ○ 大都市圏における県産農産物のブランドイメージや更なる認知度向上を目指し「ほうれんそう」「えだまめ」等、主要農畜産物の集中的なPR活動を実施。 ○ 県産農産物の販路の開拓等を図るため、阪神圏で開催される青空市等へ出店し、農産物のPR、販売を実施。 ○ 中部圏知事会議で提唱された9県1市のブランド食材の販売促進を行うため、PR活動などを実施。 	流通企画係												
ひだ・みの農畜産物販路拡大事業費 [国事業名] 地方創生推進交付金事業		7,200	生産者 団体	H25 ～	県単 国補	1/2 以内	<p>県産農産物の販売促進、ブランド化を推進するため、全農岐阜県本部が行う各種販売推進活動を支援。</p> <p>○事業内容等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>展示・販売</td> <td>県産農物等の展示・販売PR等</td> <td rowspan="5">全国農業協同組合 連合会岐阜県本部</td> </tr> <tr> <td>商談会への参加</td> <td>市場、量販店、レストラン、マスコミ等を対象とした商談会への参加</td> </tr> <tr> <td>レストラン等でのメニューフェア</td> <td>レストラン等での県産農産物等を使用したメニューの提供</td> </tr> <tr> <td>広報活動</td> <td>各種情報誌、新聞等を活用した広報活動の実施</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	事業主体	展示・販売	県産農物等の展示・販売PR等	全国農業協同組合 連合会岐阜県本部	商談会への参加	市場、量販店、レストラン、マスコミ等を対象とした商談会への参加	レストラン等でのメニューフェア	レストラン等での県産農産物等を使用したメニューの提供	広報活動	各種情報誌、新聞等を活用した広報活動の実施	流通企画係
項目	内容	事業主体																		
展示・販売	県産農物等の展示・販売PR等	全国農業協同組合 連合会岐阜県本部																		
商談会への参加	市場、量販店、レストラン、マスコミ等を対象とした商談会への参加																			
レストラン等でのメニューフェア	レストラン等での県産農産物等を使用したメニューの提供																			
広報活動	各種情報誌、新聞等を活用した広報活動の実施																			

県産農産物イメージアップ事業費補助金		900	生産者団体など	H25～	県単	1/2以内	県産農産物の新品目・新ブランド品目を中心に知名度向上、イメージアップを目的に行う販売促進活動を支援。 ○事業内容等	流通企画係	
							項目		内容
							展示・販売	県産農産物等の展示・販売PR等	・農業協同組合、漁業協同組合及びその連合会 ・生産者組織 ・農業関係団体 ・市町村長
							広報活動	地域の特色ある農産物等の新規販路開拓に向けたPR活動	
飛騨牛首都圏進出プロジェクト事業費 [国事業名] 地方創生推進交付金事業		6,334	県	H26～	県単 国補	—	経験豊富なコーディネーターのネットワークや経歴を生かし、首都圏にて飛騨牛や県産農産物の取り扱いに興味のある飲食店の掘り起しを行うとともに、首都圏での飛騨牛等の販売を希望する食肉事業者、生産者の営業活動に対して助言を行う。	流通企画係	
卸売市場等流通対策事業費		264	県	S47～	県単	—	卸売市場の活性化と卸売市場の適正な運営を確保するため、県卸売市場整備計画の推進、岐阜県卸売市場審議会の開催、地方卸売市場業務の適正化指導等を実施。	流通企画係	
卸売市場審議会委員報酬		210	県	S47～	県単	—	岐阜県卸売市場整備計画に関する事項等を審議。 ・設置根拠：卸売市場法及び岐阜県卸売市場条例	流通企画係	
農林水産祭参加費		1,032	県	H26～	県単	—	国民の農林水産業に対する認識を深め、農林水産業者の技術改善及び経営発展の意欲の高揚を図るため、農林水産省が国民的な祭典として開催する農林水産祭中央行事（顕彰普及関係行事）への参加経費の一部を負担。農林水産祭普及啓発関係行事への出展委託。 （平成29年度は皇室視察対象年度）	流通企画係	
地理的認証表示制度導入支援事業費		100	県	H28～	県単	—	国や関係機関と連携し、地理的表示保護制度（GI制度）活用を希望する農業者や生産団体に対し、研修会や相談活動等を実施。	流通企画係	
重点戦略国輸出プロジェクト事業費 [国事業名] 地方創生推進交付金事業	○	21,000	県	H29～	県単 国補	—	新規ターゲット国へ飛騨牛等の輸出ルートを構築し、飛騨牛のPR活動を展開するなど認知獲得活動を実施し、新規需要を創出する。	輸出戦略係	
岐阜県農産物等海外輸出促進事業費 [国事業名] 地方創生推進交付金事業	○	30,200	県	H29～	県単 国補	—	輸出ルートの確立及び継続取扱店舗獲得に取り組むとともに産地招聘を実施するなど、県産農産物の更なる認知獲得及び安定的な輸出量の確保に向けた販路開拓を進める。	輸出戦略係	
輸出拡大・定着化推進事業費 [国事業名] 地方創生推進交付金事業	○	12,400	県	H29～	県単 国補	—	新規輸出品目の発掘及びマーケティング調査を実施する。また、農産物を輸出している民間事業者や希望者に対し、岐阜県農林水産物輸出促進協議会のネットワークを活かし輸出事業への支援を実施する。	輸出戦略係	

海外販路拡大調査費	○	9,100	県	H29 ～	国補	—	ハラール飛騨牛の輸出ルートの構築や認知獲得に取り組み、販路開拓を進める。	輸出戦略 係
飛騨牛輸出拠点施設運営支援事業費 補助金		5,000	食肉処 理事業 者	H28 ～	県単	1/2 以内	県内食肉処理施設からの輸出を実現するため、対EU・アメリカ向け食肉処理認定施設として稼働する県内事業者に対する経費の一部を助成する。	輸出戦略 係
清流の国ぎふ地産地消運動推進事業 費 [国事業名] 地方創生推進交付金事業		3,508	県	H26 ～	県単 国補	—	県民協働による地産地消活動を促進するため、以下の取組を実施。 ○地産地消weekキャンペーンの実施 県内の農産物直売所や飲食店、小売店など幅広い参加のもと、県産農産物を活用したメニューの提供や販売フェアを集中的に行う「地産地消Week」を実施 ○地産地消ネットワークづくり 地産地消Weekに参加した店舗等を中心に、需要者とのニーズ、マッチング等について意見交換会を開催 ○企業等と連携した販売促進フェア等の開催 県と協定を締結する企業等と連携し、県産農産物の販売促進フェアを開催 ○朝市・直売所の魅力のPRと研修会の開催 ・活力と魅力ある朝市・直売所づくり研修会の開催 ・地域朝市連合活動の促進 ・地産地消情報の収集	地産地消 係
岐阜県農業フェスティバル開催費負 担金		13,000	実行委 員会	S60 ～	県単	—	岐阜県農業の現状と将来方向を広く県民にPRするとともに、農産物消費拡大のために開催する岐阜県農業フェスティバルに要する経費の一部を負担。 ・事業主体：岐阜県農業フェスティバル実行委員会 (構成：岐阜県、県市長会、県町村会、農協中央会他関係団体)	地産地消 係
学校給食地産地消推進事業費補助金		14,872	農協中 央会	H3 ～	県単	県1/3 又は 1/2	学校給食での県産農産物の利用促進により、将来の消費者である児童・生徒に県農業への理解・県産農産物の愛着心を醸成。 ○内容 学校給食に県産農産物を利用した場合、その経費の一部を助成。 (助成対象となる農産物等) ・県内産の玄米、小麦粉、大豆、米粉、野菜・果実等、牛肉、豚肉、水産物	地産地消 係

6次産業化促進事業費		13,500	県	H26～	県単	-	県産農畜水産物の付加価値を高める6次産業化の取組みを促進するため、6次産業化商品のテストマーケティング拠点の設置と農林漁業者への専門家の派遣を実施。 ○テストマーケティング拠点の設置 ○6次産業化実践アドバイザーの派遣	地産地消係
県産農産物販売力強化事業費 [国事業名] 地方創生推進交付金事業		15,500	県	H13～	県単 国補	-	県産農畜水産物の付加価値を高める6次産業化の取組みを促進するため、食品バイヤー等業界向け及び消費者向けの販路拡大活動を実施 ○商談会・研修会等の開催 ○販売フェア、PRイベント等の開催 ○メディア等を活用した戦略的な情報発信 ○産学官金連携による商品開発・ブラッシュアップの支援	地産地消係
6次産業化サポート体制整備事業費		21,600	県	H25～	国補	国定額	6次産業化を推進するための支援機関「6次産業化サポートセンター」を設置し、人材育成、サポート活動等を実施。 ○委託先：民間事業者（公募により選定） ○事業内容： ①戦略に基づく交流会の開催 ②人材育成研修（インターンシップ研修）の実施 ③専門家（プランナー）派遣による事業計画の策定、フォローアップ支援	地産地消係
農業6次産業化促進支援事業費補助金 [国事業名] 地方創生推進交付金事業		4,500	農林漁業者等	H23～	県単 国補	県1/2 又は 1/3	農林漁業者が6次産業化に取り組む際、自ら生産した農林水産物を使用し加工食品を開発するために必要な機械器具の整備を支援	地産地消係
岐阜の「食」資源発掘・活用事業費 [国事業名] 地方創生推進交付金事業		1,900	県	H28～	県単 国補	-	地域に埋もれた特色ある「食」資源の掘り起こしや魅力の発信を行い、地産地消と県内誘客に繋げるため、以下の取組を実施。 ○郷土料理の情報収集とWEBサイトの充実 ○郷土料理や伝統食材を次世代に継承するための地域ワークショップ等の実施	地産地消係
地域の魅力再発見食育推進事業費補助金	○	2,700	食育事業団体	H29～	国補	国1/2 以内	地域の関係者が連携して取り組む、以下の①～⑧の食育活動を支援。 ○実施主体：食育事業団体 (食育推進計画の目標達成に向けた取組を効果的に推進するために組織された食育協議会の構成員のうち、今後の食育活動のモデルとなり得る事業を実施する市町村、民間団体等、及び事業承認者が特に必要と認める団体)	地産地消係

							<p>○支援内容：</p> <ul style="list-style-type: none">①食育推進検討会の開催②課題解決に向けたシンポジウム等の開催③食育推進リーダーの育成及び活動の促進④食文化の保護・継承のための取組支援⑤農林漁業体験の機会の提供⑥和食給食の普及⑦地域における共食の機会の提供⑧食品ロスの削減に向けた取組	
--	--	--	--	--	--	--	--	--

(4) 農業経営課

事業名	新規	予算額 (千円)	実施主体	事業期間 (年度)	国補・ 県単の別	補助率	事業の概要	基本計画番号 (係名)
普及指導員活動費 [国事業名] 協同農業普及事業交付金		18,806	県	S58 ～	国補 県単	交付金	<p>1 普及指導員活動費 (10,747千円) 地域の特性に即した農業の振興に向けた普及指導活動を展開するための活動費及び効率的な活動を支援するための農林事務所及び農業経営課地域支援係・園芸技術支援係の運営費。</p> <p>2 一般研修費 (1,125千円) 普及指導員の資質向上を図り、「ぎふ農業・農村基本計画」の目標達成に向けた高度な専門力を習得するため、国及び県段階における計画的・体系的な研修を実施。</p> <p>3 普及情報活動推進費 (3,444千円) 全国農業改良普及支援協会が運営するEK-SYSTEMを活用し、現地情報を収集するとともに農業者へ迅速かつ的確に技術情報等を提供。</p> <p>4 農業改良普及推進協議会運営費 (331千円) 普及指導活動を円滑に推進するため、普及指導活動に関する推進検討会、成果検討会を開催。</p> <p>5 新技術導入普及支援事業費 (1,100千円) 試験研究機関で開発された新技術等の現地適応性を実証するとともに、農業者等に対して新技術の普及と定着化に向けた実証成果研修会を開催。</p> <p>6 農村青少年活動促進指導 (758千円) 地域農業のリーダー育成及び新規就農者の育成・確保を図ることを目的に農業担い手リーダー (指導農業士、青年農業士、女性農業経営アドバイザー) の認定等を実施。</p> <p>7 普及指導員調査研究活動費 (1,301千円) 現地の当面の課題解決のため、普及指導員及び革新支援専門員が担当項目に関する調査研究を実施。</p>	普及企画係
普及指導員活動費 (維持管理分)		7,895	県	H21 ～	国補 県単	—	普及指導員の活動に要する公用車の燃料費	
自動車管理費 (普及員活動費)		6,328	県	S58 ～	県単	—	農林事務所に配置する公用車の維持管理費	
自動車整備費 (普及員活動費)		13,655	県	H25 ～	県単	—	農林事務所に配置する公用車の整備費	

普及推進事業費		4,760	県	H18 ～	県単	—	<p>1 普及職員研修強化特別事業費 (2,189千円) 県独自の普及指導課題に対応するため、専門力を高める研修を実施し、産地をリードできる高い指導力のある普及指導員を育成する。特に、若手指導員の資質向上を図るため、若手指導員研修を実施する。</p> <p>2 輝く農業女子支援事業 (1,688千円) 農業・農村において、各々が能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するため、女性を対象としたフォーラムを開催するほか、若手女性農業者等を対象とした研修会を実施する。</p> <p>3 農業高校生への就農機会づくり事業費 (883千円) 農業高校生が、農業大学校への進学や就農に際して参考となるよう県内農業者の講話や現地視察を実施し、より身近に就農を検討する機会を創出する。</p>	普及企画 係
新品種・新技術普及推進事業費 [国事業名] 産地ブランド発掘事業		5,497	県	H26 ～	国補	定額	新品種・新技術等の特徴や有用性の評価と、産地・実需者とのマッチングを進める。また、それらの新品種や新技術の有用性が確認できれば、実需者、産地等でコンソーシアムを形成するとともに、コンソーシアム活動を通じて、強い産地づくりを推進する。	普及企画 係
新たなブランド創出支援事業費	○	6,500	県	H29 ～	県単	—	<p>普及指導員が中心となって「清流長良川」といった地域資源を活かし、学校や企業など農業関係者以外とのコラボレーションを展開して、加工品づくりやイベントを結び付け、消費者に選ばれる新たなブランド創出を支援する。</p> <p>①ブランド戦略会議の設立 ②栽培マニュアル、品質の向上化など技術支援 ③生産コスト試算等のコレボレーションに必要なデータ分析 ④コラボレーション先とのコーディネート ⑤イベント参加などの販売支援 ⑥新たな栽培者の確保など</p>	普及企画 係
新たなブランド創出支援事業費 (維持管理費分)	○	1,300					事業実施に要する公用車の燃料費	
普及指導費		2,747	県	S50 ～	県単	—	農林事務所（農業普及課）の運営指導費 効率的・効果的に普及活動が展開できるよう農林事務所（農業普及課）の運営指導を行うとともに、国・関係団体との連携・情報交換等を実施。	普及企画 係
農業大学校運営費 ・運営費 ・自動車管理費 ・施設管理業務専門職等設置費等		37,636	県	S57 ～	県単	—	農業大学校の管理運営費 本県農業の担い手の育成・確保に向けて、農業大学校において次代の農業・農村の指導的役割を期待する青少年に対し長期の実践教育を実施。	普及企画 係

人材養成指導費 [国事業名] 協同農業普及事業交付金	48,807	県	S57 ～	国補 県単	交付金	農業大学校の授業実施経費等 農業改良助長法に基づく教育研修施設として、より実践的な農業教育を行うため、外部講師の招へいやほ場等管理、調査研究等を実施する ・人材養成指導事業費 ・非常勤講師等設置費	普及企画 係
就農支援強化事業費 [国事業名] 農業経営者育成教育事業	3,829	県	H27 ～	国補 県単	定額	農業大学校における担い手育成機能を強化し、学生の就農（自営就農及び雇用就農）の増加を図るため、新たな実習カリキュラムの導入を進める。 ・乳用牛飼育管理の高度化のため牛群検定の実施 ・高度園芸施設管理技術の実施 ・飛騨牛最新飼育管理技術の実施	普及企画 係
緑の学園開催事業費 [国事業名] 協同農業普及事業交付金	302	県	S57 ～	国補	交付金	高校生の農業経営への興味と関心を深め、就農への意欲を高めるため、若手農業者との懇談会や農業体験を実施する。	普及企画 係
アグリ・エンジョイネット岐阜活動 推進事業費補助金	100	アグリ・エン ジョイネット岐 阜	H14 ～	県単	県 1/2 以内	多様な担い手の育成・強化を図るため、組織活動等を通じて課題解決に取り組み、活力ある地域づくりを推進しているアグリ・エンジョイネット岐阜の活動を支援。 活動内容：各種研修会、農産物加工技術や農村文化の伝承支援等	普及企画 係
農村青少年クラブ事業費補助金	180	岐阜県出羽 連絡協議会	S49 ～	県単	県 1/2 以内	次世代を担うリーダーの育成を図るため、若い農業者である4Hクラブ員の自発的な活動を支援。 活動内容：各種研修会、地区研修活動、活動連携強化、4HクラブのPR活動等	普及企画 係
農業担い手リーダー支援事業補助金	1,575	岐阜県 農業担 い手リ ーダー	H28 ～	県単	県 1/2 以内	次世代を担う農業後継者の育成・確保のため農業高校生、農業大学校生の研修受入れなど本県農業の担い手育成や青年農業者並びに女性農業者のリーダー育成に取り組む農業者団体の活動運営に対して支援。 活動内容：各種研修会、農業研修生受入、国内外視察研修等	普及企画 係
農業共済指導検査事務費	649	県	S33 ～	県単	—	農業共済組合等の業務運営及び会計の状況について、全組合等を対象に年1回常例検査を行うことで、適切な農業共済事業の遂行に資するとともに、国の災害対策事業である農業共済事業の適正化を図るため、農業共済組合等に対して必要な指導を実施。	農業共済 ・金融係
農業近代化資金利子補給費利子補給 金	16,230	県	S36 ～	県単	県 10/10	農協等の資金を長期かつ低利に融通し、農業経営の近代化を支援。（利子補給） 償還期限 原則15年（うち据置期間3年）以内 農機具のみは7年（うち据置期間2年）以内 融資枠 800,000千円 貸付限度額 ・農業者等個人 18,000千円 （知事特認 200,000千円） ・法人等 200,000千円	農業共済 ・金融係

						<ul style="list-style-type: none"> ・農協等 1,500,000千円 <資金の種類> 農業近代化資金 <ul style="list-style-type: none"> ・一般資金 ・農業経営体育成資金 ・農業災害緊急支援資金 	
農業企業化特融資金利子補給費利子補給金	1,545	県	S36 ～	県単	県 10/10	農協等の資金を長期かつ低利に融通し、県内特産物の育成等を支援。(利子補給) 償還期限は資金の種類により異なる。 融資枠 250,000千円 貸付限度額 <ul style="list-style-type: none"> ・農業者等個人 6,000千円 (知事特認 15,000千円) ・法人等 30,000千円 ・農協等 50,000千円 <資金の種類> 農業企業化特融資金 <ul style="list-style-type: none"> ・養魚施設造成 ・花き類種苗導入 ・地域農業災害経営 ・農業災害緊急支援特別資金 ・地域農業活性化資金 ・高病原性鳥インフルエンザ関連資金 	農業共済 ・金融係
農業経営改善促進資金利子補給費利子補給金	210	県	H6 ～	県単	県 10/10	農業経営基盤強化促進法における認定農業者が経営改善を図る際に運転資金を低利で融通し、経営感覚に優れた経営体の育成を支援。(利子補給) 貸付利率 1.5% 償還期限 1年程度 融資枠 90,000千円 極度額の上限 <ul style="list-style-type: none"> ・個人 5,000千円 ・法人 20,000千円 (畜産、園芸施設は上記の4倍) 	農業共済 ・金融係
農業経営基盤強化資金利子助成費利子助成金	2,941	県	H6 ～	県単	県 10/10	農業経営基盤強化促進法における認定農業者が経営改善を図る際に設備資金等を長期かつ低利で融通し、経営感覚に優れた経営体の育成を支援。(利子助成) 償還期限 25年(うち据置期間10年)以内 貸付限度額 <ul style="list-style-type: none"> ・個人 300,000千円(特認 600,000千円) ・法人 1,000,000千円(特認 2,000,000千円) 	農業共済 ・金融係
農業経営負担軽減支援資金利子補給費利子補給金	809	県	H13 ～	県単	県 10/10	農協等の資金を低利で融通し、営農負債を借り換えることにより、農業者の経営改善を支援。(利子補給) 償還期限 10年(うち据置期間3年)以内 融資枠 200,000千円	農業共済 ・金融係

							貸付限度額 なし	
新規就農支援資金利子補給金		42	県	H27 ～28	県単	県 10/10	認定新規就農者のうち青年就農給付金を受給できない者に対し、就農を開始するために必要な準備資金を無利子で融通し、新規就農を支援。(利子補給) 償還期限 7年(うち据置期間2年)以内 ※H28年度分でH29年度から新規貸付廃止 融資枠 30,000千円 貸付限度額 1,500千円	農業共済 ・金融係
経営体育成強化資金利子助成補助金	○	1,740	県	H29 ～	県単	県 10/10	日本政策金融公庫「経営体育成資金」を借り受けた認定新規就農者及び農業参入法人に対し、新規就農に必要な設備等準備資金を全額利子助成し、新規就農を支援(利子助成) 償還期限 25年(うち据置期間3年)以内 融資枠 300,000千円 貸付限度額 150,000万円	農業共済 ・金融係
新規経営体育成資金利子補給金	○	1,380	県	H29 ～	県単	県 10/10	日本政策金融公庫「経営体育成資金」を借り受けたが自己資金が不足する者に対し、不足する自己資金分に相当する準備資金を無利子で融通し、新規就農を支援。(利子補給) 償還期限 25年(うち据置期間3年)以内 融資枠 75,000千円 貸付限度額 37,500千円	農業共済 ・金融係
就農支援資金貸付金(特別会計)		5,000	県	H7 ～	国補	国 2/3 県 1/3	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基づき、15歳以上40歳未満(青年)及び40歳以上65歳未満(中高年)で就農計画の認定を受けた者に対する、無利子の就農施設等資金の貸付。 償還期限 原則12年(うち据置期間5年、研修・準備は4年)以内 融資枠 5,000千円 貸付限度額 37,000千円(中高年は27,000千円)	農業共済 ・金融係

<担い手対策室>

事業名	新規	予算額 (千円)	実施主体	事業期間 (年度)	国補・ 県単の別	補助率	事業の概要	係名
就農・就業相談窓口事業費補助金 [国事業名] 地方創生推進交付金	○	22,200	(一社) 岐阜県 農畜産 公社	H29 ～	県単 国補	県 10/10 以内	ぎふアグリチャレンジ支援センターで行う就農希望者の就農相談、短期就農支援研修、就農啓発活動、無料職業紹介など就農に向けた支援、企業等の農業参入及び定着支援、個別経営体・任意組織の法人化など経営力の強化に向けた支援を行う。 ○補助対象経費 ・ぎふアグリチャレンジ支援センター運営に係る以下の経費 1 就農支援事業 (1) 就農支援活動	就農支援 係

							(2) 就農啓発活動 (3) 就農相談活動 (4) 無料職業紹介事業 (5) 就農支援研修 (6) 現地就農アドバイザー、現地就農相談員等の設置 2 経営支援事業 (1) 企業等農業参入・法人化に関する相談業務の実施 (2) 企業等農業参入・定着推進に関する事業 (3) 農業法人育成推進に関する事業 (4) 就農支援資金、青年等就農資金に関する事業 ○事業実施主体 ・(一社)岐阜県農畜産公社	
就農・就業相談員等補助金	○	4,741	(一社)岐阜県農畜産公社	H29～	県単	県 10/10 以内	就農希望者に対し就農相談等を行う就農相談員を、ぎふアグリチャレンジ支援センターに設置。 ○補助対象経費 ・就農相談員設置経費(人件費) ○事業実施主体 ・(一社)岐阜県農畜産公社	就農支援係
就農・就業相談窓口事業推進事務費	○	500	県	H29～	県単	—	就農支援、農業参入、法人化推進等に係る県推進事務費	就農支援係
農業次世代人材投資事業費補助金	○	440,257	市町村、(一社)岐阜県農畜産公社	H29～	国補	国 定額	新規就農者確保のため、就農前の研修期間(2年間)と就農直後(5年間)について、経営の安定化を図るため資金を交付する。 (1) 農業次世代人材投資資金(準備型) 交付対象: 県農業大学校等の県が認める農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で研修を受ける45才未満の者 交付金額: 年間150万円(最長2年) (2) 農業次世代人材投資資金(経営開始型) 交付対象: 市町村の人・農地プランに位置づけられる45才未満の独立・自営就農者 交付金額: 年間150万円以内(最長5年)	就農支援係
農業次世代人材投資事業推進事務費	○	530	県				(1) 推進事務費 給付事務に係る、県事務費	
後継者等就農給付金事業費補助金		25,000	市町村	H26補正～	県単	定額	農業次世代人材投資事業の交付対象とならない新規就農者に対して、所得補完のため給付金を給付。 ○給付対象 ・農業次世代人材投資事業を受けておらず、市町村の人・農地プランに位置付けられた平成28年度以降に新規就農した農業後継者等。 ○給付金額 ・年間100万円以内 ○事業実施主体	就農支援係

							・市町村	
経営体育成支援事業費補助金		116,000	市町村	H25 ～	国補	国3/10 又は 1/15 又は 1/2 以内	<p>人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体等の経営規模の拡大や農産物の加工・流通・販売等の経営の多角化等に取り組む際に必要となる農業用機械等の導入について支援。</p> <p>(1) 融資主体型補助事業 地域の中心となる経営体等が融資等を受け、農業用機械等を導入する際、当該整備に係る経費から融資の額を除いた自己負担部分について助成。 ・助成対象者 適切な人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体等 ・補助率 3/10以内</p> <p>(2) 融資等活用型補助事業 重大な気象災害が発生した場合、融資等を活用し、農産物の生産に必要な施設等について再建等する場合において、当該再建等に係る経費から融資等の額を除いた自己負担部分について助成。 ・補助率 3/10以内</p> <p>(3) 追加的信用供与補助事業 融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増による金融機関への債務保証（経営体の信用保証）の拡大を支援。 ・補助率 融資の額の1/15</p> <p>(4) 条件不利地域補助経営体育成支援事業 経営規模の小規模・零細な地域等における意欲ある経営体が経営の規模拡大、複合化等を図るために必要となる共同利用機械等の導入について助成。 ・補助率 1/2以内（4,000万円上限）</p> <p>(5) 市町村付帯事務費 事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費を補助 ・補助率 1/2以内</p>	就農支援 係
新規就農サポート事業費補助金 〔国事業名〕 地方創生推進交付金		30,200	市町村、JA、JA全農 岐阜、 地域協議会	H26 補正 ～	県単 国補	県1/2 以内、 県定額	<p>新規就農者の就農相談から就農後の技術・経営支援を実施する「地域就農支援協議会」等の運営及び長期実践研修に必要な経費を助成 ○地域就農支援協議会等の運営に対する支援 ○長期実践研修費助成</p>	就農支援 係
意欲ある新規就農者育成・定着支援 事業費		969	県	H16 ～	県単		<p>○就農希望者への支援（969千円） 新規就農者確保のため、全国就農相談会や移住定住部局と連携した就農相談を開催 ・アグリチャレンジフェア・全国就農相談会への参加</p>	就農支援 係

[国事業名] 地方創生推進交付金		420	県	H26 ～	県単		・就農支援活動	
	○	3,648	県	H16 ～	県単		○ネットワーク化支援 (135千円) 営農定着支援のため、地域におけるネットワークづくりの交流会や就農研修拠点連絡協議会を開催 ・経営力アップセミナーや交流会、跡継ぎ講座等の開催 ・就農研修拠点連絡協議会	
		3,363	県	H19 ～	県単		○アグリインターンシップ (3,648千円) 大学生等による農業法人等での農業体験をモデル的に実施 ・アグリインターンシップの実施	
							○農業で夢再発見研修 (3,363千円) 実践を通して就農に必要な技術や知識を学ぶ6か月間の集中的な研修 ・年間1回(4月～9月)、定員10名	
新規就農者研修施設整備事業費補助金 [国事業名] 地方創生推進交付金		30,000	農協	H26 ～	県単 国補	県 1/2以内	就農希望者が、農業経営に必要な技術・知識及び経営管理等について、円滑に学ぶことができるよう研修施設を県内各地に整え、新規就農者の育成確保を推進する。 ○補助対象経費 ・長期就農支援研修を実施する者が、当該研修を実施するために必要な施設等を整備する際、かかる経費の一部を助成 ○事業実施主体 ・農業協同組合	就農支援係
就農応援隊事業費補助金		5,500	就農応援隊、地域就農支援協議会、市町村、JA等	H28補 正～	県単	県 4/5 又は 1/2 以内	就農応援隊が実施する新規就農者の育成・確保に必要な就農応援活動を支援。 ①応援活動 ・就農応援活動 ・地域就農支援協議会等との連携強化 ・専門家の派遣 ②応援隊組織運営 ・応援隊の運営 ・応援隊員情報収集活動	就農支援係
就農応援隊活動事業推進事務費		500	県	H29 ～			○推進事務費 事業実施に係る県の事務費	就農支援係
次代を担う新規就農者応援事業費	○	5,000	県	H29 ～	県単		担い手サミットから1周年に合わせて、地域で新規就農者を支援する機運を一層醸成するため、就農研修生や新規就農者を激励する大会を開催する。 開催時期：平成29年11月上～中旬(予定) 内 容：新規就農者激励会の開催	就農支援係
障がい者農の雇用モデル支援事業費補助金	○	15,000	(一社)岐阜県農畜産公社	H29 ～	県単	県 10/10 以内	障がい者の自立と農業分野での就業を促進するため、新たに障がい者を雇用する農業者等の取組を支援する。 ○補助対象経費 (1)障がい者の賃金助成 (2)雇用主の負担軽減	就農支援係

							(3) 推進事業 ○事業実施主体 ・(一社)岐阜県農畜産公社	
集落営農組織化・法人化支援交付金 [国事業名] 農業経営力向上支援事業		22,000	市町村	H26～	国補	定額	集落営農の組織化・法人化を促進するため、組織等設立に伴う経費負担を軽減するための交付金を交付 ○補助率 集落営農等の法人化 1法人あたり40万円 集落営農の組織化 1組織あたり20万円	就農支援係
集落営農等育成推進事務費	○	2,200	県	H29～	県単	—	集落営農による生産体制づくりを推進するため、集落リーダー育成・集落営農の組織化及び経営の安定化・高度化を支援 ○事業内容 ・集落営農取組地域の掘り起しと、集落ビジョン作成や集落合意形成等の取組支援活動 ・集落営農の体制づくりをけん引するリーダーとなる人材と指導者を育成するための研修会の開催	就農支援係
農地中間管理機構事業費補助金		14,000	(一社) 岐阜県 農畜産 公社	H26 ～	国補	国 7/10	農地中間管理機構が農地中間管理権を取得した農地の賃料、維持管理や条件整備等の事業費に対する補助	経営体強化育成係
農地中間管理機構運営費補助金		93,357	(一社) 岐阜県 農畜産 公社	H26 ～	国補	定額	機構の運営に要する経費、市町村やJA等への窓口業務等の委託に要する経費に対する補助	経営体強化育成係
農地中間管理事業事務費		5,700	県	H26 ～	国補	—	農地中間管理事業の促進に要する県の事務費(雇員費3,700千円、事務費2,000千円)	経営体強化育成係
機構集積協力金交付事業費補助金		512,200	市町村	H26 ～	国補	国 10/10 以内	機構を活用した農地の集積・集約化を加速化するため、機構に対し農地を貸し付けた地域及び農地所有者等に交付する補助金(対象は、農業振興地域の区域内の農地) (1) 地域集積協力金 ・交付対象者 地域における話し合い(人・農地プラン)に基づき、機構にまとまった農地を貸し付けた地域。(地域:集落など、外縁が明確である同一市町村内の区域) ・交付要件 「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸付けられていること。 (2) 経営転換協力金 ・交付対象者 機構へ自作地の貸付けを行った以下の農業者等 ①農業部門の減少により経営転換する農業者 ②リタイアする農業者 ③農地の相続人 ・交付要件	経営体強化育成係

							<p>経営転換・リタイア等により、機構に対し、一度に全農地又は一つの経営部門の全農地を10年以上貸付け、かつ、農地が機構から受け手に貸付けられること。</p> <p>(3) 耕作者集積協力金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付対象農地（以下のいずれか） <ul style="list-style-type: none"> ①以下の農地に隣接する農地 <ul style="list-style-type: none"> ・機構が借り受けている農地 ・公表された借受希望者公募情報に記載された借受け希望者が経営する農地 ②接続する2筆以上の農地 ・交付対象者 <ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理機構へ農地の貸付けを行った以下の農業者 <ul style="list-style-type: none"> ①交付対象農地が自作地の場合：交付対象農地を機構に貸付けた農業者 ②交付対象農地が賃借地の場合：農地所有者が機構に交付対象農地を貸付ける際に当該農地を借入れて耕作していた農業者 ・交付要件 <ul style="list-style-type: none"> 交付対象農地の所有者が機構に対し10年以上貸付け、当該農地が機構から受け手に貸付けられること。 	
人・農地問題解決加速化支援事業費補助金		3,780	市町村	H24 ～	国補	国 1/2 以内	<p>地域の中心となる経営体、将来の農地利用のあり方、農地中間管理機構の活用方針等を定める「人・農地プラン」の作成・見直しをするための取組み及び地域内の合意形成を効果的に進めるための地域連携推進員の活動支援に要する経費の一部を助成</p> <p>【事業主体】市町村</p>	経営体強化育成係
施設園芸等就農推進事業費補助金		4,400	市町村	H27 ～	県単	県 定額	<p>施設園芸品目等の新規就農者が農地中間管理機構を通じて農地等を借り受けた場合、その農地所有者に対して補助金を交付。</p> <p>【事業主体】市町村</p> <p>【事業内容】新規就農者への施設用等農地の貸付けに協力した農地所有者に交付 交付単価：10a当たり30千円（または50千円）以内</p>	経営体強化育成係
中山間地域等水田法面管理対策調査事業費	○	14,951	県	H29 ～	国補	定額	<p>中山間地域における農地集積の阻害要因である水田法面の管理対策を強化するため、モデル地域（経営体）の設置による経営改善効果等の調査を実施</p> <p>【事業内容】モデル地域（経営体）を設置し、カバープランツ処理による経営改善効果調査を実施及び、現地研修会等を開催</p>	経営体強化育成係
中山間地域等担い手育成推進事業費補助金 [国事業名] 地方創生推進交付金	○	3,000	市町村等	H29 ～	県単 国補	国 1/2 以内	<p>中山間地域における集落営農組織等の育成や農地集積を推進するための活動経費の一部を助成</p> <p>【事業主体】市町村、地域農業再生協議会、等</p> <p>【補助対象】新たに集落営農組織化と農地集積を一体的に推進する地区における話し合い、研修会等に係る経費</p> <p>【補助率】定額（上限200千円）</p>	経営体強化育成係
中山間地域等担い手育成支援事業費補助金 [国事業名] 地方創生推進交付金	○	80,000	市町村	H29 ～	県単 国補	国 1/2 以内	<p>中山間地域等における集落営農組織等の育成や経営力強化に必要な農業機械等の導入経費の一部を助成</p> <p>○集落営農経営安定支援</p> <p>【補助対象】中山間地域等において新たに設立される集落営農組織の経営安定に必</p>	経営体強化育成係

							要なトラクター、田植機等 【補助率】 1 / 2以内 (上限5,000千円) 【採択要件】 ・中山間地域であること ・事業実施前年度に営農活動が開始された又は事業実施年度に開始される新たに設立された組織 等 ○担い手経営力強化支援 【補助対象】 農地集積を推進する地域の担い手の経営力・生産力強化に必要な農業機械・施設整備等 【補助率】 定額 (2,000千円又は4,000千円上限) 【採択要件】 ・農地中間管理事業による新たな農地集積が10ha以上あること 等	
岐阜県就農支援センターほ場等管理業務専門職設置費		5,279	県	H27 ～	県単	—	岐阜県就農支援センターのほ場等管理業務専門職の配置にかかる経費。	就農研修係
岐阜県就農支援センター運営費		32,212	県	H26 ～	県単	—	岐阜県就農支援センターにおいて、新規就農者を育成するために必要となる経費。	就農研修係
岐阜県就農支援センター施設整備事業費	○	2,668	県	H29	県単	—	老朽化した設備・施設等の改修、更新に要する経費	就農研修係

(5) 農産園芸課

事業名	新規	予算額 (千円)	実施主体	事業期間 (年度)	国補・ 県単の別	補助率	事業の概要	係名
環境保全型農業直接支払交付金		19,874	農業者 の組織 する団 体等	H27 ～31	国補	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4	<p>農業者の組織する団体等が化学肥料・化学合成農薬を原則50%以上低減したうえで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合、取組面積に応じ交付金を交付</p> <p><支援対象></p> <p>原則次の①～④の要件を満たす農業者の組織する団体等</p> <p>① 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減又は有機農業を行う作物について、販売を目的として生産を行うこと</p> <p>② エコファーマー認定*を受けていること</p> <p>③ 農業環境規範に基づく点検を行っていること</p> <p>④ 自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動を行っていること</p> <p>※特例措置の対象として、共同販売経理を行う集落営農、導入指針に定められていない主作物、有機農業の取組、県特別栽培農産物認証等の認証を取得している者</p> <p><支援対象取組></p> <p>① 化学肥料・農薬の原則50%低減取組とカバークロップの作付け</p> <p>② 化学肥料・農薬の原則50%低減取組と堆肥の施用</p> <p>③ 有機農業の取組（化学肥料、農薬原則不使用）</p> <p>④ 化学肥料・農薬の原則50%低減取組とリビングマルチ</p> <p>⑤ 化学肥料・農薬の原則50%低減取組と草生栽培</p> <p>⑥ 化学肥料・農薬の原則50%低減取組と冬期湛水管理</p> <p>※農業振興地域内の農地で行われる取り組みが支援対象</p> <p><交付金単価>※交付単価の調整が行われる場合がある</p> <p>① 8,000円/10a（うちヒエの種子を使用する場合 7,000円/10a）</p> <p>② 4,400円/10a</p> <p>③ 8,000円/10a（うち雑穀、飼料作物 3,000円/10a）</p> <p>④ 8,000円/10a（うち小麦・大麦・イタリアンライグラスの種子を使用する場合 5,000円/10a）</p> <p>⑤ 5,000円/10a</p> <p>⑥ 8,000円/10a（うち畔補強等を行わない場合 7,000円/10a 有機質資材の購入・投入実態がない場合 5,000円/10a 両方に該当する場合 4,000円/10a）</p>	クリーン 農業係

環境保全型農業直接支払等推進交付金 [国事業名] 日本型直払推進交付金	60	市町村	H27 ～31	国補	定額	市町村が実施する環境保全型農業直接支援対策事業に係る推進指導、実施確認等に要する経費に対して支援	クリーン 農業係
環境保全型農業直接支払等県推進指導費 [国事業名] 日本型直払推進交付金	300	県	H27 ～31	国補	定額	環境保全型農業直接支援対策事業を推進するための県指導費	クリーン 農業係
清流を守る環境保全型農業総合推進事業費 [国事業名] 地方創生推進交付金	6,500	県	H28 ～	国補 県単	—	東京オリンピック・パラリンピック競技大会における県産農産物の供給に向け、農産物の調達基準となるGAP認証取得の推進を実施 ぎふクリーン農業や有機農業等、環境への負荷が少なく、安全・安心な農産物を県民に供給する環境保全型農業の普及推進を図るため、ぎふクリーン農業の生産登録・更新業務、有機農業の推進を実施 ①GAP取組の推進 ・指導者の育成（普及指導員等）、生産者を対象とした研修会の実施等 ②ぎふクリーン農業（生産登録（新規・更新）の推進 ・登録審査、更新講習会、新たな技術の普及推進等の実施 ③有機農業の推進 ・有機農業生産者を対象とした研修会の実施等	クリーン 農業係

清流を守る環境保全型農業総合支援事業費補助金		15,900	市町村 農業者、農事 組合法人、農 協、農業者 の組織する団 体	H28 ～	県単	県1/2、 1/3	<p>GAP認証取得の推進を図るため、管理項目適合のために必要となる、施設改修及び備品購入、農産物の安全性の確認を支援</p> <p>ぎふクリーン農業の推進を図るため、化学合成肥料の使用量を削減する新技術の導入や農産物の安全性の確認を支援</p> <p>【支援内容】</p> <p>①東京オリンピック・パラリンピックに向けたGAP生産の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の衛生管理や資材の安全保管等に必要な施設改修及び備品購入の支援 <p>②環境保全型農業新技術導入支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 県試験研究機関等が開発、試験した環境保全効果の高い技術の導入支援 <p>③農産物安全性確認支援</p> <ul style="list-style-type: none"> GAP認証の取得又は維持やぎふクリーン農業の生産（更新）登録申請に必要な残留農薬自主検査の実施支援 朝市等直売所の自主管理体制づくりを支援 <p>【事業実施主体】</p> <p>①農業者、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、農業協同組合、農業者の組織する団体</p> <p>②市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体</p> <p>③ぎふクリーン農業生産（更新）登録者、朝市等直売所の運営主体。または、「①東京オリンピック・パラリンピックに向けたGAP生産の支援」の示す事業実施主体</p> <p>【補助率】</p> <p>①1/2以内 ②1/3以内、③1/3以内</p>	クリーン 農業係
------------------------	--	--------	---	----------	----	--------------	--	-------------

<p>元気な農業産地構造改革支援事業費補助金（米政策改革対応分を除く）</p>	<p>370,000</p>	<p>農業協同組合連合会、市町村、農協、農事組合法人、生産集団、その他知事が認めるもの</p>	<p>H28～30</p>	<p>県単</p>	<p>県1/4 又は 1/3</p>	<p>「ぎふ農業・農村基本計画」（平成28～32年）の3つの基本方針（多様な担い手づくり、売れるブランドづくり、住みよい農村づくり）に沿った産地の構造改革の取組み、基幹的共同利用施設の改良整備及び大規模担い手の米政策改革対応を支援し、未来につながる農業・農村づくりを推進</p> <p>【事業の採択要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新産地構造改革計画を策定し、知事もしくは農林事務所長の認定を受けること ・一事業の受益戸数が3戸以上であること <p>ただし、事業実施主体が①就農して3年以内の認定就農者に機械・施設を利用させる場合、②あすなる農業塾長に新規就農者研修施設を利用させる場合③構成員に対し県試験研究機関が開発した新技術導入にかかる機械・施設を利用させる場合等及び農政部長が認める場合にあつては受益戸数3戸未満でも可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備する機械施設の直接の受益面積が基準以上であること ・基幹的共同利用施設の改良整備に取組む場合には次の要件を満たす施設であること <ol style="list-style-type: none"> ①農業協同組合法に基づき設置 ②設置後10年以上経過 ③産地の農業生産を維持するうえで重要な役割を果たしている ④受益範囲が概ね市町村以上 ⑤対象品目（水稻、麦、大豆、トマト、ホウレンソウ、いちご、だいこん、キュウリ、枝豆、柿） ⑦直近3ヶ年の利用率の平均が原則50%以上 <p>【補助対象】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①安定的な経営体づくりに必要な機械・施設 新規就農者支援、企業型経営体育成支援 ②足腰の強い産地づくりに必要な機械・施設 新技術導入、新ブランド産地づくり、新たな共同化取組、規模拡大・生産性向上取組、国際競争力強化、流通改善に必要な共同利用施設整備 ③農業・農村環境の維持・確保に必要な機械・施設 環境に配慮した農業、飼料用米の地域内流通体制構築新流通システムの構築、災害に対する産地の強靱化 ④基幹的共同利用施設の改良整備 機械設備の更新・改修 <p>【補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1/4以内 <p>※ただし、次の（1）～（8）に定める機械・施設については1/3以内</p> <p>（1）新規就農者支援 新規就農者研修施設（新規就農者研修施設整備事業の助成対象となる施設は除く）、新規就農者の農業生産に必要な機械・施設</p>	<p>クリーン農業係</p>
---	----------------	---	---------------	-----------	----------------------------	---	----------------

							<p>(2) 企業型経営体育成支援 家族経営体から雇用型経営体への移行、企業の新規農業参入に必要な機械・施設</p> <p>(3) 新技術導入 新技術導入に伴い必要な機械・施設（トマト独立ポット耕、トマト・なす独立袋栽培）</p> <p>(4) 新品目導入による産地育成 カキ（ねおスイート）、モモ（飛驒おとめ）の新改植（古木の伐採、撤去、整地を含む）</p> <p>(5) 新たな共同化取組 共同化に向けた選別・調整・包装等施設（パッキングセンター等）</p> <p>(6) 国際競争力強化 ①米の付加価値向上への取り組みのための機械（ただし事業実施主体は、米の全国規模コンクールの上位入賞農業者、又は機能性成分米の生産拡大に取り組む者に限る） ②水稻を中心とする営農組合の経営多角化への取り組みのための機械 ③加工・業務用野菜産地の育成に必要な予冷施設、保冷施設、農産物処理加工機械施設 ④輸出用農産物生産流通体制整備に必要な機械・施設</p> <p>(7) 飼料用米の地域内流通体制整備 県が別に定める「地域内流通体制構築モデル事業」に位置付けられた地区において、飼料用米の生産・流通体制構築に必要な機械・施設</p>	
--	--	--	--	--	--	--	---	--

元気な農業産地構造改革支援事業費補助金（米政策改革対応分）	○	50,000	農業法人、農地所有適格化法人、特定農業団体、認定農業者（個人）、認定新規就農者および集落営農組織	H29～31	県単	県1/3	<p>米政策改革対応枠は、米の直接支払交付金の廃止に伴い大規模な経営を行う農業者等の経営に生じる激変を緩和するとともに、生産基盤を強化し「強い農業づくり」を進めることを目的とする。</p> <p>経営上の激変とは、主として機械の計画的導入への影響を指すものとして、次のとおり措置する。</p> <p>【事業の採択要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に住所をもつ水稲作を中心とした農業経営を行う農業法人、農地所有適格化法人、特定農業団体、認定農業者（個人）、認定新規就農者および集落営農組織であること ・過去2カ年※、米の直接支払交付金の支払いを受けていること ※平成29年度事業は平成27～28年度 ・経営面積が平坦地域で概ね30ヘクタール以上、中山間地域で概ね15ヘクタール以上であること <p>【補助対象機械】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター、田植機、播種機、防除機、収穫機、穀類乾燥機、食味計など ・水稲のほか、米の需給調整のために作付する麦、大豆等の栽培に使用する機械を含む ・計画的な機械の導入支援を目的とするため、現有機と同等性能の機械導入（更新）も対象とする <p>【補助率】 1/3以内（ただし、補助金額400万円を限度とする）</p>	水田経営係
主要農作物重金属等安全対策推進事業費		800	県	H19～	県単	—	農作物中の重金属類の実態把握、吸収抑制技術の情報収集及び普及	クリーン農業係
肥料検査指導費		436	県	S53～	県単	—	肥料の品質保全を図るため、肥料取締法に基づく普通肥料登録及び肥料販売業務等の届出の受理、その他肥料の検査や指導業務を推進	クリーン農業係
防除指導費		937	県	S25～	県単	—	病害虫・雑草防除指導指針及び病害虫発生予察情報に基づく効率的な防除指導を実施	クリーン農業係
病害虫防除所運営費 [国事業名] 植物防疫事業交付金		2,375	県	S25～	国補	定額	病害虫防除所による植物防疫事業を効率的に推進	クリーン農業係

病害虫防除員報酬 [国事業名] 植物防疫事業交付金	966	県	S25 ～	国補	国1/2	市町村段階における植物防疫事業の推進を図るため、病害虫防除員を設置	クリーン 農業係
病害虫防除員活動費 [国事業名] 植物防疫事業交付金	144	県	S25 ～	国補	国1/2	病害虫防除員の活動経費	クリーン 農業係
病害虫総合管理技術推進対策事業費 [国事業名] 消費・安全対策交付金	1,600	県	H17～	国補	国 1/2	トマト、ほうれんそう等県内主要品目の薬剤抵抗性病害虫に対する薬剤感受性のモニタリングを行い、I P M（総合的病害虫雑草管理）につながる防除技術を確立	クリーン 農業係
侵入病害虫緊急防除対策推進費 [国事業名] 消費・安全対策交付金	366	県	H9 ～	国補	国 10/10	チチュウカイミバエ及びウメ輪紋ウイルスの侵入・拡散を未然に防止	クリーン 農業係
植物防疫推進事業費	2,640	県	H25～			現地で問題となっている病害虫及び雑草等に対して、効果的な防除方法の調査を行い、地域に適した農薬の普及並びに、航空防除指導等を実施	クリーン 農業係
ウメ輪紋ウイルス緊急防除対策事業費 [国事業名] 消費・安全対策交付金	43,829	県	H28～	国補	定額	ウメ輪紋ウイルス感染樹の処分、補償	クリーン 農業係
指定病害虫発生予察事業費 [国事業名] 植物防疫事業交付金	3,553	県	H9～	国補	定額	国が指定した病害虫の発生状況を調査 指定病害虫の発生予察手法の確立及び予察基準の策定 難防除害虫に対する農薬の効果確認と発生予察情報への利用	クリーン 農業係
重要病害虫発生予察事業費	1,496	県	H9～	県単	-	国指定以外の病害虫の発生状況を調査 重要病害虫に対する発生予察手法の確立と発生予察情報への利用 難防除害虫に対する農薬の効果確認と発生予察情報への利用	クリーン 農業係
地域特産農産物農薬登録拡大推進事業費 [国事業名] 消費・安全対策交付金	800	県	H18 ～	国補	国 1/2	地域特産農産物の農薬登録拡大に必要な試験を実施 対象作物：1作物、対象薬剤：1農薬 試験内容：薬剤効果、薬害、農薬残留	クリーン 農業係

農薬安全使用総合推進指導事業費 [国事業名] 消費・安全対策交付金	2,100	県	H15 ～	国補	国 1/2	農産物の安全の確保を図るため、生産者への農薬安全使用の徹底、農薬販売業者への指導、農薬適正使用に関する研修会の開催や農薬管理指導士の育成を実施	クリーン 農業係
県産米競争力強化推進事業費	7,050	県	H27～	県単	—	米の消費量が減少傾向にある中で、食味や外観品質など着目し、様々な切り口から差別可能な売れる米づくりを推進 ・ぎふ米競争力強化会議の開催 ・食味ランキング「特A」獲得に必要な栽培技術の検証 ・食味分析データの蓄積、食味官能評価研修会の開催 ・衛星画像を活用した品質・食味のボトムアップ ・高温障害対策に関する知見の収集、対策会議の開催 ・酒造好適米の省力生産に向けた肥料試験の実施	米麦大豆 係
機能性成分米ビジネスモデル構築支援事業費	2,000	県	H26～	県単	—	通常の米とは異なる特性を持つ機能性成分米を生産し、新たな需要の開拓に取り組むビジネスモデルの構築を支援 ・有望品種の試験栽培、プロモーション活動の実施 ・バリエーション拡大に向け、新たな有望品種を調査・選定 ・食品業者と連携した加工品の開発推進	米麦大豆 係
米粉活用促進事業費	700	県	H21～	県単	—	水田の有効活用につながる米粉用米の生産拡大を図るため、県産米粉を使用した商品の開発から販売までの取組を総合的に支援 ・岐阜県産米粉普及推進ネットワーク会員を対象とした学習会の開催 ・大規模集客施設等での販売促進イベント「ぎふの米粉フェア」の開催 ・農業女性起業グループ等を対象とした「出張米粉教室」の開催	米麦大豆 係
岐阜県米麦改良協会補助金	4,359	(一社) 岐阜県 米麦改 良協会	S27～	県単	定額	主要農作物種子の生産・流通業務を担う(一社)岐阜県米麦改良協会に対し、専任職員の人件費を補助 対象：事務局長(1名)	米麦大豆 係
採種指導運営事業費	1,600	県	S27～	県単	—	主要農作物種子法に基づき、県内に供給される米・麦・大豆の種子審査業務を実施するとともに、今後県内で普及すべき品種(奨励品種)を設定 ・種子審査体制(採種ほ場指定、ほ場審査、生産物審査)の整備 ・奨励品種決定基本調査(基本調査、現地調査)の実施	米麦大豆 係

備蓄米管理調整交付金		847	県	H13～	県単	—	県とJA全農岐阜との間で締結した「災害に対応する玄米の備蓄・供給に関する協定（H22.4.1）」に基づき、JA全農岐阜が行う備蓄米の管理経費等の一部を交付 備蓄量：200トン（玄米） ※県内の農協低温倉庫等を利用して5圏域に分散備蓄	米麦大豆 係
農産物検査対策事業費		779	県	H28～	県単	—	農産物検査法に基づき、地域登録検査機関の登録管理・指導監督業務を遂行 ・新規登録、変更登録、登録更新、検査報告の審査等 ・巡回立入調査、疑義案件調査の実施等 ・登録申請研修会等の開催	米麦大豆 係
競争力強化生産総合対策条件整備事業費補助金 [国事業名] 強い農業づくり交付金、産地パワーアップ事業		204,120	農協等	H17～	国補	国1/2 以内	水田農業の競争力を強化し、強い農業づくりを推進するため、産地基幹施設の機能向上や再編等に要する経費の一部を助成 事業主体：JA、営農集団 等 対象施設：育苗施設、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、産地管理施設 等 採択要件：成果目標基準を満たすこと 等	米麦大豆 係
競争力強化生産総合対策地区推進事業費補助金		500	農協等	H17～	県単	県1/2 以内	高品質な米・麦・大豆の安定生産を図るため、産地の総合的な取組に要する経費の一部を助成 事業主体：JA 等 対象経費：協議会の開催、調査の実施、技術の普及、啓発活動 採択要件：成果目標を定めること、2作物以上を対象とすること 等	米麦大豆 係
産地収益力向上生産支援対策事業費補助金 [国事業名] 産地パワーアップ事業		90,147	農業者 等	H28～	国補	国1/2 以内	各産地が地域の強みを活かして進める収益力強化の取組に要する経費の一部を助成 事業主体：農業者、農業者の組織する団体、民間事業者 等 対象事業：農業機械の導入及びリース導入、生産資材の導入 等 採択要件：成果目標基準を満たすこと 等	米麦大豆 係
麦・大豆等生産販売推進事業費		1,800	県	H17～	県単	—	麦・大豆等の安定生産を図るため、県内各地において、新技術の実証展示や導入効果の検証等を実施 【麦】新品種「さとのそら」施肥改善試験、製麺適性評価の実施 等 【大豆】安定生産と作業省力化を図るための技術支援の実施 等	米麦大豆 係
水田農業構造改革市町村推進補助金		12,600	市町村	H18～	県単	定額	地域が主体となる需給調整への移行を図るため、地域の実情に応じた水田フル活用と市町村が行う需要に応じた米生産の推進に必要な事務経費に対し助成支援を実施 【事業実施主体】 ・市町村 【補助対象経費】 ・新たな需給調整方法の周知等に必要経費	水田経営 係

							<ul style="list-style-type: none"> ・生産・流通・販売動向調査に要する経費 ・地域協議会が作成する水田フル活用ビジョンの実現に向けた指導、助言等 ・その他、需要に応じた米生産の推進に必要な事務 	
水田農業構造改革推進指導費		1,200	県	H17～	県単	—	産地競争力強化に向けた共同利用施設の効率的活用や、需要に応じた生産の円滑な推進に向けた指導等を実施	水田経営係
経営所得安定対策事務費補助金 [国事業名] 経営所得安定対策		166,633	市町村 農業再生協議会	H23～	国補	定額	<p>経営所得安定対策の円滑な実施に向け、市町村及び農業再生協議会が実施する制度加入推進活動や交付手続き事務等に必要となる経費に対し助成</p> <p>【事業実施主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村、地域農業再生協議会、岐阜県農業再生協議会 <p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策の推進活動経費 	水田経営係
経営所得安定対策推進事業費 [国事業名] 経営所得安定対策		3,335	県	H24～	国補	—	<p>経営所得安定対策を効果的に活用し、地域の実情に応じた農業振興を図るため、戦略作物（新規需要米）及び地域振興作物の生産振興や制度の普及・推進、並びに地域農業再生協議会の活動支援を実施</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非主食用米（飼料用米・米粉用米等）の生産拡大推進活動 ・飼料用作物の生産拡大推進活動 ・耕作放棄地解消に向けた支援活動 ・産地交付金の活用促進及び制度の普及促進 ・経営所得安定対策推進活動 ・地域農業再生協議会に対する支援活動 	水田経営係
米穀流通監視対策事業費		450	県	H23～	県単	—	<p>用途が限定された米穀（飼料用米、米粉用米、加工用米等）について、その用途以外の使用及び販売を禁止する事項等が法律に定められた（食糧法）ことに伴う監視業務等を実施</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法の規定に基づく立ち入り調査の実施 ・法と義務の徹底を周知するための研修会の実施 	水田経営係
飼料用米生産流通加速化プロジェクト整備事業費補助金 [国事業名] 強い農業づくり交付金、産地パワーアップ事業		250,000	農協等	H27～	国補	国1/2以内	<p>持続可能な水田農業経営を実現するため、水田フル活用による飼料用米の安定生産と配合飼料メーカーへの円滑な供給体制整備に向けた支援を実施</p> <p>【事業主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村、農協等 <p>【対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料用米の大規模流通に対応するため、共同乾燥調製施設の荷受け・流通体制整備のために必要となる施設整備・増強に要する経費の一部を助成 	水田経営係

飼料用米生産流通加速化推進事業費	1,000	県	H27～	県単	—	<p>本県の気象・土壌条件に適した多収性の品種選定と栽培技術確立に向けた支援を実施</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多収品種実証圃の設置 ・飼料用米省力・低コスト栽培技術導入支援 ・ICT生産管理システムを導入する経営体の育成 	水田経営係
農業機械利用総合対策推進事業費	1,658	県	H18～	県単	—	<p>農業機械の効率的かつ安全な利用と農作業事故防止を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業機械の利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・大型・高性能農業機械研修の開催と技能認定（農業機械士養成） ・農業機械整備・効率利用講習 ○農業機械の適正整備 <ul style="list-style-type: none"> ・農業機械整備施設の認定 ○農作業安全対策 <ul style="list-style-type: none"> ・農作業事故調査及び分析と農作業安全の手引き作成 	水田経営係
加工・業務用野菜拡大支援推進事業費	700	県	H25～	県単	—	加工・業務用野菜の生産拡大を図るための現地での活動に対する支援や、現地での課題の解決を目的とした試験研究などを推進	野菜係
飛騨・美濃特産名人活用推進費	235	県	S63～	県単	—	銘柄産地・産品づくりを地域で支える優れた生産者を飛騨美濃特産名人として認定するとともに、名人の活動を支援することで更なる銘柄産地・産品づくりを推進	野菜係
野菜産地強化特別対策条件整備事業費 [国事業名] 強い農業づくり交付金、産地パワーアップ事業	851,449	農協等	H20～	国補	国1/2以内	<p>県農産物の競争力強化を図るため、野菜等の一層の低コスト化、消費者・加工業者等のニーズに対応した高付加価値生産等に向け、担い手への支援と産地における生産供給体制強化への支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産地基幹施設等の整備に要する経費の一部を助成 <p>【事業主体】 農業者等の組織する団体など</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果目標の基準を満たしていること ・面積要件等を満たしていること など 	野菜係
園芸産地収益力強化支援事業費補助金	3,000	農協、生産組織等	H29～	県単	県1/2以内	トマト・ほうれんそう・えだまめ・いちご・かき（柿）、だいこん産地を対象に、「産地収益力強化プラン」の実現に向けて行う作業の共同化、新技術の導入、農地の確保など産地規模の維持・拡大に向けた取組に要する経費を助成	野菜係
園芸産地収益力強化支援事業推進事業費	500	県	H29～	県単	—	県及び関係機関で構成する「産地収益力強化推進チーム」により、産地が取り組む生産技術の改善や新技術導入、作業の省力化や共同化等のシステムの構築を支援	野菜係

元気な園芸特産産地育成対策事業費補助金	4,000	市町村農協 営農集団等	H28 ～ H30	県単	県1/4 以内	試験研究機関等で開発された新技術や新たな品種・品目の導入並びに朝市等直売所に出荷する産地を対象とし、園芸特産物の量と品揃えの拡大等に必要な生産・加工・販売に係る機械・施設等の導入に対して助成 (事業区分) ・産地強化タイプ 試験研究等で開発された新技術等を地域においてはじめて導入するために必要な機械・施設等 ・産地育成タイプ 地域において新たな品種・品目を導入し、産地を形成するために必要な機械・施設等 ・朝市等産地活性化タイプ 朝市等での販売を目的とした園芸特産物の量と品揃えの充実及び「安全・安心・健康」にこだわった生産出荷の促進を図るために必要な機械・施設等	野菜係
野菜生産出荷安定資金造成費補助金 [国事業名] 野菜価格安定対策事業	2,981	(一社) 岐阜県野菜価格安定基金協会	S40～	国補	右記のとおり	独立行政法人農畜産業振興機構が行う野菜価格安定対策事業に係る資金造成に対して、岐阜県野菜価格安定基金協会が納付する納付金に対して助成 (補助率) 重要野菜 国65/100、県17.5/100 その他野菜 国60/100、県20/100 (対象野菜) 重要野菜：秋冬だいこん、たまねぎ（2品目、2種別） 調整野菜：夏だいこん、春夏にんじん、冬にんじん（2品目、3種別） 一般野菜：夏秋トマト、冬春トマト、夏秋なす、秋冬さといも、秋冬ねぎ、ほうれんそう、冬春きゅうり（6品目、7種別）	野菜係
特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費補助金 [国事業名] 野菜価格安定対策事業	853	(一社) 岐阜県野菜価格安定基金協会	S50～	国補	右記のとおり	岐阜県野菜価格安定基金協会が行う特定野菜等価格安定事業にかかる交付準備金造成について助成 (補助率) 指定野菜 国1/2、県1/4 特定野菜 国1/3、県1/3 (対象野菜) 春だいこん、秋冬だいこん、夏秋なす、春キャベツ、ほうれんそう、かぶ、しゅんぎく（6品目、7種別）	野菜係
県野菜価格安定交付準備金造成費補助金	2,803	(一社) 岐阜県野菜価格安定基金協会	S46～	県単	県1/2	岐阜県野菜価格安定基金協会が行う県単野菜価格安定事業にかかる交付準備金造成について助成 (対象野菜) 春だいこん、夏秋なす、えだまめ、ほうれんそう、秋冬さといも、春キャベツ、夏秋きゅうり、冬春きゅうり、秋冬はくさい、春ねぎ、夏ねぎ、秋冬ねぎ、こねぎ、ブロッコリー（11品目、14種別）	野菜係

岐阜県野菜価格安定基金協会基盤強化対策補助金	2,490 (人件費) 2,574	(一社) 岐阜県 野菜価 格安定 基金協 会	H12～	県単	右記の とおり	野菜価格安定事業の実施主体である岐阜県野菜価格安定基金協会の基盤強化に向け、同協会の管理運営費の一部並びに事務局長人件費について助成 (補助率) 管理運営費 1/2以内 事務局長人件費 10/10	野菜係
園芸特産振興推進指導費	1,910	県	S38～	県単	—	園芸振興団体の指導及び園芸品目の生産振興指導事務 ・ 県園芸特産振興団体育成対策の推進事務 ・ 流通情報活用の推進事務 ・ 農業用使用済プラスチック等適正処理の推進事務	果樹特産係
飛騨・美濃伝統野菜生産消費推進事業費	240	県	H18～	県単	—	飛騨・美濃伝統野菜の認証品目について、地域固有の食文化の魅力を見直し、消費者の認知度を高めること等により、需要の拡大、生産の拡大を推進 ・ 飛騨・美濃伝統野菜の品目別推進方針の策定 ・ 「味の箱舟」認定に向けた推進活動、広報活動	果樹特産係
園芸特産振興団体育成対策費補助金	4,185	岐阜県園芸 特産振興会	S38～	県単	定額	本県産園芸特産物の更なるブランド化と安全・安心・健康な園芸特産物の生産・供給を図るため、岐阜県園芸特産振興会が実施する生産及び消費流通対策に係る事業活動等に助成	果樹特産係
果樹担い手育成サポートセンター支援事業費補助金	500	農協	H28～	県単	県1/2	本県の主要な果樹産地に「担い手育成サポートセンター」を設置し、就農希望者の受入れから就農定着まで一貫して支援することにより、果樹産地での多様な担い手の育成確保を推進 ・ 産地情報の発信、産地PR活動 ・ 就農研修に必要な機材や資材等の整備	果樹特産係
園芸新ブランド生産拡大支援事業費	3,000	県	H25～	県単	—	国体向けに育成された園芸新ブランド品目(早秋柿、太秋柿、ぼろたん(クリ)、夏秋いちご)、県が近年開発した新品種(華かがり(イチゴ)、ねおスイート(カキ)、えな宝来(クリ)、えな宝月(クリ)、飛騨おとめ(モモ))の生産・販売の拡大を推進 ・ 栽培現地研修会の開催、試験研究成果の普及等による生産拡大 ・ 高品質で安定した生産技術の確立・普及	果樹特産係
果樹経営支援対策推進事業費	800	県	H25～	県単	—	産地ごとに、将来方向を明確化した果樹産地構造改革計画の策定・見直しと実践を通じた果樹産地の収益向上、生産拡大の推進 ・ 高品質な果実生産のための優良品種への転換の推進 ・ 恵那地域特産の栗を地域資源として活用する『栗の郷』づくり推進体制の整備	果樹特産係

元気な美濃茶産地づくり推進事業費		366	県	H21～	県単	—	平坦地域、中山間地域の特性にあった茶生産を進め、産地の維持拡大を図るとともに、県産茶のPR等により消費拡大に向けた取組を支援 ・茶産地構造改革計画策定推進会議の開催 ・茶園の共同管理体制づくり、作業受託体制の整備の推進 ・岐阜県茶業振興大会、関西茶業振興大会の開催支援	果樹特産係
蚕業振興対策事業委託料		432	(一財) 岐阜県 蚕糸協 会	S44～	県単	定額	新たな蚕糸対策に呼応して蚕糸業と絹業との提携関係の早期構築に向け支援を行うとともに、小学生に絹文化を知ってもらうための養蚕文化伝承活動及びGIFUシルククラフトのブランド化を支援するため、養蚕農家の現地指導、蚕業動向調査、蚕種・繭流通対策、養蚕文化伝承、PR活動等の蚕業振興対策を委託	果樹特産係
全日本愛瓢会総会・展示会開催費補助金	○	500	全日本愛瓢会 総会・展示会 実行委員会	H29	県単	定額	第42回全日本愛瓢会総会・展示会の開催経費を助成	果樹特産係
学校花壇コンクール（FBC）推進費		350	フラワー・フ ラボー・ コンクール 実行委 員会	S39～	県単	—	県内の小・中学校及び地域社会の環境美化に努めるとともに豊かな情操教育を推進するため、参加校に草花の種子等を提供し、学校花壇コンクール（フラワー・ブラボー・コンクール）を開催（負担金）	花き係
花き生産振興指導費		1,070	県	S39～	県単	—	県内主要産地の実態を把握し、特徴を活かした花き振興施策の立案、展開により、花き生産振興を推進 ・花き産業振興総合調査の実施 ・全国大会、各種研修会への参加 ・花き関係者との連携強化 他	花き係
関東東海花の展覧会事業費		450	関東、 東海地 域の1 都11 県他	S46～	県単	—	県産花きのPRを進めるため、関東、東海地域の1都11県が共同開催する関東東海花の展覧会に参画（負担金） ・1都11県：埼玉県、東京都、千葉県、静岡県、愛知県、茨城県、群馬県、栃木県、神奈川県、岐阜県、三重県、山梨県	花き係
園芸福祉サポーター実践活動促進事業費		1,290	県	H19～	県単	—	園芸の持つ効果を地域づくり・医療・福祉等の分野において花きの新たな需要拡大を図るため、園芸福祉の地域活動の活性化、普及及び園芸福祉サポーターの認定、スキルアップ研修などの支援を実施 ・園芸福祉サポーターの認定 ・園芸福祉サポーターの活動支援	花き係

ぎふ花き販路拡大促進支援事業費補助金 [国事業名] 地方創生推進交付金	2,320	生産者 団体	H21～	国補 県単	県1/2	県産花きの販路拡大のための商談会等の開催及び首都圏等の主要市場等が開催する商談会等への出展を支援し、県産花きの安定販売、販路拡大を推進 ○助成対象 ・市場商談会、IFEX、ギフト・ショー等への出展及び買参人等を招いた商談会の開催 ○補助率 県1/2以内 ○事業採択要件 ・各商談会の開催、各商談会等への出展は、3戸以上で行う。 ・出展者、来場者へのアンケート調査等により、事業成果の検証を行う。 ・商談会を開催または市場が開催する商談会に出展する場合は、商談を行う上で必要となる能力の向上研修会の開催または参加を必須要件。 ・業界が開催する商談会に出展する場合は、事業実績及び効果等について報告会開催等により、県内花き生産者間の情報共有に努めることを必須要件。	花き係
花で彩る清流の国ぎふづくり推進事業費 [国事業名] 地方創生推進交付金	10,000	県	H27～	国補 県単	—	「岐阜県花きの振興に関する条例」で定めた「花きの日」を県民に周知するとともに、県民が心豊かに暮らし、生活のあらゆる場面で花きの利用が促進されるよう普及啓発イベントなどを開催 ・花で彩る「清流の国ぎふ」県民会議の開催 ・花きの日（8月7日）PRフェアの開催	花き係
ぎふフラワーフェスティバル開催等負担金	13,400	清流の 国ぎふ 花き戦 略会議	H27～	県単	—	清流の国ぎふ花き振興計画において、花き振興の推進母体となる「清流の国ぎふ花き戦略会議」が行う「ぎふフラワーフェスティバル」の開催等を支援（負担金） ○ぎふフラワーフェスティバルの開催 ・時期：平成29年10月7日（土）～8日（日）（予定） ・場所：花フェスタ記念公園 ・内容：フラワーディスプレイ、花かざり体験、企業出展、花き振興施策PRなど ○2つの専門部会による分野別の取組み ・生産振興部会…大型商談会及び商品企画コンテストの開催、輸出に向けた取組みなど ・消費拡大部会…花かざりコンテスト、フラワーウィークPR、花のある暮らし展示、花きの効果効用展示、小中学校における花育活動など	花き係
花き文化普及推進事業費	5,421	県	H28～	県単	—	花きの文化の振興を目的として、華道家やフローリストたちが競う「花いけバトル」を、歴史的舞台であり、東西文化の結節点となった関ヶ原で実施 時 期：10月中旬 場 所：関ヶ原町 内 容：制限時間内に華道家たちが花を生けこみ、花飾りの美しさを来場者が評価	花き係

花き安定供給対策推進事業費 [国事業名] 地方創生推進交付金		1,922	県	H28～	国補 県単	—	花きの安定供給に向けた技術向上セミナー及び品評会の開催、県産花きの付加価値向上のための県育成ブランド品種のPR等を実施 ・岐阜県花き品評会の開催 ・花き販売力強化セミナーの開催 ・県ブランド品種のPR	花き係
第28回全国園芸鉢物研究大会開催負担金	○	1,000	実行委 員会	H29	県単	—	全国の園芸鉢物生産者並びに関係者が一堂に会し、連携と交流を深め、技術の研鑽及び知識の向上を図るとともに、県産花きを全国にPRする大会を開催 時 期：10月6日（金）、7日（土） 場 所：大会・情報交換会 岐阜市内ホテル 現地研修会 県内大規模生産者施設、花フェスタ記念公園	花き係
花き総合指導センター事業費		1,247	県	H18～	県単	—	県産花きの生産振興、消費啓発を目的とし、花き関連の展示及び講習会、花飾りコンテストなどを実施	花き係
国際園芸アカデミー運営費		43,826	県	H16～	県単	—	「花と緑の空間づくりによる健康でこころ豊かな生活の創造」を基本理念とする「国際園芸アカデミー」において、実践を重視した独自のカリキュラムにより21世紀の花と緑の産業を担う人材を育成	花き係

(6) 畜産課

事業名	新規	予算額 (千円)	実施主体	事業期間 (年度)	国補・ 県単の別	補助率	事業の概要	係名
畜産経営指導事務費 畜産経営指導事務費（維持管理費）		5,791 1,209	県	S36 ～	その他	-	農林事務所、家畜保健衛生所及び畜産課において、農家及び畜産関係団体との連絡・調整・調査・検査・指導等を実施する経費	管理調整係
農林事務所公用車導入事業費		1,679	県	H26	その他	-	農林事務所畜産担当公用車の更新 ・飛騨 1台	
ポーノブラウン普及推進事業費		323	県	H28 ～	その他	-	T P Pにより増加する安価な輸入豚肉や国内他産地との競合に打ち勝つため、県内養豚農家における本県独自の「霜降豚肉」が生産できる県有種豚「ポーノブラウン」利用拡大を推進	養豚・養鶏係
中小家畜生産強化支援事業費補助金		5,692	(一社)岐阜県畜産協会、生産者団体等	H28 ～	県単	1/2 以内	県の中小家畜（豚、鶏、蜜蜂等）の畜舎の衛生環境の改善や、県内産畜産物の安全・安心P R、生産基盤の強化等を図るため、関係団体等に対して助成を実施	
養蜂推進事業事務費		500	県	H15 ～	その他	-	養蜂振興法に基づく転飼調整や養蜂関連業務等を実施	
畜産協会等事業推進費補助金		9,223	(一社)岐阜県畜産協会	S33 ～	県単	定額	畜産経営の健全な発展及び県民に安全な畜産物を安定的に供給するため、(一社)岐阜県畜産協会が行う農家等への指導事業等に対し助成を実施	
畜産コンサルタント設置事業費補助金		22,595	(一社)岐阜県畜産協会	H15 ～	県単	定額	畜産経営の健全な発展及び県民に安全な畜産物を安定的に供給するため、畜産物の生産費の低減や品質の向上などの畜産経営の改善、指導を行う畜産コンサルタントの設置に対し助成を実施	
担い手育成畜産技術高度化促進事業費		2,016	県	H18 ～	その他	-	畜産物の生産費の低減や品質の向上などの畜産経営の改善安定を図るために畜産経営体の育成指導を実施	

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助金		174,269	クラスター協議会	H28～	国補	1/2	県が認定した畜産クラスター計画に基づき畜産クラスター協議会が実施する収益性向上や畜産環境問題対策等に必要な施設整備事業に要する経費への補助 事業実施主体：山県市畜産クラスター協議会	養豚・養鶏係
鶏舎防疫設備事業費補助金	○	20,000	(一社)岐阜県畜産協会	H29～	県単	1/2	高病原性鳥インフルエンザの発生予防のために、鶏舎の防疫設備整備に要する経費の一部を助成	
農畜産業振興機構委託事務費		1,044	県	S37～	その他	-	独立行政法人農畜産業振興機構の助成事業に係る県事務費	
地方競馬全国協会委託事務費		135	県	S37～	その他	-	地方競馬全国協会の助成事業に係る県事務費	
畜産高度化支援リース事業委託事務費		50	県	S57～	その他	-	畜産環境整備機構の助成事業に係る県事務費	
資源循環型畜産確立推進事業費		1,150	県	H18～	その他	-	畜産経営に関する総合的な環境保全対策を推進 ・畜産環境保全のための調査・検査指導・堆きゅう肥の利用促進 ・耕畜連携による堆肥の利用促進	酪農・飼料係
加工原料乳認定事業委託事務費		179	県	S43～	その他	-	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、生乳の消費流通の状況を把握し、特定乳製品の製造に使用された加工原料乳の数量を認定	
酪農振興対策支援事業		7,506	市町村農協農協連	H27～	県単	1/2以内	酪農経営の安定を図るため、乳用牛の改良や増頭などの取組みに対し助成 ・飼養管理の改善のための調査・指導 ・雌雄産み分け用選別精液を交配した初妊牛の県内導入・自家保留 ・増頭するための初妊牛導入	
乳業工場機能向上推進事業費補助金	○	50,000	県	H29	県単	1/4	消費者の発酵乳やデザート類乳製品への需要の高まりから、農協が運営する乳業工場の製造ライン増強を図るために実施する設備改造に要する経費の一部を助成 ・事業主体：美濃酪農農業協同組合連合会	
牧場管理委託料		6,597	県	S48～	その他	-	岐阜県家畜育成牧場の管理について指定管理者制度に基づき牧場管理を委託	

牧場管理委託料（人件費分）		8,027	県	H15 ～	その他	-	牧場管理委託料のうち、任期付職員に係る人件費	酪農・飼料 係
岐阜県家畜育成牧場管理運営業務評価委員会運営事務費		274	県	H18 ～	その他	-	岐阜県家畜育成牧場に指定管理者制度を導入したことに伴い、その運営に対し評価をするために設置した管理運営業務評価委員会の開催に係る経費	
県営育成牧場施設等修繕費		5,000	県	H23 ～	その他	-	岐阜県家畜育成牧場を維持・管理していくために必要な施設・機械の修繕に要する経費	
県営育成牧場備品購入費		5,200	県	H25 ～	その他	-	岐阜県家畜育成牧場において牧草運搬等に必要な機械の購入費 ・ホイールローダー	
飛騨牧場ケーブルテレビ引込工事費	○	1,270	県	H29	その他	-	地上波テレビが受信できない飛騨牧場事務棟へ高山市清見町大原地区に開通したケーブルテレビを引き込むのに要する経費	
飛騨牧場法面崩壊復旧事業費（県単枠）	○	13,410	県	H29	その他	-	飛騨牧場麦島放牧区の法面崩壊箇所において、今後地すべり等による管理道路等の崩落拡大を防ぐために実施する復旧工事に係る測量・調査・設計業務に要する経費	
飼料用稲等生産・利用拡大支援事業費		3,261	県	H25 ～	その他	-	飼料用米の作付拡大、活用推進のための調査、指導に要する経費 ・飼料用米生産・利用拡大推進 ・飼料用米利用啓発	
耕畜連携自給飼料増産推進事業費		804	県	H18 ～	その他	-	飼料自給率の向上を推進するための調査、指導等に要する経費 ・飼料生産利用技術検討会 ・飼料増産推進指導 ・優良品種選定普及促進 ・公共牧場広域利用推進	
飼料安全性確保強化対策事業費		376	県	H2 ～	その他	-	飼料の安全性調査、適正使用に関する指導等を実施 ・県推進協議会、地区講習会、巡回指導等 ・飼料添加物に含まれる抗菌性物質に対する薬剤耐性菌の実態調査 ・飼料業者情報共有システムデータの管理	
飼料品質改善調査検査事業費		315	県	H2 ～	その他	-	飼料製造業者及び販売業者等への立入検査等を実施	

定期種畜検査費 (種雄畜検査事業費)		135	県	H13 ～ S26	その他	10/10	家畜改良増殖法に基づく定期種畜検査及び岐阜県種雄豚検査を実施	衛生防疫 係
県検査費 (種雄畜検査事業費)		29		～	その他	-		
家畜保健衛生所運営費		10,202	県	S26 ～	その他	-	家畜保健衛生所の管理運営、家畜衛生技術研修等に係る経費	
家畜保健衛生所運営費 (維持管理費)		33,759						
家畜保健衛生所運営費 (PCB廃棄物処理分)	○	70	県	H29	その他	-	高度病性鑑定センターで保管しているPCBを含有する安定期等、汚染物を処理する のに要する経費	
家畜保健衛生所雇員設置費		9,230	県	H18 ～	その他	-	家畜保健衛生所の雇員設置費 ・中央(2名)、中濃、東濃、飛騨家畜保健衛生所 5人	
家畜保健衛生業務専門職設置費		8,362	県	H26 ～	その他	-	家畜保健衛生業務専門職に係る経費 ・中央、東濃家畜保健衛生所	
家畜防疫車導入事業費		3,400	県	H28 ～	その他	-	家畜保健衛生所で病性鑑定材料の運搬や家畜伝染病発生時の初動防疫活動に伴う消毒機 材等の運搬に使用する公用車の導入費 ・飛騨	
中央家畜保健衛生所移転開所事業費	○	856	県	H29	その他	-	平成29年6月(予定)に岐阜大学敷地内に新たに中央家畜保健衛生所が移転・開所するこ とに伴う記念式典等の開催等に要する経費	
旧中央家畜保健衛生所高度病性鑑定 センター廃止関連事業費	○	6,324	県	H29	その他	-	中央家畜保健衛生所移転改築に伴い廃止される旧高度病性鑑定センターの処分に必要と なる経費	
家畜改良増殖指導推進事業費		356	県	H27 ～	その他	-	家畜人工授精所及び家畜人工授精師の指導、各種技術研修会の開催、受精卵移植技術研 修会等への参加に係る経費	
家畜人工授精師養成講習会開催費		450	県	H21	その他	-	家畜改良増殖法に基づく家畜人工授精師の養成講習会の開催に係る経費	
高度病性鑑定費		9,936	県	S27 ～	その他	-	中央家畜保健衛生所高度病性鑑定センターにおける高度で精密な家畜伝染病の検査、診 断業務、検査機器・施設の維持管理に係る経費	
死亡牛BSE検査推進事業費 死亡牛BSE検査推進事業費(維持 管理費)		3,069 1,469	県	H15 ～	その他	1/2 以内	中央家畜保健衛生所高度病性鑑定センターで実施する48ヶ月齢以上の死亡牛に係るBS E検査実施経費	

死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業費補助金		960	(一社)岐阜県畜産協会	H26～	県単	定額	死亡牛BSE検査を円滑に実施するため、他県との差額相当分を助成	
家畜伝染病検査体制整備事業費		2,143	県	H25～	その他	1/2以内	家畜伝染病等の診断に必要な検査機器を整備に係る経費	衛生防疫係
監視・危機管理体制整備促進対策事業費		1,147	県	H10～	その他	1/2以内	家畜保健衛生所における迅速情報収集・分析体制の構築、畜産現場における感染症の調査及び衛生指導に係る事務費	
地域衛生管理技術対策事業費		7,903	県	H19～	その他	1/2以内	畜産農家への巡回指導や地域内で技術講習会等を開催し、飼養管理技術指導をおこなうための経費	
家畜衛生指導調査費		576	県	H27～	その他	-	飼育動物診療施設、動物用医薬品販売業者等への立入調査、教育現場における飼育動物への衛生管理指導に要する経費	
家畜疾病診断精度向上管理向上事業費	○	1,000	国補	H29～	その他	-	家畜保健衛生所における家畜疾病診断の検査技術や検査結果の信頼性向上のために精度管理体制の構築を図るのに要する経費 ・内部制度管理等に関するガイドラインの作成 ・標準作業手順書の作成 他	
畜産物安全対策事業費		1,179	県	H19～	その他	1/2以内	畜産農家等における動物用医薬品等の使用実態調査、薬剤感受性試験の実施や動物用医薬品等の適正使用の指導、動物用医薬品等の品質検査・農場HACCPの普及推進等に係る経費	
動物用医薬品製造業者等監視指導費		137	県	H15～	その他	10/10	法定受託事務である動物用医薬品製造販売業者等の許可更新、立入調査等に係る県事務費	
獣医師養成確保修学資金貸与事業補助金		3,360	(公社)岐阜県獣医師会	H27～	県単	定額	本県において産業動物獣医師として就業を志す獣医系大学在学生在への修学資金の助成 ・岐大枠：10万円／月×2名 ・一般枠：12万円／月×3名	
フレッシュ畜産獣医師確保促進事業費		180	(公社)岐阜県獣医師会	H27～	県単	-	産業動物獣医師を確保するための経費	
新たな家畜衛生連携推進体制構築事業費	○	3,800	県	H29～	その他	-	平成29年6月（予定）に中央家畜保健衛生所が岐阜大学敷地内に移転・開所することに伴い、新たな家畜衛生連携体制を岐阜大学と構築し、家畜防疫体制の強化を図るために要する経費	
未来の産業動物獣医師育成推進事業費	○	1,300	県	H29～	その他	-	将来の産業動物獣医師を育成するために高校生や獣医学生を対象として実施する各種推進事業に要する経費 ・病性鑑定、現場研修を充実したインターンシップ ・獣医学生向け家畜衛生講習会 他	

雇上獣医師手当		245	県	S 26 ～	その他	1/2 以内	家畜伝染病予防法に基づく発生予防とまん延防止に係る検査・指導及び防疫資材の備蓄経費
家畜防疫員旅費		1,848				10/10	
動物用生物学的製剤費		11,982				1/2 以内	
消毒検査薬品費		5,407				10/10	
防疫資材費		4,271				1/2 以内	
検査指導費		4,760			その他	－	
家畜伝染病防疫対応強化事業費		278	県	H20 ～	その他	1/2 以内	防疫演習の開催経費
高病原性鳥インフルエンザ埋却地整備事業費	○	15,500	県	H29	その他	－	平成29年1月に山県市で発生した高病原性鳥インフルエンザの埋却地の適正管理に要する経費 ・暗渠排水、整地、畦畔整備 ・埋却地沈下に対する土砂埋戻作業
高病原性鳥インフルエンザ埋却候補地調査費	○	52,500	県	H29	その他	－	高病原性鳥インフルエンザが発生した際に速やかに防疫措置を終えるために、防疫措置計画で定めた県内養鶏場の埋却候補地の土質調査及び地下水位確認に要する経費 ・ボーリング調査
防疫対策強化支援事業費	○	2,193	県	H29 ～	その他	－	高病原性鳥インフルエンザの発生予防のために、発生が見込まれる冬季に県内全養鶏農場に対して消石灰を配布し防疫強化対策として一斉消毒を実施
鶏疾病発生予防事業費補助金		576	(一社)岐阜県畜産協会	H12 ～	県単	1/3 以内	ニューカッスル病及び鶏伝染性気管支炎の発生予防と良質な鶏肉・鶏卵の生産を図るため、本疾病の予防接種に対して助成
自衛防疫強化促進事業費補助金		1,131	(一社)岐阜県畜産協会	S 46 ～	国補	1/3 以内	自衛防疫の強化を図るため、家畜伝染病の発生予防と良質な畜産物の生産を促進するため(一社)岐阜県畜産協会の行う自衛防疫活動に助成 ・自衛防疫推進会議 ・家畜衛生技術向上支援(広報事業)
				H27 ～			

衛生防疫
係

畜産担い手育成総合整備事業費補助金（公共枠）	97,781	(一社)岐阜県 農畜産公社	H20 ～	国補	右記の とおり	畜産主産地形成または再編整備を図るための基本施設、農業用施設整備等に対する助成 事業箇所 飛騨北都第二地区（飛騨市、高山市） 補助率 1/2以内 但し、飛騨牧場整備事業 10/10以内	畜産基盤 係								
畜産担い手育成総合整備事業事務費（公共枠）	4,362	県	H20 ～	その他	-	畜産担い手育成総合整備事業に係る県事務費									
強い畜産構造改革支援事業費補助金	80,000	農協 農協連 公社 農業者等の組 織する団体 等	H27 ～	県単	右記の とおり	畜産主産地の維持、拡大を図るために、担い手の確保、生産基盤の強化を維持する取り 組みに必要な生産基盤整備（自給飼料基盤整備、農業用施設整備、農機具導入）に要 する経費 【事業の内容】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の区分</th> <th>事業内容</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 新規就農支 援型</td> <td>新規就農希望者が畜産経営、部門経営を開始するのに必要な生産基盤又は新規就農希望者に貸し付けるため生産基盤の整備に要する経費</td> <td>1/3以内</td> </tr> <tr> <td>2 担い手育成 支援型</td> <td>畜産主産地のモデル的な実証地域の設置及び農家負担軽減のための共同施設の設置、規模拡大、新技術等導入による生産コスト低減を図るために必要な生産基盤の整備に要する経費</td> <td>1/4以内 但し、和牛繁殖牛 舎、飼料用稲関係 施設については、 1/3以内</td> </tr> </tbody> </table>		事業の区分	事業内容	補助率	1 新規就農支 援型	新規就農希望者が畜産経営、部門経営を開始するのに必要な生産基盤又は新規就農希望者に貸し付けるため生産基盤の整備に要する経費	1/3以内	2 担い手育成 支援型	畜産主産地のモデル的な実証地域の設置及び農家負担軽減のための共同施設の設置、規模拡大、新技術等導入による生産コスト低減を図るために必要な生産基盤の整備に要する経費
事業の区分	事業内容	補助率													
1 新規就農支 援型	新規就農希望者が畜産経営、部門経営を開始するのに必要な生産基盤又は新規就農希望者に貸し付けるため生産基盤の整備に要する経費	1/3以内													
2 担い手育成 支援型	畜産主産地のモデル的な実証地域の設置及び農家負担軽減のための共同施設の設置、規模拡大、新技術等導入による生産コスト低減を図るために必要な生産基盤の整備に要する経費	1/4以内 但し、和牛繁殖牛 舎、飼料用稲関係 施設については、 1/3以内													

<肉用牛振興室>

共同利用模範牧場土地借上料	17,038	県	S46 ～	その他	-	岐阜県家畜育成牧場用地の借上	肉用牛係
県優良種雄牛造成対策事業費	6,920	県	H11 ～	その他	-	優良な県種雄牛の造成を実施 ・飛騨牛改良推進事業専門委員会の開催（会議、調査等） ・現場後代検定用子牛生産のための補償費等	
飛騨牛生産基盤強化対策事業費補助金	33,720	(一社)岐阜県 畜産協会	H25 ～	県単	1/2 以内	飛騨牛生産振興を図るため、牛づくり・人づくりに関する取組みに対し助成 ・優良雌牛保留対策 ・技術研修会開催、全国和牛能力共進会出品対策等	
飛騨牛生産基盤強化対策事業費	2,600	県	H25 ～	その他	-	飛騨牛生産振興を図るため、牛づくり・人づくりに関する取組みを委託	

繁殖雌牛増頭支援事業費補助金		10,000	市町村 農協 農協連	H28 ～	県単	定額	繁殖雌牛の増頭を目的に牛舎整備などを行った農家を対象に、増頭分に係る繁殖雌牛の導入経費に対し助成	
第11回全国和牛能力共進会（宮城県大会）支援対策事業費	○	1,520	県	H29	その他	-	平成29年9月に宮城県で開催される第11回全国和牛能力共進会へ参加する出品対策委員会の構成員として候補牛及び出品牛の飼養衛生管理、防疫対策、最終審査現地指導等を行うのに要する経費	肉用牛係
和牛放牧適正化調査事業費	○	1,500	県	H29 ～	その他	-	肉用牛肥育において大半を占める飼料費等を削減して経営安定に資するため、放牧による肥育が可能な子牛を購入して試験的に飼育し、各種データを収集して岐阜県への活用の可能性を検討するのに要する経費	
家畜流通指導費		86	県	S37 ～	その他	-	家畜商の登録・指導を実施	
飛騨牛銘柄推進事業費補助金		900	飛騨牛銘柄推 進協議会	H22 ～	県単	1/2以 内	飛騨牛のイメージアップを図るため、生産者、流通業者などの関係者が一体となって組織する推進協議会が行う消費宣伝などに係る経費の一部に助成	
肉用牛放射性物質検査業務費		60,441	県	H23 ～	その他	-	「飛騨牛」ブランドをはじめ県内産肉用牛の信用維持のため、県内産肉用牛全頭の放射性物質検査に係る経費	
海外輸出認証取得に向けた基本調査費	○	8,000	県	H29	その他	-	市場規模が大きく、消費市場としてのポテンシャルが高く、日本から距離が近いアジア諸国をターゲットとして牛肉が輸出できるよう、輸出認証取得可能な施設整備に向けた準備を行うのに要する経費	

(7) 農村振興課

事業名	新規	予算額 (千円)	実施主体	事業期間 (年度)	国補・ 県単の別	補助率	事業の概要	(係名)
ふるさと農村活性化対策調査研究等 事業費 岐阜県農業農村整備委員報酬 [国事業名] 中山間ふるさと・水と土保全対策事 業			県	H5～	国補	国 1/3 県 2/3 (基金 積立)	土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、地 域住民活動を推進する人材の育成、住民活動の活性化、施設の利活用及び保全整備等の促 進に対する支援を行う「岐阜県ふるさと農村活性化対策基金」を造成。 【基金の積立】 ・基金造成額：670,000千円 ・基金造成期間：平成5年度～9年度 ・基金の内訳：国補支出金1/3、一般財源2/3	農村企画 係
・ふるさと農村活性化対策調査研究 等事業費		11,540			基金 及び 運用 益活 用		① 調査研究事業 次世代に受け継がれるべき農業・農村の資源のデジタル・アーカイブ化を実施 ② 研修事業 農地や土地改良施設の保全に向けた地域住民活動の推進指導及び助言等を行う「ふる さと水と土指導員」を育成。 ・県内研修会の開催 ・全国研修会への指導員の派遣 ・スキルアップのための研修会への参加を支援 ③ 推進事業 ○岐阜県農業農村整備委員会の運営 ふるさと農村活性化対策事業を効果的に推進するための学識経験者等からなる県 委員会を設置し、運営を実施。 ○普及啓発活動 農業農村の持つ多面的機能について普及啓発を実施。 ・「ぎふ田んぼの学校」活動事業 ・ぎふ水土里の展示会 ・ぎふ水土里の魅力写真コンクール ○ふるさと水と土指導員活動支援 実践指導技術向上を図るため、指導員に対し、農地等の利活用を通じた交流・保全 活動を支援。(1地区400千円以内) ○ふるさと水と土指導員活用推進 指導員の活用及び活動の活性化を図るため、専門分野別に指導員を紹介。 ○ぎふの田舎応援事業 農村地域の活性化を図るため、都市住民や企業などと連携した活動を支援。	
・岐阜県農業農村整備委員報酬		210		H25～			ふるさと農村活性化対策基金事業を効果的に推進するための学識経験者等からなる県委 員会の委員報酬	

棚田地域水と土保全基金事業費 棚田地域水と土保全活動推進補助金 [国事業名] 中山間ふるさと・水と土保全推進事業			県	H10～	国補	国 1/3 県 2/3 (基金積立)	県に基金を造成し、その運用益の活用等により、棚田保全活動への参加促進、保全活動を行う活動組織の育成、持続的な保全・利活用活動への支援等の対策を実施。 【基金の積立】 ・基金造成額：6億円 ・基金造成期間：平成10年度～12年度 ・基金の内訳：国補支出金1/3、一般財源2/3	農村企画係
・棚田地域水と土保全基金事業費		7,030	県		基金及び運用益活用		1 保全ネットワーク推進事業 都市住民等の棚田保全活動への参加促進を図るため、棚田の魅力や保全の必要性等の普及啓発を実施。 ・「ぎふの棚田21選」PR事業 ・ぎふの田舎応援事業 2 保全活動推進事業 活動組織が行う保全活動の推進を図るため実施する事業 ・棚田保全組織の立ち上げ支援 ・「全国棚田サミット」、「棚田シンポジウム」への参加・派遣 ・棚田保全組織座談会の開催	
・棚田地域水と土保全活動推進補助金		3,770	棚田保全組織ほか			右記	1 保全活動支援事業 (1) 県に登録された棚田保全組織が行う保全活動に対し支援 ・事業主体：棚田保全組織 ・補助率：10/10 (1組織500千円を上限) 補助対象活動における無償労務費が補助対象経費に満たない場合には、無償労務費の額を上限とする。 (2) 若い力で元気創出ふるさと支援事業 県内の大学生等から棚田地域の保全活動の提案を募集し、その実践活動に対し支援 ・事業主体：大学、短期大学、専門学校に在籍する学生及び教員で構成する団体 ・補助率：10/10 (1団体300千円を上限) ・募集：3団体程度	
都市農村交流推進事業費		2,000	県	H12～	県単		本県の豊かな自然環境とそこで営まれている農林漁業を一体的に地域資源と捉え、それらを活用した都市と農村の交流を図る。 また、都市部の移住希望者が望む「兼業就農」の実践事例をとりまとめるとともに、情報発信を行う。	農村企画係
都市農村交流推進事業費補助金 [国事業名] 地方創生推進交付金	○	3,500	県全域で都市農村交流の推進に取り組む協議会	H29～	国補	定額	本県のグリーン・ツーリズムを推進するため、協議会が行う以下の取組みを支援する。 ・都市農村交流の情報発信に関する事業 ・都市農村交流に係る人材育成や連携強化など受入体制の支援に関する事業 ・その他都市農村の交流の推進に関する事業	農村企画係

耕作放棄地再生利用総合支援補助金		1,680	県	H25～	県単	定額	<p>地形的条件が不利な耕作放棄地において、耕作放棄の解消と営農再開に取り組む農業者等が行う、営農を行う上で必要な条件整備を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：農業者、農業生産法人、NPO法人等で耕作放棄地再生作業を行う年度から起算して5年以上営農を継続すると見込まれるもの。 ・補助率：定額（10a当たり10万円以内で上限50万円） 	農村支援係
耕作放棄地再生支援事業費		1,000	県	H25～	県単		<p>「農地イキイキ再生週間」を設定し、農業者をはじめ、担い手、住民、企業、農業委員会、市町村、県などが連携し、耕作放棄地を再生する活動や再生された農地で営農を行う担い手の掘り起こしなど、耕作放棄地の再生から営農継続までの一貫した支援を実施。</p>	農村支援係
推進費（経営構造対策推進事業費）		300	県	H18～	県単	県10/10	<p>県・市町村段階において、地域農業の担い手となるべき農業経営を育成し地域ぐるみで農業構造を変革していくための「経営構造対策事業」実施に伴う、地域農業者等の合意形成及び数値目標の設定、その目標達成のためのプログラムの策定、事業実施後の着実な効果発現、事業の普及啓発に係る支援体制の整備を実施。</p>	農村支援係
農業会議交付金（単補）		1,000	岐阜県農業会議	H22～			<p>○県推進活動 岐阜県農業会議と連携して、経営構造対策事業実施地区等における地域マネジメント体制の整備及び活動支援等事業推進のための助言指導を実施。</p>	
農業会議交付金（人件費）		4,327	岐阜県農業会議	H12～			<p>○県農業団体推進活動 岐阜県農業会議が事業実施予定地区に対して助言指導するのに要する経費の一部を支援。</p>	
中山間地域等直接支払交付金		959,837	市町村	H27～31	国補	国 1/2 特認 1/3 県 1/4 特認 1/3	<p>農業生産活動等を通じ、中山間地域における耕作放棄地の発生を防止し、中山間地域の持つ多面的機能を確保するため、当該農業生産活動等を行う農業者等に対し、農業生産条件に関する不利を補正する観点から、直接支払いを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域：ア 法指定地域：山村振興法、過疎法、特定農山村法により指定された地域 イ 県が指定する特認地域： a 3法地域に地理的に接する地域 b 農林統計上の中山間地域 ・対象農地：一定の条件を満たす農業生産条件の不利な1ha以上のまとまりのある農地 ・対象行為：集落協定等に基づき5年以上継続される農業生産活動等 ・対象者：当該農業生産活動等を行う農業者等 	農村支援係

中山間地域等直接支払推進交付金	4,685	県	H27 ～31	国補	定額	中山間地域等直接支払交付金の交付にあたり、その趣旨の徹底、対象地域の指定、対象行為の確認等、事務事業の円滑かつ適正な指導を行う。 (1) 都道府県推進事業 ・審査事務費：中立的審査機関の設置・運営、審査事務等に必要な経費 ・都道府県推進費：市町村担当者への指導及び都市住民への制度啓発を行うための経費 (2) 市町村推進交付金 ・確認事務費：確認事務や補助金支払事務等に必要な経費 ・市町村推進費：集落や農家に対する説明会を開催するための経費等	農村支援係
指導費	723	県	H27 ～31	国補	定額		
岐阜県農業農村整備委員報酬(中山間)	32	県	H27 ～31	国補	定額		
農山漁村活性化整備事業 [国事業名] 農山漁村振興交付金	112,500	市町村	H24～	国補	国1/2	都市と農山村の交流、農山村の生活基盤や農林業の振興に寄与する施設整備等を支援することで、農山村地域における定住の促進及び地域間交流を促進する。	農村支援係
多面的機能支払交付金(国費)	520,000	対象組織	H26 ～30	国補	国1/2	農地維持支払活動支援：地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動を行う活動組織等に対し、市町村を通して支援。 資源向上支払活動支援：地域資源の質的向上を図る共同活動や老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等を行う活動組織等に対し支援市町村を通して支援。	農村支援係
多面的機能支払交付金(長寿命化・国費)	380,000						
多面的機能支払交付金(県費)	259,000			県単	県1/4	○主な交付要件(活動組織等) ・国の要綱等に基づき、農業者の活動組織や非農業者を併せて構成する活動組織等を設立し、市町村長より事業計画の認定を受ける。 ・活動組織等は、協定に基づき農地、水路等の地域資源の基礎的な保全管理活動と施設の軽微な補修、農村環境保全活動、多面的機能の増進等の地域資源の質的向上を図る共同活動あるいは施設の長寿命化のための活動等を行う。	
多面的機能支払交付金(長寿命化・県費)	190,000						
多面的機能支払推進費(国補分)	2,490	県		国補	国10/10	○対象地区 農地維持支払活動 619地区 資源向上支払共同活動 523地区 資源向上支払長寿命化活動 412地区	
岐阜県農業農村整備委員報酬(多面的)	105	県		国補	国10/10		
多面的機能支払推進費(県単分)	669	県		県単	—		
多面的機能支払推進交付金	30,153	市町村 推進協議会		国補	国		

生態系保全支援事業費補助金 (清流の国ぎふ森林環境基金事業)	17,300	NPO 地域団体等 市町村	H24～	県単	右記	(1) 生態系保全団体支援事業 里地における生態系を復活させるためのモデル的な取り組みを実施する団体等に対し支援。 ・事業主体：NPO、地域団体、学生が組織する団体等 ・補助率：10/10 (1団体200万円、学生団体30万円を上限) (2) 生態系保全市町村支援事業 水田や用排水路におけるスクミリンゴガイの駆除など、農地・農業用施設を対象とする生態系保全に取り組む市町村を支援。 ・事業主体：市町村 ・補助率：1/2	農村支援係								
生態系保全推進費 (清流の国ぎふ森林環境基金事業)	200	県	H24～	県単		生態系保全団体支援事業に係る提案の審査会等の経費	農村支援係								
水田魚道設置推進事業費 (清流の国ぎふ森林環境基金事業)	3,000	県	H24～	県単		水田の持つ魚の産卵、繁殖、育成の場としての機能を取り戻すため、以下の取り組みを実施し、水路間や水路と水田の落差をつなぐ水田魚道の設置を促進。 ・水田魚道設置研修会の開催 ・アドバイザーの派遣 ・水田魚道の効果検証	農村支援係								
人権問題啓発推進事業費	200	県	H14～	国委託	国10/10	農林漁業を振興する上で阻害要因となっている様々な人権問題の解消を図るための啓発を実施。	農村支援係								
市町村農業委員会交付金 [国事業名] 農業委員会交付金・農地利用最適化交付金	355,120	市町村農業委員会	S45～	国補	定額	○農業生産力の発展と農業経営の合理化を図る農業委員会に対して助成。 ○農業委員会が実施する法令業務を適正に実施するための事業や農地利用の最適化促進に関する事業について助成。	農地利用調整係								
市町村農業委員会補助金 [国事業名] 機構集積支援事業	52,700	市町村農業委員会	S45～	国補	国10/10	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地法に基づく事務の適正実施のための事業</td> <td>・農地の利用関係に関する和解の仲介 ・農地の権利取得の許可取消し及び相続等により取得した農地のあっせん措置 ・農地の利用状況調査 等</td> <td rowspan="2">国10 /10</td> </tr> <tr> <td>農地の有効利用を図るための事業</td> <td>・農地相談員の設置 等</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	補助率	農地法に基づく事務の適正実施のための事業	・農地の利用関係に関する和解の仲介 ・農地の権利取得の許可取消し及び相続等により取得した農地のあっせん措置 ・農地の利用状況調査 等	国10 /10	農地の有効利用を図るための事業	・農地相談員の設置 等	
事業名	事業内容	補助率													
農地法に基づく事務の適正実施のための事業	・農地の利用関係に関する和解の仲介 ・農地の権利取得の許可取消し及び相続等により取得した農地のあっせん措置 ・農地の利用状況調査 等	国10 /10													
農地の有効利用を図るための事業	・農地相談員の設置 等														
指導費 (農業委員会運営費)	215	県	S45～	県単											
農業会議国補補助金 [国事業名] 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金	27,157	岐阜県農業会議	S29～	国補	国10/10	岐阜県農業委員会ネットワーク機構として、農業委員等に対する研修、意見の公表、法人化の支援、答申、啓蒙宣伝、調査研究等を実施する(一社)岐阜県農業会議の事務に要する経費について助成。	農地利用調整係								

農業会議県単補助金		8,658			県単	県10/10		
農業会議県単補助金（人件費）		5,771						
農地等利用関係適正化事務費 [国事業名] 農地調整費交付金		410	県	S45～	国補	国10/10	農地に関する紛争処理等、農地利用関係の適正化事務費及び指導費	農地利用調整係
農地関係指導費		410			県単	—		
国有財産管理人報酬 [国事業名] 国有農地等管理処分事業事務取扱交付金		129	県	S31～	国補	国10/10	国有農地等財産管理人報酬	農地利用調整係
指導費（国有農地等管理費） [国事業名] 国有農地等管理処分事業事務取扱交付金		3,721	県		国補	国10/10	国有農地等の適正管理に要する指導費	農地利用調整係
自作農財産管理事務取扱交付金 [国事業名] 国有農地等管理処分事業事務取扱交付金		1,911	市町村		国補	定額	国有農地等の管理に要する経費に対する交付金	
国有農地事務専門職設置費 [国事業名] 国有農地等管理処分事業事務取扱交付金		2,641	県	H27～	国補	—	国有農地事務専門職設置に要する経費	

<鳥獣害対策室>

事業名	新規	予算額 (千円)	実施主体	事業期間 (年度)	国補・ 県単の別	補助率	事業の概要	係名
鳥獣被害対策モデル等普及事業費		2,100	県	H24～	任意	—	重点支援地区等で実証した猪鹿鳥無猿柵等の対策モデルについて、研修会の開催等により県内被害集落への普及を支援。 ・集落研修会開催 ・事例報告会開催	鳥獣害対策係
鳥獣被害対策ステップアップ支援事業費 [国事業名]		5,376	県	H25～	国庫	—	鳥獣被害に対し、集落ぐるみの対策が未実施の地域を対象に、対策への取組意欲の醸成やリーダー育成等により実行組織の立ち上げを促進し、対策の実行を推進。	鳥獣害対策係

鳥獣被害防止総合対策交付金		3,100			任意		<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害の実態調査の実施と集落リーダーの育成 ・地区住民への説明会実施 ・鳥獣被害対策に係る集落プランの作成支援 ・防護と捕獲を一体的に組合わせた対策のモデル実証 	
鳥獣被害対策専門指導員設置費		26,410	県	H27～	任意	—	集落ぐるみによる鳥獣被害防止対策が実施されていない集落等を対象に、被害の実態把握や住民参加によるワークショップの開催等を通じて、被害軽減に向けた具体的な対策プランの作成・合意形成を目指すローラー作戦を展開することとし、その推進を担う人材として鳥獣被害対策専門指導員を郡上農林事務所を除く9農林事務所に各1名配置するとともに、県下全域を対象として効率的な捕獲技術の普及や獣肉の利活用促進等に取り組むぎふジビエ推進専門指導員を1名配置する。	鳥獣害対策係
鳥獣害対策推進事業費		1,400	県	H18～	任意	—	鳥獣害対策の啓発を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・研修会開催等による鳥獣害対策相談員の育成 ・相談窓口の設置と農業者等への対応 	鳥獣害対策係
鳥獣被害防止総合対策推進事業費補助金 [国事業名] 鳥獣被害防止総合対策交付金		100,849	市町村、地域協議会又はその構成員	H23～	国補	国1/2定額	<p>鳥獣被害防止特措法の市町村被害防止計画に基づく総合的な被害防止への取組を支援。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鳥獣被害対策実施隊等による地域ぐるみの被害防止活動※ <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲を含めたサル等の複合対策 ・発信器等を活用した生息調査 ・捕獲機材の導入 ・鳥獣の捕獲・追い払い ・放任果樹の除去、緩衝帯の整備 ・ICT等を用いた新技術実証※ 等 ○ 鳥獣被害対策実施隊が行う活動※ <ul style="list-style-type: none"> ・誘導捕獲柵わな ・大規模緩衝帯等 ○ 捕獲活動経費の直接支払 ○ 他地域の人材を活用した取組や農業者団体等の取組など、鳥獣被害対策実施隊の体制強化に向けた被害防止活動※ <p>【補助率】 1/2以内等</p> <p>※ 実施隊が行う取組や新規地区の取組、農業者団体等民間団体の取組は、定額（市町村（1団体）当たり2百万円以内等）</p> <p>※ ICT等を用いた新技術実証等高度な対策への取組等は、定額（市町村当たり原則1百万円以内）</p> <p>※ 捕獲活動経費の直接支援については、獣種等に応じて定額（捕獲1頭当たり8,000円以内等）</p>	鳥獣害対策係

鳥獣被害防止総合対策整備事業費補助金 [国事業名] 鳥獣被害防止総合対策交付金	221,130	地域協議会又はその構成員	H23～	国補	国1/2 5.5/10 定額	鳥獣被害防止特措法の市町村被害防止計画に基づく総合的な被害防止のための防護柵設置等の取組を支援。 【事業の内容】 ○侵入防止柵等の被害防止施設※ ○捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設 ○焼却施設 【補助率】1/2以内（条件不利地域は5.5/10以内） ※ 侵入防止柵の自力施工を行う場合に、資材費相当分の定額補助が可能	鳥獣害対策係
ぎふジビエブランド戦略事業費 [国事業名] 地方創生推進交付金	18,000	県	H28～	国補 県単	国1/2 県1/2	本県ジビエを担う人材の育成や情報発信の拠点となる「森のごちそうの里」づくりのため、以下の取組を実施する。 ・捕獲、解体処理、人材の育成 ・商品開発、流通促進 ・効率的な捕獲技術の開発 ・森のごちそうの里PR	鳥獣害対策係
獣肉加工・消費拡大促進事業費	3,170	県	H25～	任意	—	県内で捕獲されたイノシシ又はシカについて、食用としての利活用を促進するとともに、イベント等で試食・販売することにより、消費者への普及を図る。 ・森のごちそうフェア等を通じた消費拡大 ・ジビエの安全性確保のための衛生検査 ・取扱店舗等を対象とした登録認定制度	鳥獣害対策係
獣肉処理流通モデル事業費補助金	7,000	市町村 法人、 任意組 合	H25 9補～	県単	市町村 1/4 法人、 任意組 合 1/2 上限 1,000 千円	県内で捕獲されたイノシシ又はシカを食用として流通させる目的で解体処理等を行う施設（ぎふジビエ衛生ガイドラインに準拠した施設）の整備に必要な経費を支援。 ・解体処理用建物（改築等に限る） ・給排水設備 ・汚水処理設備 ・加工用設備 ・サテライト施設	鳥獣害対策係
有害鳥獣等対策費	37,000	市町村	S47～	県単	定額	市町村を通じて、有害鳥獣の捕獲を行った者に対して捕獲に必要な経費の一部を助成する。	鳥獣害対策係

野生鳥獣保護管理推進事業費補助金 (清流の国ぎふ森林環境基金事業)	120,000	市町村、地域協議会又はその構成員等	H24～	県単	定額	野生動物による農林業や生活環境への被害の軽減や生態系の保全等を図るため、市町村等による以下の取組について支援する。 ・ニホンジカの個体数調整に係る各種補助 ・有害鳥獣対策従事者の育成確保	鳥獣害対策係
野生鳥獣保護管理推進事業費 (清流の国ぎふ森林環境基金事業)	2,550	県	H26～	任意	—	わなによる捕獲技術の向上に係る研修会の開催	鳥獣害対策係
野生鳥獣保護管理推進事業費(指定管理鳥獣捕獲等事業費) (清流の国ぎふ森林環境基金事業) [国事業名] 指定管理鳥獣捕獲等事業	14,900	県	H27～	国補	国1/2定額	急速に生息域や生息数を拡大するニホンジカ(イノシシを含む)の個体数を抑制するため、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施。	鳥獣害対策係
野生獣被害集落緊急支援事業費補助金	191,662	地域協議会又はその構成員等	H28～	県単	10/10(定額)	野生鳥獣による農作物被害の早期かつ着実な軽減を図るため、集落ぐるみによる対策の実施体制が整った集落等に対して、防護柵の緊急的な整備等に必要な経費を支援する。 【事業の内容】 防護と捕獲を一体的に行う防護柵の設置 (ただし地域住民等による自力施工を行う場合に限る) 【補助率】 10/10以内	鳥獣害対策係
カワウ駆除対策事業費	325	県	H27～	県単	—	カワウ駆除対策に係る関係機関の調整及び現地確認等を行う。	鳥獣害対策係
カワウ駆除対策事業費 [国事業名] 鳥獣被害防止総合対策交付金	8,977	県	H27～	国補	—	カワウ被害対策指針に基づいた、カワウのコロニーにおける駆除などにより、個体数調整を実施する。 河川飛来数調査の実施により、駆除対策の効果を検証する。	鳥獣害対策係
野生鳥獣保護管理推進事業費補助金 (カワウ駆除対策事業費補助金) (清流の国ぎふ森林環境基金事業)	20,000	市町村、漁協等	H15～	県単	定額	カワウ及びカワアイサの飛来地等における捕獲及び追払い等の被害対策に必要な経費を支援する。	鳥獣害対策係

(8) 里川振興課

事業名	新規	予算額 (千円)	実施主体	事業期間 (年度)	国補・ 県単の別	補助率	事業の概要	係名
世界農業遺産推進事業費 [国事業名] 地方創生推進交付金		22,000	県	H28～	県単 ・一部 国補	—	世界農業遺産の保全・活用・継承に係る取り組みを実施	里川振興 係
美しい農村再生支援推進事業費 [国事業名] 美しい農村再生支援事業		8,000	県	H28～	国補	国 10/10	美しく伝統ある世界農業遺産「清流長良川の鮎」を次世代に継承する取り組みを実施	里川振興 係
世界農業遺産推進協議会負担金 [国事業名] 地方創生推進交付金		8,546	県	H27～	県単 ・一部 国補	—	世界農業遺産推進協議会の負担金	里川振興 係
世界農業遺産国際支援推進費 [国事業名] 地方創生推進交付金		14,000	県	H27～	県単 ・一部 国補	—	世界農業遺産の海外でのPR、国際貢献活動を実施	里川振興 係
内水面漁業研修センター設置運営事業費		21,000	県	H28～	県単	—	内水面漁業研修センターに海外からの研修生を受け入れ研修プログラム等を実施	里川振興 係
内水面漁業研修センター施設整備事業費		1,000	県	H28～	県単	—	内水面漁業研修センターの改修を実施	里川振興 係
非常勤専門職設置費	○	3,579	県	H29～	県単	—	世界農業遺産推進のため、非常勤専門職を配置	里川振興 係

56

<水産振興室>

事業名	新規	予算額 (千円)	実施主体	事業期間 (年度)	国補・ 県単の別	補助率	事業の概要	係名
内水面漁場管理委員会費 [国事業名] 漁業調整委員会等交付金		1,379	県	S47 ～	国補	国定額	水産動物の保護増殖、漁業調整に必要な指導等を行い、県内漁場の円滑な利用を図るため、内水面漁場管理委員会を開催	水産係
漁業取締費		534	県	S47 ～	県単	—	漁業調整規則に基づく禁止区域及び禁止漁具漁法の取締り及び漁船法に基づく漁船登録等事務	水産係
水産業指導調整費		2,265	県	H19～	県単	—	漁協、魚苗センターの指導及び水産業の生産動向の調査等を実施	水産係
遊漁者増大対策事業費補助金		1,700	漁協等	H17	県単	県1/2	新たな遊漁者を呼び込むことを目的に、初心者、女性、子供を対象とした釣り教室、漁	水産係

				～		以内	業体験や植樹活動など水環境保全に係る活動への補助	
池中養殖漁業協同組合事業活動費補助金		200	漁協	S44 ～	県単	県定額	健全な淡水魚の生産に資する魚病対策や養殖技術等の情報の組合員への提供、およびイベントでの塩焼きの販売、養殖魚のレシピ開発・普及等により養殖魚の消費拡大を促進	水産係
魚苗センター維持管理費		286	県	H26～	県単	—	建築基準法第12条の規定に基づく（一財）岐阜県魚苗センターの施設、設備を点検	水産係
魚苗センター種苗生産能力増強事業費 [国事業名] 浜の活力再生交付金、水産業強化支援事業		627,000	県	H27～	国補 県単	国1/2 以内	天然アユ由来の健康な人工産稚鮎の生産能力を増強するために、岐阜県魚苗センターに親魚養成施設と種苗生産施設を増設	水産係
河川遡上アユ親魚養成技術実証事業費	○	4,500	県	H29～	県単	—	岐阜県魚苗センターに整備する親魚養成施設の円滑な稼働に向け、新たに導入する河川遡上アユを親魚に育成する技術の実証試験を実施	水産係
冷水病対策推進事業費補助金		1,300	県	H28	県単	—	天然遡上鮎の生息する河川で当該漁協の放流切替えが水系全体の防疫対策に波及する漁協をモデルとして選定し、県外産鮎から県産鮎への放流切替えに対して補助 モデル河川：長良川水系、対象条件：H28年時点で県外産アユを放流していた漁協	水産係
県産アユ販路拡大支援事業費補助金 [国事業名] 地方創生推進交付金、農産品販路拡大事業	○	5,000	県	H29～	国補 県単	国1/2 以内	漁獲アユの流通拡大に向けた漁協集荷施設への機器設備および養殖アユの販路拡大に向けた養魚場のHACCP取得等に向けた機器設備の導入を補助	水産係
清流長良川あゆパーク（仮称）整備事業費 [国事業名] 浜の活力再生交付金、水産業強化支援事業		211,900	県	H26 ～	国補 県単	国1/2、 以内	清流長良川あゆパーク（仮称）整備に向けた中核施設・屋外施設の建設などを実施	水産係
清流長良川あゆパーク（仮称）展示整備費	○	25,000	県	H29	県単	—	清流長良川あゆパーク（仮称）に整備する中核施設の玄関ホームおよび展示室における装飾、展示物の制作、設置業務	水産係
清流長良川あゆパーク（仮称）備品整備費	○	33,300	県	H29	県単	—	清流長良川あゆパーク（仮称）のオープンに向け、必要となる備品等の整備を実施。	水産係
清流長良川あゆパーク（仮称）誘客対策事業費		1,200	県	H28～	県単	—	「あゆパークオープン準備会」を立ち上げ、地域食材を使用した食の開発、体験メニュー、周遊型観光誘客プランの開発などの誘客対策を推進	水産係

錦鯉振興会事業活動費補助金		180	団体	S47～	県単	県定額	岐阜県錦鯉振興会が開催する岐阜県錦鯉品評大会の開催への補助	水産係
養殖衛生管理体制整備事業費 [国事業名] 消費・安全対策交付金		5,167	県	H18 ～	国補	国1/2 以内	県内養殖場の疾病対策の指導及び普及、並びに水産用医薬品の適正使用の指導・検査を実施	水産係
魚苗放流委託料		10,000	県	S47 ～	県単	—	県内河川の水産資源の維持培養を目的として、主要4魚種（アユ、アマゴ・ヤマメ、フナ）の種苗放流を実施	水産係
県産アユ早期放流促進対策事業費補助金	○	11,000	県	H29～	県単	県定額	漁獲量増大に向け、放流形態を早期小型化するため、県魚苗センターの早期放流種苗の生産に必要な増加分経費を補助	水産係
アユ漁業振興対策事業費		685	県	H13～	県単	—	アユ漁業の振興を図るため、放流稚アユの継続的な調査を実施するとともに、結果に基づいたアユ魚病対策を推進	水産係
魚類繁殖被害対策費 (あゆ種苗放流委託料)		1,256	県	S47 ～	県単	—	電力開発に伴う魚類被害に関するアユ等の種苗放流を実施	水産係
電力補償事業費		200	県		県単	—	岐阜県漁業組合電力補償協会からの放流種苗算定事務	水産係
河川遡上アユ再生産促進事業費		875	県	H27 ～	県単	—	水産資源保護法に基づく保護水面区域等において、アユの産卵場造成及び人工孵化放流事業を実施 ・実施場所：長良川保護水面…岐阜市鏡島地先、木曾川…各務原市川島地先	水産係

(9) 農地整備課

<調査計画係>

事業名	新規	予算額 (千円)	実施主体	事業期間 (年度)	国補・ 県単の別	補助率	事業の概要	係名														
県営土地改良事業計画等調査費		7,117	県	H22 ～	県単	-	○土地改良事業調査 1 県営土地改良事業の着手が見込まれる地区の調査計画等を実施。 2 農林水産省から委託を受け、土地改良長期計画の基礎資料となる事項について調査を実施。 ・対象地区 県下全域	調査計画係														
農林水産省受託農業基盤情報基礎調査費		250	県	H22 ～	国補	国 10/10																
農業水利保全事業費		10,000	県	H20 ～	県単	-	県が所有する水利権の更新(変更)のために必要な調査等を実施。 ○基準 県の所有する許可水利権の更新(変更)を実施する地区であること。 ただし、水利施設の更新整備に係る国庫補助事業実施中の地区は除く ○施行地区 5地区(継続4、新規1)	調査計画係														
国営・機構営等建設事業負担金(直入分)		225,530	(独) 水資源 機構	H27 ～H32	水機 構	別表	木曽川右岸緊急改築事業(独)水資源機構 「木曽川用水事業(木曽川右岸地区)」(S44～S57年度)により整備された施設におけるPC管について、近年、継手からの出水に加え、管体の破裂が発生し、二次災害や水利用への多大な支障が生じることが危惧されることから、緊急に対策が必要な施設の更新整備を実施。 ○負担区分(別表) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>国営級施設</td> <td>国</td> <td>2/3</td> <td>県</td> <td>1/6</td> <td>地元</td> <td>1/6</td> </tr> <tr> <td>県営級施設</td> <td>国</td> <td>50%</td> <td>県</td> <td>25%</td> <td>地元</td> <td>25%</td> </tr> </table> ※国営級施設とは「国営かんがい排水事業」の基準に準ずる施設、県営級施設とはそれ以外の施設をいう。 ○関係市町村 美濃加茂市、関市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町	国営級施設	国	2/3	県	1/6	地元	1/6	県営級施設	国	50%	県	25%	地元	25%	調査計画係
国営級施設	国	2/3	県	1/6	地元	1/6																
県営級施設	国	50%	県	25%	地元	25%																
農村振興地理情報システム維持管理費		2,115	県	H29	県単	—	農業農村整備事業の計画的・効率的な推進や、災害時における危機管理体制の整備を図るため、県内の農業振興地域を対象地区に、縮尺1/2500のデジタルオルソ画像(航空写真を平面化した画像)をベース(基図)とする、農地及び農業用施設、生活環境基盤の整備状況等に関する諸データを地理情報として一元的に管理するシステムの維持管理を実施。	調査計画係														

<事業管理係>

事業名	新規	予算額 (千円)	実施主体	事業期間 (年度)	国補・ 県単の別	補助率	事業の概要	係名
土地改良区体制強化事業費補助金		13,634	県土連	H28 ～	国補	国1/2 県1/2	<p>土地改良区における施設管理や農用地の利用集積などの諸課題に的確かつ機敏に対応するため、岐阜県土地改良事業団体連合会が実施する次の業務を支援。</p> <p>①施設・財務管理強化対策 10,103千円 委員会の設置・運営、土地改良施設診断、財務管理指導、土地苦情・紛争対策 等</p> <p>②受益農地管理強化対策 1,644千円 委員会の設置・運営、換地処分促進、農用地利用集積推進対策 等</p> <p>③研修・人材育成 1,887千円 財務・会計実践向上研修、換地等技術向上研修</p>	事業管理 係
飛騨エアパーク管理運営費		1,373	(一社) 飛騨エ アパー ク協会 、県	H7 ～	県単	—	<p>飛騨エアパーク（農道離着陸場・ヘリポート）は、飛騨地域の空の玄関として、航空輸送による農業振興や防災活動等の基地を目指し、平成7年6月に開場。</p> <p>・農道離着陸場、ヘリポート：県有財産 ・管理委託先：（一社）飛騨エアパーク協会 ・事業内容 （1）飛騨エアパークの維持管理 （2）飛騨エアパークの維持修繕 （3）飛騨エアパークの多面的活用推進</p>	事業管理 係
飛騨エアパーク管理運営費 (維持管理費)		5,264						

<水利・小水力係>

事業名	新規	予算額 (千円)	実施主体	事業期間 (年度)	国補・ 県単の別	補助率	事業の概要	係名																																
県営かんがい排水事業費 [国事業名] 農業水利施設保全合理化事業 1 農業水利施設等整備事業 (1) 用排水施設整備事業 3 水利用再編促進事業 (3) 施設計画策定事業 (4) 管理省力化施設整備事業 (5) 機能保全計画策定事業 農山漁村地域整備交付金 ① 基幹事業 ア 農業農村整備事業 (ア) 農業水利施設保全合理化事業 1 農業水利施設等整備事業 (1) 用排水施設整備事業 3 水利用再編促進事業 (2) 水利用調整		842,600	県	H24 ～H34	国補	別表	<一般型> 農業用排水施設の新設又は改良等により、土地利用の高度化及び水利用の安定と合理化を図る事業を県営により施行。 ○負担区分(別表) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取水施設機能障害</td> <td>50%</td> <td>35%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>一般型</td> <td>50%</td> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table> <保全合理化型> 農業生産効率及び競争力向上のため農業用排水施設の水管理省力化、長寿命化、安全性向上を図る事業を県営で施行。 ○負担区分(別表) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用排水施設整備</td> <td>(55)</td> <td rowspan="2">27.5%</td> <td>(17.5)</td> </tr> <tr> <td>管理省力化施設整備</td> <td>50%</td> <td>22.5%</td> </tr> <tr> <td>水利用調整</td> <td>(55)</td> <td>(45)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>施設計画策定</td> <td rowspan="2">定額</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>機能保全計画策定</td> </tr> </tbody> </table> ※ () は、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯の区域内 ○基準 <一般型> ・農業用排水施設の新設・廃止又は変更であって、受益面積が概ね200ha以上であって、かつ末端支配面積がおおむね100ha以上のもの。 ・現に農業用排水施設の利益を受けていない畑地を受益地とする農業用排水施設の新設であって、受益面積が概ね100ha以上、かつ末端支配面積が概ね20ha以上のもの。 <保全合理化型> ・用排水施設整備：受益面積20ha以上、農地集積計画を策定 ・管理省力化施設整備：用排水付帯施設の整備で事業費20,000千円以上 ・水利用調整：農業用排水施設における維持・保全管理の継続に支障を来すことが懸念される地域であること等。	区分	国	県	地元	取水施設機能障害	50%	35%	15%	一般型	50%	25%	25%	区分	国	県	地元	用排水施設整備	(55)	27.5%	(17.5)	管理省力化施設整備	50%	22.5%	水利用調整	(55)	(45)	—	施設計画策定	定額	—	—	機能保全計画策定	水利・小水力係
区分	国	県	地元																																					
取水施設機能障害	50%	35%	15%																																					
一般型	50%	25%	25%																																					
区分	国	県	地元																																					
用排水施設整備	(55)	27.5%	(17.5)																																					
管理省力化施設整備	50%		22.5%																																					
水利用調整	(55)	(45)	—																																					
施設計画策定	定額	—	—																																					
機能保全計画策定																																								

						<ul style="list-style-type: none"> ・施設計画策定：事業費2,000千円以上で本事業の用排水施設整備を実施する予定であること ・機能保全計画策定：末端支配面積10ha以上 <p>○施行地区 32地区（継続22、新規10）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続地区名 <保全合理化型> 【用排水施設整備】 福富（岐阜市）、木田（岐阜市）、各務用水三期（岐阜市、関市、各務原市）、桑原二期（羽島市）、東沖（関市、山県市）、相川左岸（大垣市、垂井町）、東八間（養老町）、揖斐川以東第三期（安八町）、山王・下立用水二期（大垣市）、神戸第1用水（神戸町）、粕川一之井幹線用水（池田町）、曾代用水三期（関市、美濃市）、曾代用水四期（関市、美濃市）、川西北部用水（下呂市）、東沓部（下呂市）、上野平用水（高山市）、宮川右岸用水（高山市、飛騨市）、四ヶ村用水（高山市） 【水利用調整】 山口（本巣市） 【管理省力化施設整備】 高須輪中三期（海津市）、萩原中央（下呂市） 【機能保全計画策定】 西濃用水（大垣市） ・新規地区名 <保全合理化型> 【用排水施設整備】 入方用水（大垣市） 【施設計画策定】 青野（大垣市）、柿之木戸用水2期（大垣市）、田鶴（海津市）、高原（高山市） 【機能保全計画策定】 西濃用水（大垣市）、古宮上流排水機場（大垣市）、中須川用水（大垣市）、羽生用水（富加町）、三ヶ区用水（飛騨市） ・事業費 842,600千円 	
地域水ネットワーク再生事業費補助金 [国事業名] 農山漁村地域整備交付金	11,400	市町村	H28 ～H30	県単	別表	<p>地域住民と農業者が一体となった農業水利施設の維持・保全管理を実現するため、新たな環境用水、消流雪用水、防火用水、冬期湛水用水等の取得・再生、農業用水等の質的向上を支援。</p>	水利・小水力係

①基幹事業 ア農業農村整備事業 (ウ)農業水利施設保全合理化事業 3 水利用再編促進事業 (2)水利用調整							○負担区分(別表) <table border="1" data-bbox="1128 220 1960 339"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水利用調整</td> <td>(55) 50%</td> <td>10%</td> <td>(35) 40%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※()は、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯の区域内</p> <p>○事業内容 環境用水、消流雪用水、防火用水、冬期湛水用水等の用水取得・再生に係る調査・調整等</p> <p>○基準 ・農業用排水施設における維持・保全管理の継続に支障を来すことが懸念される地域であること ・環境用水、冬期湛水用水又は消流雪用水を取得する場合にあつては、河川管理者や関係機関(県、市町村、土地改良区、農業水利組合、関係利水者、地域の代表者等)により構成され、将来にわたり農業用排水施設の維持・保全管理の主体となる協議会が事業計画区域及びその周辺地域内に設置されること等。</p> <p>○施工地区 2地区(継続1、新規1) ・継続地区名 羽根(下呂市) ・新規地区名 柿之木戸用水(大垣市) ・事業費 19,000千円</p>	区分	国	県	地 元	水利用調整	(55) 50%	10%	(35) 40%	
区分	国	県	地 元													
水利用調整	(55) 50%	10%	(35) 40%													
基幹的農業用水路強靱化事業費		50,000	県 県土連	H26 ～	県単	別表	基幹的農業用水路の適正な保全管理に向けた管理体制の強化を図るため、県が監視用測点等の設置を行うほか、ストックマネジメントセンターが実施する技術研修会や施設の簡易診断、監視・補修履歴等のデータ蓄積に係る経費を支援。 <p>○事業内容</p> <p><県が実施></p> <p>① 監視用測点の設置 ・保全計画を策定した基幹的農業用水路に監視用測点を設置</p> <p>② 施設監視計画の統一等 ・保全計画策定済みの路線について、各路線の施設監視計画の統一様式の作成や施設監視・点検マニュアルを作成</p> <p><県土連(ストックマネジメントセンター)が実施></p> <p>③ 技術研修会・現地指導の開催 ・ストックマネジメントに関する技術研修会の開催や施設監視の個別指導等を実施</p>	水利・小水力係								

							<p>④ 劣化状況の簡易診断及び対策指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設監視結果を基に劣化状況の簡易診断を行い、施設管理者に対して保全対策を指導 <p>⑤ 施設情報の蓄積・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹的農業用水路の施設監視結果や対策工事履歴等を水土里情報システムに一元的に蓄積管理し、共有を図る。 <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施主体</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監視用測点の設置</td> <td rowspan="2">県</td> <td rowspan="2">100%</td> </tr> <tr> <td>施設監視計画の統一等</td> </tr> <tr> <td>技術研修会・現地指導</td> <td rowspan="2">県土連</td> <td rowspan="2">定額</td> </tr> <tr> <td>劣化状況の簡易診断及び対策指導</td> </tr> <tr> <td>施設情報の蓄積・共有</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・事業費 50,000 千円</p>	区分	実施主体	県	監視用測点の設置	県	100%	施設監視計画の統一等	技術研修会・現地指導	県土連	定額	劣化状況の簡易診断及び対策指導	施設情報の蓄積・共有			
区分	実施主体	県																				
監視用測点の設置	県	100%																				
施設監視計画の統一等																						
技術研修会・現地指導	県土連	定額																				
劣化状況の簡易診断及び対策指導																						
施設情報の蓄積・共有																						
土地改良施設保全計画策定事業費		20,000	県	H28～	県単	—	<p>老朽化が進む県営造成土地改良施設の機能維持を安定的に発揮させるため、施設の機能診断及び機能保全計画を策定。</p> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・突発事故等が発生した等の緊急的に機能診断を実施する必要がある施設 ・機能保全に関する実施方針に該当しない施設延長が総延長に占める割合が大きい施設 ・末端受益面積が100ha未満かつ施設又は受益地が広域にわたる施設 <p>○実施地区（新規1地区）</p> <p>小坂第一（下呂市）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費 20,000 千円 	水利・小水力係														

県営農村環境整備事業費 [国事業名] 農山漁村地域整備交付金 ①基幹事業 ア農業農村整備事業 (カ)地域用水環境整備事業 小水力等再生可能エネルギー導入支援事業	383,600	県	H24～	国補	別表	<p>農村地域に広範に存在する、農業水利施設等を対象に、自然環境や農村景観等の保全、親水機能の発揮、防火用水等の提供、魚道整備などの多面的な整備を県営で施行し、豊かであるおいのある農村空間を創出。</p> <p>また、農業水利施設を利用した小水力発電の実施検討及び、施設整備を実施し、土地改良施設等の維持管理費の節減や低炭素社会づくりを促進。</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1" data-bbox="1099 389 1821 705"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">水 環 境 整 備 型</td> <td>水環境整備型</td> <td rowspan="3">50%</td> <td rowspan="3">25%</td> <td rowspan="3">25%</td> </tr> <tr> <td>自然環境保全整備型</td> </tr> <tr> <td>防災水利型</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地 域 環 境 整 備 型</td> <td>魚道整備型</td> <td>50%</td> <td>32%</td> <td>18%</td> </tr> <tr> <td>魚道整備以外</td> <td>50%</td> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>魚道整備</td> <td>50%</td> <td>32%</td> <td>18%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">小 水 力 発 電 整 備 型</td> <td>概略計画</td> <td>定額</td> <td>補助残</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>導入支援</td> <td>50%</td> <td>50%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>施設整備</td> <td>50%</td> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○基準</p> <p><水環境整備型></p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県又は市町村が整備計画を策定したものであって、かつ総事業費5千万円以上のもの。 水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理、又は整備と一体的に地域用水の有する多面的機能の維持増進に資する施設整備であること。 県営事業にあっては、公園として効果がある整備対象面積がおおむね2ha以上かつ総事業費2億円以上のもの。 <p><地域環境整備型></p> <ul style="list-style-type: none"> 農村環境整備計画に基づき事業計画が策定されている地域で、かつ総事業費2億円以上。 農業の有する多面的機能の発揮や田園空間の形成に資するよう、自然環境や農村景観の保全・復元に配慮した整備内容であること。 <p><小水力発電整備型></p> <p>【導入支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 概略設計等により、小水力発電所の可能性の検討がなされるなど、小水力発電施設を設置した場合の経済性を検討することが適当と認められること。 <p>【施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力供給対象施設が、土地改良施設等であって土地改良区等が管理する施設、または農業農村振興に資する施設であること。 電気事業者との売電単価に係る協議を了していること、又は了することが確実と認め 	区 分		国	県	地 元	水 環 境 整 備 型	水環境整備型	50%	25%	25%	自然環境保全整備型	防災水利型	地 域 環 境 整 備 型	魚道整備型	50%	32%	18%	魚道整備以外	50%	25%	25%	魚道整備	50%	32%	18%	小 水 力 発 電 整 備 型	概略計画	定額	補助残	—	導入支援	50%	50%	—	施設整備	50%	25%	25%	水利・小水力係
区 分		国	県	地 元																																									
水 環 境 整 備 型	水環境整備型	50%	25%	25%																																									
	自然環境保全整備型																																												
	防災水利型																																												
地 域 環 境 整 備 型	魚道整備型	50%	32%	18%																																									
	魚道整備以外	50%	25%	25%																																									
	魚道整備	50%	32%	18%																																									
小 水 力 発 電 整 備 型	概略計画	定額	補助残	—																																									
	導入支援	50%	50%	—																																									
	施設整備	50%	25%	25%																																									

						<p>られること。また、発電施設の建設単価及び発電原価が売電単価からみて相当な水準であること。</p> <p>○施行地区 <水環境整備型> 施行地区 1 地区（継続1） ・継続地区名 羽島用水6期（羽島市）</p> <p><小水力発電整備型> 施行地区 10 地区（継続10） ・継続地区名 【施設整備】 飛鳥川用水（揖斐川町）、宮地（池田町）、岩本用水（関市）、日面用水（郡上市）、干田野（郡上市）、気良（郡上市）、西山（中津川市）、鎌瀬用水（恵那市）、荘川町中央用水（高山市）、石神用水（飛騨市）</p> <p>・事業費 383,600 千円</p>											
小水力発電施設整備事業費		128,813	県	H26～	県単	別表	<p>農業水利施設を活用した小水力発電施設を整備し、売電収益を地域振興に資する施設の電気代や6次産業化等の農村振興活動費に活用することにより、農業用施設や地域振興施設の維持管理費の削減、農村の新たな多面的機能の創出、地域の活性化、温室効果ガスの削減、エネルギーの地産地消を推進。</p> <p>○事業内容</p> <p>①概略計画、基本設計 ・小水力発電事業化の適否判断を行うために必要な経済性の検討や河川協議等の資料作成</p> <p>②施設整備 ・小水力発電施設の整備（実施設計を含む） （農業水利施設が有する発電能力を最大限に活用するための施設整備も可能）</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>県</th> <th>地 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概略計画、基本設計</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>施設整備（実施設計含む）</td> <td>50^{※1、※2}</td> <td>50^{※1、※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 施設整備のうち、平成25年度までに概略計画を策定済みの地区については県負担率75%（地元25%）を適用（ただし、売電収益の充当先が下記基準【施設整備】④に該当するものは、県負担率2/3（地元1/3））</p> <p>※2 平成26年度及び27年度に概略計画を策定済みの地区については2/3（地元1/3）</p>	区 分	県	地 元	概略計画、基本設計	100%	—	施設整備（実施設計含む）	50 ^{※1、※2}	50 ^{※1、※2}	水利・小水力係
区 分	県	地 元															
概略計画、基本設計	100%	—															
施設整備（実施設計含む）	50 ^{※1、※2}	50 ^{※1、※2}															

						<p>○基準</p> <p>【概略計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね20kW以上の発電規模が見込まれること。 <p>【基本設計】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小水力発電施設を設置した場合の経済性を検討することが適当と認められること。 <p>【施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 売電収益の充当対象が、①土地改良施設等であって土地改良区等が管理する施設の維持管理費、②農業農村振興に資する公的施設の電気代、③地域振興に資する公的施設の電気代、④農村振興に資する活動費に該当すること。（③と④の合計額が①と②の合計額を上回らないこと。また、④に該当する場合は具体的な計画を示すこと。） 発電原価が売電単価等からみて相当な水準であること。 <p>○施行地区 2地区（継続2）</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続地区名 <p>【施設整備】</p> <p>名倉用水（揖斐川町）戸島用水（白川村）</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業費 120,000千円 								
小水力発電活用支援事業費補助金		60,500	市町村 土地改良区 農業協同組合	H26～	県単	別表	<p>農業水利施設を活用した小水力発電の導入促進を図るため、市町村、土地改良区、農業協同組合が運営する小水力発電施設の整備を支援。</p> <p>○事業内容</p> <p><地域振興支援型></p> <ul style="list-style-type: none"> 発電する電力や売電収益を活用し、土地改良施設の機能確保や農村集落の活性化に資することを目的に設置する、農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備 <p><防災機能支援型></p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時の避難所となり得る施設に非常用電源として電力を供給することを目的に設置する、農業水利施設を活用した小水力発電施設および蓄電施設の整備 <p>○補助率（別表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域振興支援型</td> <td>(55)</td> </tr> <tr> <td>防災機能支援型</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）は、振興山村・過疎地域・特定農山村地域のいずれかの指定区域内の場合</p> <p>○施行地区 2地区（継続2）</p> <p><地域振興支援型></p> <ul style="list-style-type: none"> 継続地区名 <p>朝日添（郡上市）、数河（飛騨市）</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業費 110,000千円 	区 分	県	地域振興支援型	(55)	防災機能支援型	50%	水利・小水力係
区 分	県													
地域振興支援型	(55)													
防災機能支援型	50%													

農地等法面活用太陽光発電モデル事業費		2,568	県	H27 ～H29	県単	10/10	<p>農地法面に防草効果のある太陽光発電施設（太陽光発電防草シート）をモデル的に県有施設に設置し、維持管理費の軽減などの効果と可能性を検証。</p> <p>○施行地区 1地区(継続1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続地区名 美濃加茂（美濃加茂市） ・事業費 2,000千円 	水利・小水力係						
小水力発電による環境保全推進事業費補助金	○	10,000	市町村 地域団体等	H29 ～33	森林 環境 基金	別表	<p>自然循環による再生可能エネルギーの活用に大きな関心が寄せられており、比較的小規模な小水力発電は建設時の環境負荷が小さく、環境保全への寄与を図ることができるが、普及・啓発は進んでいない状況である。</p> <p>このため、身近な水路等に水力発電施設を設置し、あわせて環境保全活動を実施することを通じ、環境負荷の低い再生可能エネルギーシステムの普及・啓発を図る取組みについて支援。</p> <p>○事業内容</p> <p><①環境教育推進型></p> <p>0.1kW程度の小水力発電施設を設置する。なお、必要に応じて発電した電力を利用する設備を設置することができる。</p> <p><②環境保全提案型></p> <p>0.1kW以上の小水力発電施設を設置し、地域の環境保全に資する活動の提案を行い、提案した活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案した活動を実施するために、発電した電気を活動に必要な施設の電源に使用する。また、売電収益を環境保全活動に活用することにより環境保全への寄与を図る。 <p>○補助率（別表）</p> <table border="1" data-bbox="1108 949 1991 1230"> <thead> <tr> <th data-bbox="1108 949 1355 981">区 分</th> <th data-bbox="1355 949 1991 981">県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1108 981 1355 1045">①環境教育推進型</td> <td data-bbox="1355 981 1991 1045">補助率：1／2以内 上限は1団体1,000千円以内。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 1045 1355 1230">②環境保全提案型</td> <td data-bbox="1355 1045 1991 1230">補助率：定額 1.0kWまでは1,000千円に0.1kWごと100千円加算した額。 1.0kW以上は0.1kWごとに200千円加算した額。 上限は1団体10,000千円。 ただし、補助対象経費が補助額を下回る場合は、補助対象経費の範囲内の額。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	県	①環境教育推進型	補助率：1／2以内 上限は1団体1,000千円以内。	②環境保全提案型	補助率：定額 1.0kWまでは1,000千円に0.1kWごと100千円加算した額。 1.0kW以上は0.1kWごとに200千円加算した額。 上限は1団体10,000千円。 ただし、補助対象経費が補助額を下回る場合は、補助対象経費の範囲内の額。	水利・小水力係
区 分	県													
①環境教育推進型	補助率：1／2以内 上限は1団体1,000千円以内。													
②環境保全提案型	補助率：定額 1.0kWまでは1,000千円に0.1kWごと100千円加算した額。 1.0kW以上は0.1kWごとに200千円加算した額。 上限は1団体10,000千円。 ただし、補助対象経費が補助額を下回る場合は、補助対象経費の範囲内の額。													

<農地防災係>

事業名	新規	予算額 (千円)	実施主体	事業期間 (年度)	国補・ 県単の別	補助率	事業の概要	係名																						
県営水質保全対策事業費 [国事業名] 農村地域防災減災事業 I 調査計画事業 II 整備事業 1 用排水施設等整備 (7)水質保全対策事業 農山漁村地域整備交付金 ①基幹事業 ア農業農村整備事業 (7)水質保全対策事業		158,453	県	H24 ～30	国補	別表	市街地の進展等に起因する、農業用排水路の水質悪化により、農作物の生育不良等の被害が発生している地域において、その機能を回復するために農業用排水施設の新設又は改修などを実施。 ○負担区分(別表) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模</td> <td>50%</td> <td>35%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>調査計画事業</td> <td>100%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> ※調査計画事業は平成30年度まで定額 ○基準 農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして、水素イオン濃度(pH)、化学的酸素要求量(COD)、溶存酸素(DO)等の水質基準を満たさない地域で行う農業用排水施設整備等の事業であって、受益面積がおおむね10ha以上のもの。 (参考) 羽島地区については、H12年度に国営附帯農地防災事業として採択されているため、採択当時の要件を下記に示す。 ・水質基準 下記5項目のうち2項目以上が基準を超えていて、かつ汚濁原因者が特定できず補償が不可能な場合。 (農業用水水質基準) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度(PH)</td> <td>6.0～7.5</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量(COD)</td> <td>6mg/l以下</td> </tr> <tr> <td>無機浮遊物質(SS)</td> <td>100mg/l以下</td> </tr> <tr> <td>溶存酸素(DO)</td> <td>5mg/l以上</td> </tr> <tr> <td>全窒素濃度(T-N)</td> <td>1mg/l以下</td> </tr> </tbody> </table> ・受益面積が20ha以上のもの ○施行地区 2地区(継続2) ・継続地区名 羽島5期(羽島市他4市町) 羽島6期(羽島市他4市町) ・事業費 158,453千円		国	県	地元	小規模	50%	35%	15%	調査計画事業	100%	—	—	水素イオン濃度(PH)	6.0～7.5	化学的酸素要求量(COD)	6mg/l以下	無機浮遊物質(SS)	100mg/l以下	溶存酸素(DO)	5mg/l以上	全窒素濃度(T-N)	1mg/l以下	農地防災係
	国	県	地元																											
小規模	50%	35%	15%																											
調査計画事業	100%	—	—																											
水素イオン濃度(PH)	6.0～7.5																													
化学的酸素要求量(COD)	6mg/l以下																													
無機浮遊物質(SS)	100mg/l以下																													
溶存酸素(DO)	5mg/l以上																													
全窒素濃度(T-N)	1mg/l以下																													

<p>県営湛水防除事業費</p> <p>[国事業名] 農村地域防災減災事業 Ⅰ 調査計画事業 Ⅱ 整備事業 1 用排水施設等整備 (3)用排水施設等整備事業 1)湛水防除事業 3)用排水施設整備事業 (6)農業用河川工作物等応急対策事業 3)土地改良施設耐震対策事業</p> <p>農山漁村地域整備交付金 ①基幹事業 ア農業農村整備事業 カ)農地防災事業 Ⅲ. 湛水防除事業 Ⅸ. 土地改良施設耐震対策事業</p>	349,000	県	H22 ～33	国補	別表	<p>低平地等において農作物の湛水被害が予想される地域を対象に、被害を未然に防止するために農業用排水機、排水路の改修などを実施。</p> <p>○負担区分</p> <table border="1" data-bbox="1137 316 1854 480"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国庫補助</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 規 模 (特大規模)</td> <td>55%</td> <td>35%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>小 規 模</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>中 山 間 地 域</td> <td>55</td> <td>35</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>調 査 計 画 事 業</td> <td>100%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※中山間地域とは、過疎地域、振興山村、特定農山村、特別豪雪地域のいずれかに該当する市町村又はこれら地域を含む市町村 ※調査計画事業は平成30年度まで定額、以降は国50%、県50%</p> <p>○基準（農業用排水機場改修の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積が、おおむね大規模400ha、小規模30ha以上であること。 ・事業費が 大規模500,000千円、小規模50,000千円以上であること。 ・農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の50パーセント未満のこと。 ・受益面積の50パーセント以上が農用地であること 等。 <p>○施行地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続地区名 逆川1期（羽島市、笠松町、岐阜市）、静里（大垣市）、鶉森三郷（大垣市） 鶉森（大垣市） ・新規地区名（調査計画事業） 安八南部（安八町）、新荒崎・綾里（大垣市） ・事業費 349,000千円 	区 分	国庫補助	県	地元	大 規 模 (特大規模)	55%	35%	10%	小 規 模	50	35	15	中 山 間 地 域	55	35	10	調 査 計 画 事 業	100%	—	—	農地防災係
区 分	国庫補助	県	地元																								
大 規 模 (特大規模)	55%	35%	10%																								
小 規 模	50	35	15																								
中 山 間 地 域	55	35	10																								
調 査 計 画 事 業	100%	—	—																								

<p>県営ため池等整備事業費</p> <p>[国事業名] 農村地域防災減災事業 Ⅰ 調査計画事業 Ⅱ 整備事業 1 用排水施設等整備 (2)ため池整備事業 (3)用排水施設等整備事業 3)用排水施設整備事業 (6)農業用河川工作物等応急対策事業 1)農業用河川工作物応急対策事業 3)土地改良施設耐震対策事業 2 災害管理施設等 (1)農業用施設等災害管理対策事業 Ⅲ 体制整備事業 1 ため池緊急防災体制整備促進事業</p> <p>農山漁村地域整備交付金 ① 基幹事業 ア 農業農村整備事業 (カ) 農地防災事業 Ⅱ. ため池等整備事業 Ⅶ. 地域ため池総合整備事業 Ⅷ. 農業用河川工作物応急対策等事業</p>	907,900	県	H24 ～32	国補	別表	<p>農業用ため池で、老朽化を要因として漏水が見受けられたり、取水・余水吐機能に支障が起きているものや耐震性が不足しているものについて改修などを実施。</p> <p>○負担区分</p> <table border="1" data-bbox="1137 316 1854 480"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国庫補助</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 規 模</td> <td>55%</td> <td>25%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>小 規 模</td> <td>50</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>中 山 間 地 域</td> <td>55</td> <td>30</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>調 査 計 画 事 業</td> <td>100%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※中山間地域とは、過疎地域、振興山村、特定農山村、特別豪雪地域のいずれかに該当する市町村又はこれら地域を含む市町村 ※調査計画事業は平成30年度まで定額、以降は国50%、県50% ※特別耐震対策は地元負担10%（堤高1.5m以上は地元負担5%） ※耐震対策は地元負担15%（堤高1.5m以上は地元負担10%）</p> <p>○基準（通常のため池改修）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積が、概ね大規模100ha（堤高1.0m又は貯水量10万m³）、小規模10ha（高度な技術を要する場合にあっては2ha）以上であること。 ・事業費が 大規模80,000千円、小規模8,000千円以上であること。 ・貯水量がおおむね1千m³以上であること。 ・ため池に係る農家が2戸以上あること 等。 <p>○特別耐震対策</p> <p>特別耐震対策とは、ため池改修を実施する地区にあって、次の要件をすべて満たす場合について適用。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 貯水量が10万m³以上であること。 2) 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域もしくは南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく地震防災対策推進地域に該当する地域であること。 3) 次のアとイの条件を、両方満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア 人家概ね5戸（公共的建物を含む）以上に著しい被害を及ぼす恐れのあるもの イ 被害を受けるおそれのある区域内に次の施設があるもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 市町村の地域防災計画に位置づけられた避難場所又は避難路 (2) 災害弱者関連施設 (3) 道路法に基づく高速自動車国道、一般国道、都道府県道並びに市町村道のうち幹線市町村道および迂回路のない市町村道 (4) JR線および私鉄 (5) 水道施設（配水管を除く） 	区 分	国庫補助	県	地元	大 規 模	55%	25%	20%	小 規 模	50	25	25	中 山 間 地 域	55	30	15	調 査 計 画 事 業	100%	—	—	農地防災係
区 分	国庫補助	県	地元																								
大 規 模	55%	25%	20%																								
小 規 模	50	25	25																								
中 山 間 地 域	55	30	15																								
調 査 計 画 事 業	100%	—	—																								

						<p>4) 平成25年度から平成32年度に着手する事業（かつ当該事業の実施期間に同一市町村において他のため池整備工事を実施するもの）</p> <p>5) 事業費のうち国・県の負担分を除いた残額については、市町村等地方公共団体の費用をもって充当すること。</p> <p>6) 特別耐震対策は、地質調査等の結果により現況堤体又は地盤に耐震性が不足していることが明らかなため池において、危機管理施設及び付帯施設の改修、浚渫、廃止を除くため池本体の改修を行う地区とする。</p> <p>※平成28年4月1日付け農整第5号「県営ため池等整備事業（農業用河川工作物応急対策事業を除く）の運用について」による。</p> <p>○耐震対策 耐震対策とは、ため池改修を実施する地区にあつて、次の要件をすべて満たす場合について適用。</p> <p>1) 下流に人家等があり、決壊時に甚大な被害が発生するおそれがあるため池</p> <p>2) 事業費のうち国・県の負担分を除いた残額については、市町村等地方公共団体の費用をもって充当すること。</p> <p>3) 耐震対策は、地質調査等の結果により現況堤体又は地盤に耐震性が不足していることが明らかなため池において、機管理施設及び付帯施設の改修、浚渫、廃止を除くため池本体の改修を行う地区とする。</p> <p>※平成28年4月1日付け農整第5号「県営ため池等整備事業（農業用河川工作物応急対策事業を除く）の運用について」による。</p> <p>○施行地区 21地区</p> <p>・継続地区名 【整備事業】 岐阜圏域：伊自良、岐阜東部 西濃圏域：鴻之巣、谷汲池 中濃圏域：郡上1期、東屋、可茂南部2期、可茂南部3期、可茂北部2期 東濃圏域：東濃、瑞浪1期、恵那、中津川1期、中津川2期、二軒屋、恵那2期</p> <p>・新規地区 【整備事業】 中濃圏域：上野、川辺 【調査事業】 可茂南部4期（中濃圏域）、蔵王田（東濃圏域）、岐阜6期（県下一円）</p> <p>・事業費 907,900千円</p>
--	--	--	--	--	--	--

県営ため池防災対策事業費		460,000	県	H26 ～30	県単	別表	<p>本事業においては、施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、農業用のため池等の老朽化対策、耐震対策や点検及び調査等を実施し、地域防災力の強化を進め、もって県民の安全及び県土の健全な発展を図る。</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1" data-bbox="1111 331 2047 595"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>調査事業</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2</td> <td rowspan="2">整備事業</td> <td>一般地域</td> <td>75%</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>85%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">うち耐震対策</td> <td>防災ダム</td> <td>95%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>堤高15m以上</td> <td>90%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>85%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>促進事業</td> <td colspan="2">採択済のため池等整備事業と同率</td> </tr> </tbody> </table> <p>※耐震対策は、平成28年4月1日付け農整第5号「県営ため池等整備事業（農業用河川工作物応急対策事業を除く）の運用について」による。</p> <p>※中山間地域とは、過疎地域、振興山村、特定農山村、特別豪雪地域のいずれかに該当する市町村又はこれら地域を含む市町村</p> <p>○基準</p> <p>調査事業： ため池等の防災対策に必要な諸条件等の調査や測量、計画策定等</p> <p>整備事業： ため池の改修、廃止、浚渫、付帯施設の整備（通常一型） 土砂等の崩壊を防止する水路の改良（通常二型） ため池下流水路の改良（合併型）</p> <p>促進事業： 実施中の県営ため池等整備事業の進捗を促進（促進型） ※促進事業を除き、原則として県営ため池等整備事業の実施要件に満たないものを対象とする。</p> <p>○施行地区 8地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査事業 東山大白池、新池、昼飯新池、平尾1号、深山新池、須郷 ・整備事業 荒神洞、広恵寺下流水路 ・事業費 460,000千円 	区分		県	地元	1	調査事業	100%	—	2	整備事業	一般地域	75%	25%	中山間地域	85%	15%	うち耐震対策	防災ダム	95%	5%	堤高15m以上	90%	10%	その他	85%	15%	3	促進事業	採択済のため池等整備事業と同率		農地防災係
区分		県	地元																																			
1	調査事業	100%	—																																			
2	整備事業	一般地域	75%	25%																																		
		中山間地域	85%	15%																																		
	うち耐震対策	防災ダム	95%	5%																																		
		堤高15m以上	90%	10%																																		
		その他	85%	15%																																		
3	促進事業	採択済のため池等整備事業と同率																																				

ため池防災支援事業費		19,048	市町村	H27 ～ 29	県単	別表	<p>地域防災体制の強化を図るため、東海地震・東南海地震等によりため池施設に被害が発生した場合に、下流住民の生命、財産に大きな被害が及ぶことが懸念される老朽ため池について下流の地形を把握するとともに、万一決壊した場合の被害想定地域、避難経路等を調査し、ため池防災マップを作成。</p> <p>また、現況施設の点検調査を支援し基礎資料として活用を図ることで、市町村が行う防災対策を促進。</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1" data-bbox="1184 451 1563 539"> <tr> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </table> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ため池防災マップ：作成にあつては次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> ①岐阜県地域防災計画の老朽ため池状況に記載されていること。 ②ため池の下流に人家、公共施設等があり、万一ため池が決壊した場合、下流住民の生命、財産に被害を及ぼす恐れがあるため池。 ③地震後に臨時点検する農業用ため池一覧表に記載されているため池。 ④農業用ため池緊急点検の総合判定で緊急な整備が必要とされ、下流に人家、公共施設等があり人命・財産に被害を及ぼす恐れがあるため池。 <p>なお、総事業費が20万円以上であること。ただし、一市町村で複数地区を実施する場合にあつては、1地区当りの事業費が10万円以上であること。</p> ・ため池の耐震診断：調査にあつては、ため池台帳に記載されているため池のうち調査対象ため池の下流に人家、公共施設等があり、決壊時には生命、財産に大きな被害を及ぼすおそれがあるため池で、原則貯水量1万m³以上あること。 ・ため池の一斉点検、監視・管理体制の強化、ハード整備の着手促進：岐阜県ため池台帳に記載のため池を対象とする。 <p>○施行地区 3地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費 20,000千円（全体事業費） 	県	地元	50%	50%	農地防災係
県	地元											
50%	50%											
事務費（ため池防災支援）		952										

地すべり防止施設管理事業		3,500	県	H29	県単	県 10/10	<ul style="list-style-type: none"> ・農政部が所管する3箇所の地すべり防止区域内の適切な点検管理を実施し、地すべり被害の防止を図ることにより、農地や下流住宅地等の安全・安心な生活環境の確保を図るため、地すべり防止施設の調査・補修・追加工事等を実施。 ○施行地区 3地区（継続3） 干田野（郡上市）、御坊主（郡上市）、阿木（中津川市） ・事業費 3,500千円 	農地防災係																
県営特定農業用管水路等特別対策事業費 [国事業名] 農村地域防災減災事業 I 調査計画事業 II 整備事業 1 用排水施設等整備 (5) 特定農業用管水路等特別対策事業 農山漁村地域整備交付金 ① 基幹事業 ア 農業農村整備事業 (カ) 農地防災事業 V. 農村地域環境保全整備事業 特定農業用管水路等特別対策事業		478,000	県	H27 ～ 32	国補	別表	農業者や周辺住民に対する石綿障害予防のため、石綿吹付けされた農業用排水機場建屋や、石綿製の農業用管水路について、緊急的に改修。 ○負担区分（別表）調査事業を除く <table border="1" data-bbox="1149 552 1848 683"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般地域</td> <td>50%</td> <td>35%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>55%</td> <td>35%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>調査計画事業</td> <td>100%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※中山間地域とは、過疎地域、振興山村、特定農山村、特別豪雪地域のいずれかに該当する市町村又はこれら地域を含む市町村 ※調査計画事業は平成30年度まで定額、以降は国50%、県50% ○基準 <ul style="list-style-type: none"> ・石綿等が使用されている農業用管水路の撤去（撤去することが著しく困難、又は不適当な場合において行う当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む）及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更 ・上記水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更 ・石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更 <ul style="list-style-type: none"> * 農業用排水路を対象とするものにあつては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50%以上のもの ・受益面積20ha以上 ○施行地区 5地区 <ul style="list-style-type: none"> ・継続地区名 木曾川右岸用水川辺（川辺町） ・新規地区名 土倉・福江（海津市）、時（大垣市）、木曾川右岸用水美濃加茂（美濃加茂市） ・事業費 478,000千円 	区分	国	県	地元	一般地域	50%	35%	15%	中山間地域	55%	35%	10%	調査計画事業	100%	—	—	農地防災係
区分	国	県	地元																					
一般地域	50%	35%	15%																					
中山間地域	55%	35%	10%																					
調査計画事業	100%	—	—																					

土地改良施設維持管理適正化事業費補助金	113,400	市町村 土地改良区等	H29	県単	別表	<p>土地改良区等が管理する土地改良施設の機能低下防止、機能回復等のため、国と県及び土地改良区等が拠出した資金により、定期的に行う必要があるポンプのオーバーホール、ゲートの塗装、用排水路の補修、その他の整備補修の拡充強化を実施。</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>土地改良区等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30%</td> <td>30%</td> <td>30% (+10%)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 資金造成額は事業費の90%とし、残り10%は事業実施時に地元（土地改良区等）負担する。 適正化事業に加入し、整備補修を行うために必要な経費を5年間均等に拠出し、拠出期間5年の間の定められた年度に事業実施する。 <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 岐阜県土地改良事業団体連合会が行う管理指導事業の診断指導の結果、必要と認められた農業水利施設の整備補修であって、土地改良区等拠出金の対象となっているもの 整備補修の対象とする施設は、団体管規模以上の事業により造成されたものであること。 1地区当たりの事業費が2,000千円以上であること。 整備補修はおおむね5年単位で行われるものとし、毎年経常的に行うものは除く。 <p>○施行地区 48地区（新規48）</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体事業費 378,000千円 	国	県	土地改良区等	30%	30%	30% (+10%)	農地防災係
国	県	土地改良区等											
30%	30%	30% (+10%)											
過年災補助金 （団体営農地災害復旧費）	9,368	市町村	H29	国補	別表	<p>被災した農地、農業用施設の復旧事業を実施。</p> <p>○基本補助率（別表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農 地</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>農業用施設</td> <td>65%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地、農業用施設で暴風、洪水、大雨（最大24時間雨量80mm以上）地震その他異常な天然現象により生じた災害の復旧工事費が1ヶ所40万円以上の地区。 事業費 9,609千円（過年災） 	区 分	国	農 地	50%	農業用施設	65%	農地防災係
区 分	国												
農 地	50%												
農業用施設	65%												
公共農地災害復旧事務費（過年）	241												
現年災補助金 （団体営農地災害復旧費）	240,191												
公共農地災害復旧事務費（現年）	5,979												

農業農村整備事業費補助金	495,500	市町村等	H28	県単	別表	<p>農業用施設等において、かんがい排水事業、ほ場整備事業、農道整備事業、快適なふるさとづくり事業、農村浄水公園等整備事業の5項目を対象に実施。また、本事業、又は団体営規模以上の事業により造成された施設を対象として、突発的に発生した施設破損等に対する緊急補修、及びこれに関連する予防保全対策も実施。</p> <p>1 地区の事業費は、100万円（設計事業費）以上とする。ただし、干ばつ応急対策のうち機械購入費にあつては50万円以上、その他の干ばつ応急対策にあつては、1事業地区当たりの事業費が10万円以上を越え、かつ、1市町村当たりの負担金額（市町村が事業実施主体へ補助する場合は、補助金額）が10万円以上とする。</p> <p>1 かんがい排水事業 農業経営基盤の確立と合理化を図るため、国庫補助事業の採択基準に該当しない小規模の受益地を対象として、土地改良事業を推進。また、異常気象による農作物の被害を防止し、農業用水の確保を図るため、干ばつ応急対策を実施。</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1" data-bbox="1167 624 1848 986"> <thead> <tr> <th colspan="2">工種</th> <th>県費</th> <th>市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">機械揚水（干ばつ応急対策を除く）</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">かんがい排水</td> <td>40%</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ため池</td> <td>40%</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">暗渠排水</td> <td>30%</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">客土</td> <td>30%</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">安全施設</td> <td>30%</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">農地保全対策</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">干ばつ応急対策</td> <td>機械揚水</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>機械器具</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>仮設工事</td> <td>40%</td> <td>60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積1ha以上20ha未満。ただし、振興農山村、野菜指定産地、果樹濃密生産団地においては、1ha以上10ha未満を原則。（土壌流亡対策、干ばつ応急対策は1ha以上とする）又は基幹水利施設ストックマネジメント事業の機能診断を受けた基幹水利施設で、機能保全計画に基づく対策工事を実施するまでの間に発生した、軽微な緊急補修工事等であり、かつ、農林事務所長が必要と認める地区及び内容とする。 ・農地保全対策は、農用地の侵食、崩壊を防止するために行う排水施設等の新設又は改修、廃止を対象とする。 ・干ばつ応急対策は、連続干天地域または用水源の流域が連続干天地域のいずれかに該当する場合。 ・干ばつ応急対策のうち機械器具賃借及び仮設工事にあつては、土地改良区、土地改良組合、水利組合、土地改良区連合が行う事業について、市町村が事業費の一部を 	工種		県費	市町村等	機械揚水（干ばつ応急対策を除く）		50%	50%	かんがい排水		40%	60%	ため池		40%	60%	暗渠排水		30%	70%	客土		30%	70%	安全施設		30%	70%	農地保全対策		50%	50%	干ばつ応急対策	機械揚水	50%	50%	機械器具	50%	50%	仮設工事	40%	60%	農地防災係
工種		県費	市町村等																																														
機械揚水（干ばつ応急対策を除く）		50%	50%																																														
かんがい排水		40%	60%																																														
ため池		40%	60%																																														
暗渠排水		30%	70%																																														
客土		30%	70%																																														
安全施設		30%	70%																																														
農地保全対策		50%	50%																																														
干ばつ応急対策	機械揚水	50%	50%																																														
	機械器具	50%	50%																																														
	仮設工事	40%	60%																																														
事務費（農業農村整備）	44,500																																																

補助する場合に限る。

○施行地区 101地区（新規101）

・事業費 753,264千円

2 ほ場整備事業

農作業の機械化等により農業経営の合理化を図るため、国庫補助事業の採択基準に該当しない小規模の団地のほ場整備を実施。

○負担区分（別表）

工 種	県 費	市町村等
ほ場整備	30%	70%

（ ）内は過疎、振興山村、急傾斜、特定農山村、特別豪雪地帯で行うもの。

○基準

・受益面積1ha以上20ha未満。ただし、振興山村、野菜指定産地、果樹濃密生産団地においては、1ha以上10ha未満を原則。

○施行地区 1 地区（新規1）

・事業費 20,000 千円

3 農道整備事業

農作業用機械の運行と農産物の荷傷み防止並びに維持管理費の軽減により農業経営の改善と合理化を図るため、国庫補助事業に該当しない農道の新設改良、既設農道の舗装及び農道橋の架設を実施。

○負担区分（別表）

工 種	県 費	市町村等
農道整備	40%	60%

○基準

・受益面積1ha以上20ha未満。ただし、野菜指定産地、果樹濃密生産団地においては、1ha以上10ha未満を原則。なお、振興山村地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯、特別豪雪地帯においては受益戸数2戸以上、受益面積10ha未満を原則とする。

・道路は全幅員2.0m以上、延長200m以上を原則。ただし、振興山村地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯、特別豪雪地帯においては、全幅員2.0m以上、延長100m以上を原則とする。農道橋は永久構造で有効幅員2.0m以上。また、農道舗装は既存の舗装道路に接続していること。

○施行地区 39地区（新規39）

・事業費 290,103千円

4 快適なふるさとづくり事業

農村の健全な発展を図るため、国庫補助又は県単補助の農業生産基盤整備事業により整備された土地改良施設について、景観・親水・地域的利用等に配慮した整備を行い、美しい県土づくりに寄与するとともに、集落内の用排水路の整備を行って、快適でうらおいのある農村環境の創造を促進。

○負担区分（別表）

工 種	県 費	市町村等
修景施設等整備	1 / 3	2 / 3
集落用排水路整備		

○基準

- ・原則として農業振興地域内。
- ・修景施設等整備は、国庫補助又は県単補助の農業生産基盤整備事業により整備される土地改良施設に附帯するものであること。
- ・集落用排水路は、集落内の生活用水路及び雨水・生活雑排水の排水路、並びにこれと関連する附帯施設の整備。

○施行地区 4地区（新規4）

- ・事業費 52,665千円

5 農村浄水公園等整備事業

農業集落排水事業を実施していく上で問題となる処理場の位置選定に対し、必要に応じてその周辺整備を併せて実施し、近隣住民の事業に対する理解を得ながらより一層の促進を図る。

○負担区分（別表）

工 種	県 費	市町村等
農村公園	1 / 3	2 / 3
修景施設		

○基準

- ・原則として、農業振興地域の農業集落。
- ・国庫補助事業により建設される終末処理場の周辺環境整備（国庫補助事業の対象になるものは除く）を対象とする。

○施行地区 - 地区（新規 - ）

- ・事業費 - 千円

生きものにぎわうため池再生事業		2,500	県	H29	森林環境基金	別表	<p>農業用ため池は、農業用の水を貯めておく役割だけではなく、魚や貝、昆虫等の多くの生きものが生息する里地を形成している。しかし、近年は、耕作放棄地の増大によるため池の管理不足、外来種の侵入など様々な要因により農業用ため池の環境は崩れつつある。このため、里地の生態系の保全を図るモデル的な取り組み等を実施。</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1" data-bbox="1167 363 1431 432"> <tr> <th>県費</th> <th>市町村等</th> </tr> <tr> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の対象は、農業用ため池台帳に記載されているものを対象とし、かつ日常管理が良好なもの。 ・実施に際し、ため池管理者、地域住民等と協力し行われること。 ・実施にあたっては、その近隣にある他のため池のモデル的な事業となりうるもの。 <p>○施行地区 4地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費 2,500千円 	県費	市町村等	100%	—	農地防災係
県費	市町村等											
100%	—											
土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業		350	市町村 土地改良区他	H29	国補	別表	<p>土地改良施設で使用される高圧トランス等に含まれているポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、これまで絶縁性、不燃性等の特性により、電気機器等に幅広く使用されてきたが、カネミ油症事件などその毒性が社会問題となったことから製造が中止。</p> <p>PCB廃棄物は、「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、平成39年3月までの処理が義務付け（H24.12.12付けで従前のH28.7から期間が延長された）られているが、排水機場等の土地改良施設にもPCBを含む高圧トランスやコンデンサ等が保管されているため、本事業を活用し処理施設への運搬を支援。</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1" data-bbox="1167 1002 1431 1070"> <tr> <th>国費</th> <th>市町村等</th> </tr> <tr> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </table> <p>○実施団体 1団体（新規1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費 700千円 	国費	市町村等	50%	50%	農地防災係
国費	市町村等											
50%	50%											

農業水利施設管理強化事業費補助金	12,500	県土連	H29	県単	別表	<p><管理保全型> 土地改良区等が管理する農業用排水機場・頭首工の予防保全のための定期的な点検管理、施設の操作、また、管理保全点検にあたっての専門的指導に係る経費の一部を補助。</p> <p><予防保全型> 機能保全計画を既に策定済みの施設について、日常点検データの蓄積や経年劣化の程度判定による保全計画の時点修正・見直しを行うための経費の一部を補助。</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1"> <tr> <td>県費</td> <td>市町村等</td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </table> <p>○施行地区 <管理保全型> 55地区 ・事業費 20,000千円 <予防保全型> 2地区 ・事業費 5,000千円</p>	県費	市町村等	50%	50%	農地防災係
県費	市町村等										
50%	50%										
排水機維持管理費補助金	47,000	市町村 土地改良区他	H29	県単	県定額	<p>農業用排水機は一般公共的性格が大きくなり、その重要性も増大しつつある。この管理費を受益者のみに負担させることは適当でないため、受益者負担を軽減する目的で経費（電気料金、燃料費等）の一部を補助。</p> <p>○負担区分</p> <table border="1"> <tr> <td>県費</td> <td>市町村等</td> </tr> <tr> <td>定額</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>○基準 農業用排水機（市町村、土地改良区、農業協同組合、水利組合等の公共団体の管理する固定したものに限る。）で口径200mm以上、原動機10馬力以上</p> <p>○施行地区 60施設 ・補助金 47,000千円（定額）</p>	県費	市町村等	定額	—	農地防災係
県費	市町村等										
定額	—										
農業用施設緊急改修事業	69,200	県	H29	県単	別表	<p>土地改良施設が地震や豪雨によって損壊することにより、農用地、農業用施設はもとより、地域住民の生命、財産、公共施設にも甚大な被害が発生する恐れがある。このため、被災した施設の緊急的な整備、被災の恐れがある地域等の調査を実施。</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1"> <tr> <td>県費</td> <td>市町村等</td> </tr> <tr> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>・事業費 74,380千円</p>	県費	市町村等	100%	—	農地防災係
県費	市町村等										
100%	—										
事務費（農業用施設緊急改修）	5,180										

<農地・農道係>

事業名	新規	予算額 (千円)	実施主体	事業期間 (年度)	国補・ 県単の別	補助率	事業の概要	係名													
経営体育成基盤整備事業費 [国事業名] 農業競争力強化基盤整備事業 農地整備事業 1 農業生産基盤整備事業 (1) 農業用排水施設整備事業 (4) 暗渠排水事業 (5) 区画整理事業 4 農地整備事業に係る実施計画等 の策定		163,000	県	H22 ～33	国補	別表	地域農業において、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これら経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、ほ場の大区画化、汎用化を行う区画整理をはじめ、農業用排水施設、農道等の生産基盤の整備と必要に応じて生活環境基盤の整備を実施。 ○負担区分（別表） <一般型>、<面的集積型>、<農業生産法人育成型> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(55.0)</td> <td></td> <td>(17.5)</td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td>27.5%</td> <td>22.5%</td> </tr> </tbody> </table> ※（ ）は中山間地域で、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯の区域内 <実施計画策定事業> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table> ○基準 <一般型> ・事業完了時に担い手の経営面積のシェアを以下のとおり増加させること。 1) シェア 20%未満 →シェア 30%以上へ 2) シェア 20%以上～50%未満 →シェア 10 ポイント以上引上げ 3) シェア 50%以上～55%未満 →シェア 60%以上へ 4) シェア 55%以上～90%未満 →シェア 5 ポイント以上引上げ 5) シェア 90%以上～95%未満 →シェア 95%以上へ 6) シェア 95%以上 →シェア引き上げ ・事業完了時に 1) または 2) のいずれかを満足すること。 1) 認定農業者の全農家に占める割合が、アクションプログラムに定める目標割合以上になること。 2) 認定農業者数が 30%以上増加すること。 ・下表の生産基盤の欄の(5)若しくは(1)～(5)までのうち 2 以上を総合的に行うもの又は当該生産基盤と密接な関係のあるその他の事業を併せて一体的に整備を行うもので、生産基盤の欄の(1)～(5)の受益面積の合計が 20ha 以上（中山間地域の場合は 10ha 以上）であること。	国	県	地元	(55.0)		(17.5)	50%	27.5%	22.5%	国	県	50%	50%	農地・農道係
国	県	地元																			
(55.0)		(17.5)																			
50%	27.5%	22.5%																			
国	県																				
50%	50%																				

<面的集積型>

・事業完了時において、担い手への農地面的集積率を以下のとおり増加させること。

- 1) シェア 13%未満 →シェア 20%以上へ
- 2) シェア 13%以上～35%未満 →シェア 7 ポイント以上増加
- 3) シェア 35%以上～38.5%未満 →シェア 42%以上へ
- 4) シェア 38.5%以上～63%未満 →シェア 3.5 ポイント以上増加
- 5) シェア 63%以上～66.5%未満 →シェア 66.5%以上へ
- 6) シェア 66.5%以上 →シェア引き上げ

・下表の農業生産基盤の欄の(1)～(5)までのうち2以上((4)又は(5)は単独でも可)を総合的に行うもの又は当該生産基盤と密接な関係のあるその他の事業を併せて一体的に整備を行うもので、生産基盤の欄の(1)～(5)の受益面積の合計が20ha以上(中山間地域の場合は10ha以上)であること。

(事業の受益地を含む営農上のまとまりのある一定区域(以下「営農区」)の規模の合計が60ha以上の場合、土地や水のつながりを有するという一定区域要件にしばられず、営農区の範囲内で受益地を設定することも可)

<農業生産法人育成型>

・事業完了時において、次のいずれかを満たす農業生産法人等が育成されること

①農業生産法人が存在しない地区

「農業の担い手に対する経営安定のための交付金に関する法律」に規定する対象農業者である農業生産法人が設立されること

②農業生産法人が存在する地区

当該農業生産法人が、特定農業法人となること

・事業完了時に、農業生産法人等農地利用集積率が30%以上となること。

・下表の農業生産基盤の欄の(1)～(5)までのうち2以上((4)又は(5)は単独でも可)を総合的に行うもの又は当該生産基盤と密接な関係のあるその他の事業を併せて一体的に整備を行うもので、生産基盤の欄の(1)～(5)の受益面積の合計が20ha以上(中山間地域の場合は10ha以上)であること。

<実施計画策定事業>

・農地整備事業に係る地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い当該事業に必要な実施計画を策定

農業生産 基盤	(1)農業用排水施設 (2)農道 (3)客土 (4)暗渠排水 (5)区画整理
農業生産 基盤附帯	(1)土壌改良 (2)高付加価値農業施設移転等
農村生活 環境基盤	(1)集落道 (2)集落排水 (3)集落防災安全施設 (4)集落環境管理施設 (5)用地整備 (6)環境整備 (7)生態系保全空間整備
農地整備事業に係る実施計画等の策定	

							<p>○施行地区 6地区(継続4、新規2)</p> <p><一般型></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規地区名 紋原(関市) <p><面的集積型></p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続地区名 午北(羽島市)、栗原(垂井町)、八布施(中津川市)、小泉(恵那市) <p><実施計画策定事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規地区名 羽根(下呂市) ・事業費 163,000千円 																			
受託経営体育成基盤整備事業費		20,475	県	H27 ~29	受託	市町村 10/10	<p>経営体育成基盤整備事業において、効率的かつ工事費縮減の観点から、本事業による工事と併せて市町村が所管する工事を一体的に実施するため、市町村工事に係る工事費相当経費を受託。</p> <p>○施行地区 1地区(継続1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続地区名 栗原(垂井町) ・事業費 20,475千円 	農地・農道係																		
<p>農業経営高度化支援事業費</p> <p>[国事業名] 農業競争力強化基盤整備事業 農地整備事業 4 農業経営高度化支援事業 (3) 農業経営高度化促進事業 7 中心経営体農地集積促進事業</p>		8,000	市町村 土地改良区	H27 ~38	国補	別表	<p>経営体育成基盤整備事業などの実施を契機として、担い手への農地利用集積・農地面的集積により、経営規模の拡大を促進し、農業経営の安定を実現することを目的として、中心経営体への農地集積・集約化の割合に応じ国等が補助。</p> <p>○負担区分(別表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">中心経営体農地集積促進事業</td> <td>県営</td> <td>(55)</td> <td></td> <td>(45)</td> </tr> <tr> <td>団体営</td> <td>50%</td> <td></td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>県営かつ 機構重点推進地域</td> <td>(55)</td> <td>(45)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※()は中山間地域で、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯の区域内</p> <p>※機構重点推進地域は、農地中間管理事業重点推進地域及び指定されることが確実と見込まれる地域。</p> <p>○施行地区 1地区(継続1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続地区名 小泉(恵那市) ・事業費 8,000千円 	事業名	区分	国	県	地元	中心経営体農地集積促進事業	県営	(55)		(45)	団体営	50%		50%	県営かつ 機構重点推進地域	(55)	(45)		農地・農道係
事業名	区分	国	県	地元																						
中心経営体農地集積促進事業	県営	(55)		(45)																						
	団体営	50%		50%																						
	県営かつ 機構重点推進地域	(55)	(45)																							

<p>県営農業基盤整備促進事業費</p> <p>[国事業名] 農地耕作条件改善事業 2. 定率助成 (2)暗渠排水</p> <p>農業基盤整備促進事業 1. 定率助成 (4)区画整理</p>		245,794	県	H26 ～30	国補	別表	<p>農業の競争力強化を図るため、農業者が経営規模の拡大や農作物の高付加価値化・品質向上等に取り組む上で支障となる農地の区画狭小や排水不良等の農業生産基盤の課題について、迅速かつきめ細かく対応するために農地・農業水利施設の整備を実施。</p> <p>○事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定率助成 <table border="1" data-bbox="1111 360 2036 544"> <thead> <tr> <th>事業種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 定額の事業種類と同様</td> <td rowspan="6">定率助成事業の2)～6)は、定額の事業種類と併せて実施する。また、定額事業種類で県営の受益面積要件を満足すること。</td> </tr> <tr> <td>2) 農作業道等</td> </tr> <tr> <td>3) 農用地の保全</td> </tr> <tr> <td>4) 管理省力化支援</td> </tr> <tr> <td>5) 品質向上支援</td> </tr> <tr> <td>6) 営農環境整備支援</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・定額助成 <table border="1" data-bbox="1111 584 2036 1182"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業種類</th> <th colspan="2">一般型</th> <th rowspan="2">中山間地域型による加算</th> </tr> <tr> <th>助成単価 (国庫補助)</th> <th>中心経営体 集約化農地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田の区画拡大</td> <td>4～12.5万円/10a</td> <td>4.5～15万円/10a</td> <td rowspan="14">一般型助成単価と同額</td> </tr> <tr> <td>水路の変更有</td> <td>13～25万円/10a</td> <td>15.5～30万円/10a</td> </tr> <tr> <td>畦畔除去のみ</td> <td>3万円/100m</td> <td>3.5万円/100m</td> </tr> <tr> <td>暗渠排水</td> <td>5.5～20.5万円/10a</td> <td>6.5～23.5万円/10a</td> </tr> <tr> <td>湧水処理</td> <td>10～16.5万円/100m</td> <td>12～19.5万円/100m</td> </tr> <tr> <td>末端畑地かんがい施設</td> <td>11～15.5万円/10a</td> <td>13～18.5万円/10a</td> </tr> <tr> <td>樹園地</td> <td>17.5～24.5万円/10a</td> <td>21～29万円/10a</td> </tr> <tr> <td>給水栓設置のみ</td> <td>1～1.5万円/1箇所</td> <td>1～1.5万円/1箇所</td> </tr> <tr> <td>ほ場までの配管</td> <td>4～5万円/10m</td> <td>4～5万円/10m</td> </tr> <tr> <td>客土</td> <td>6.5～11.5万円/10a</td> <td>7.5～13.5万円/10a</td> </tr> <tr> <td>除礫</td> <td>14.5～20万円/10a</td> <td>17～24万円/10a</td> </tr> </tbody> </table> <p>※助成単価は「農業基盤整備促進事業実施要領 第7助成」、「農地耕作条件改善事業実施要領 第6助成」による。</p> <p>※中山間地域型とは、中山間地域かつ農地中間管理事業重点推進地域及び指定が見込まれる地域。中山間地域は、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯の区域内。</p> <p>※中心経営体集約化農地とは、同一の中心経営体によって経営される1ha以上のまとま</p>	事業種類	備考	1) 定額の事業種類と同様	定率助成事業の2)～6)は、定額の事業種類と併せて実施する。また、定額事業種類で県営の受益面積要件を満足すること。	2) 農作業道等	3) 農用地の保全	4) 管理省力化支援	5) 品質向上支援	6) 営農環境整備支援	事業種類	一般型		中山間地域型による加算	助成単価 (国庫補助)	中心経営体 集約化農地	田の区画拡大	4～12.5万円/10a	4.5～15万円/10a	一般型助成単価と同額	水路の変更有	13～25万円/10a	15.5～30万円/10a	畦畔除去のみ	3万円/100m	3.5万円/100m	暗渠排水	5.5～20.5万円/10a	6.5～23.5万円/10a	湧水処理	10～16.5万円/100m	12～19.5万円/100m	末端畑地かんがい施設	11～15.5万円/10a	13～18.5万円/10a	樹園地	17.5～24.5万円/10a	21～29万円/10a	給水栓設置のみ	1～1.5万円/1箇所	1～1.5万円/1箇所	ほ場までの配管	4～5万円/10m	4～5万円/10m	客土	6.5～11.5万円/10a	7.5～13.5万円/10a	除礫	14.5～20万円/10a	17～24万円/10a	農地・農道係
事業種類	備考																																																								
1) 定額の事業種類と同様	定率助成事業の2)～6)は、定額の事業種類と併せて実施する。また、定額事業種類で県営の受益面積要件を満足すること。																																																								
2) 農作業道等																																																									
3) 農用地の保全																																																									
4) 管理省力化支援																																																									
5) 品質向上支援																																																									
6) 営農環境整備支援																																																									
事業種類	一般型		中山間地域型による加算																																																						
	助成単価 (国庫補助)	中心経営体 集約化農地																																																							
田の区画拡大	4～12.5万円/10a	4.5～15万円/10a	一般型助成単価と同額																																																						
水路の変更有	13～25万円/10a	15.5～30万円/10a																																																							
畦畔除去のみ	3万円/100m	3.5万円/100m																																																							
暗渠排水	5.5～20.5万円/10a	6.5～23.5万円/10a																																																							
湧水処理	10～16.5万円/100m	12～19.5万円/100m																																																							
末端畑地かんがい施設	11～15.5万円/10a	13～18.5万円/10a																																																							
樹園地	17.5～24.5万円/10a	21～29万円/10a																																																							
給水栓設置のみ	1～1.5万円/1箇所	1～1.5万円/1箇所																																																							
ほ場までの配管	4～5万円/10m	4～5万円/10m																																																							
客土	6.5～11.5万円/10a	7.5～13.5万円/10a																																																							
除礫	14.5～20万円/10a	17～24万円/10a																																																							

						<p>りを有する農地。（畦畔、水路、道路で接続されている場合でも、一連の作業を継続するに支障がないものとして、まとまりを有する農地とする。）</p> <p>○実施要件 農業競争力の強化に向けた取組を行う地域であること。 1 地区当たりの総事業費が 200 万円以上、かつ受益者数が 2 者以上であること。 受益面積 20ha 以上（ただし、中山間地域においては 10ha 以上） 定額助成は農業者施工を組み入れること。</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県営農業基盤整備促進事業</td> <td>定額助成</td> <td>定額</td> <td>定額※</td> <td>※中山間地域型の 場合</td> </tr> <tr> <td>定率助成</td> <td>(55) 50%</td> <td>(45) 50%</td> <td>()は中山間地域 の場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>○施行地区 7 地区（継続 3、新規 4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続地区名 西濃 3 期（海津市・養老町・垂井町・輪之内町）、田鶴・境 2 期（海津市）、高須輪中大江（海津市） ・新規地区名 垂井町岩手 2 期（垂井町）、高須輪中長久保（海津市）、高須輪中立野（海津市）、郡上美並（郡上市） ・事業費 245,794千円 	事業名	区分	国	県	備考	県営農業基盤整備促進事業	定額助成	定額	定額※	※中山間地域型の 場合	定率助成	(55) 50%	(45) 50%	()は中山間地域 の場合	
事業名	区分	国	県	備考																	
県営農業基盤整備促進事業	定額助成	定額	定額※	※中山間地域型の 場合																	
	定率助成	(55) 50%	(45) 50%	()は中山間地域 の場合																	
<p>県営広域農道整備事業費</p> <p>[国事業名] 地方創生道整備推進交付金事業 広域農道</p> <p>農山漁村地域整備交付金 ①基幹事業 ア農業農村整備事業 (b)農道整備事業 (1)農道整備事業</p>	515,158	県	H3 ~44	国補	別表	<p><一般型></p> <p>広域営農団地育成対策の一環として、広域営農団地における農道網の基幹となる農道の 新設又は改良を県営により施工。</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般地域</td> <td>50%</td> <td>42.5%</td> <td>7.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域の整備に関する法律第 6 条第 1 項の規定の基づき指定された農業振興地 域を主たる対象とすること。 ・受益面積がおおむね 1,000ha 以上であること。 ・総事業費が 20 億円以上であること。 ・車道幅員がおおむね 5m 以上であること。 ・自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるものであること。 <p><道整備交付金型></p>	区 分	国	県	地 元	一般地域	50%	42.5%	7.5%	農地・農道 係						
区 分	国	県	地 元																		
一般地域	50%	42.5%	7.5%																		

						<p>地域の再生に意欲のある地方公共団体が、地域の再生の目標及び目標を達成するために必要な事業等を記載した地域再生計画を作成し、地域の重要なインフラである道路・農道・林道を一体的に整備することで地域の再生を図るうちの農道の 신설若しくは改良を県営により施工。</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般地域</td> <td>50%</td> <td>42.5%</td> <td>7.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○施行地区 6地区（継続5、新規1）</p> <p><一般型></p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続地区名 飛騨東部2期（高山市） <p><道整備交付金型></p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続地区名 郡上南部2期（郡上市）、郡上南部4－4期（郡上市） 郡上南部4－6期（郡上市）、郡上南部4－7期（郡上市） ・新規地区名 郡上南部5－1期（郡上市） ・事業費 515,158千円 	区 分	国	県	地 元	一般地域	50%	42.5%	7.5%	
区 分	国	県	地 元												
一般地域	50%	42.5%	7.5%												
<p>県営基幹農道整備事業費</p> <p>[国事業名] 農山漁村地域整備交付金 ①基幹事業 ア農業農村整備事業 （ア）農地整備事業</p>	250,000	県	H21 ～33	国補	別表	<p>農業生産の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の 신설又は改良を県営により施工。</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般地域</td> <td>1/2</td> <td>1/3</td> <td>1/6</td> </tr> </tbody> </table> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定の基づき指定された農業振興地域を主たる対象とすること。 ・受益面積が、おおむね50ha以上のもの。 ・総事業費が1億円以上であること。 ・車道幅員は、おおむね4m以上のもの。 ・自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるものであること。 <p>○施行地区 2地区（継続2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続地区名 高鷲北部（郡上市）、下呂中央3期（下呂市） ・事業費 250,000千円 	区 分	国	県	地 元	一般地域	1/2	1/3	1/6	農地・農道係
区 分	国	県	地 元												
一般地域	1/2	1/3	1/6												
<p>県営農道施設強化対策事業費</p> <p>[国事業名]</p>	309,300	県	H23 ～32	国補	別表	<p>社会情勢等の変化により緊急に対策が認められ、農業の振興及び農村居住者の生活安定確保が必要な路線について、安全で安心して暮らせる「魅力ある農村づくり」に資する耐震補強、交通安全対策、路面改良等を県営により施工。</p>	農地・農道係								

農山漁村地域整備交付金 ①基幹事業 ア農業農村整備事業 (ア)農地整備事業							○負担区分(別表) <table border="1" data-bbox="1099 268 1906 331"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 般 地 域</td> <td>50%</td> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table> ○基準 <ul style="list-style-type: none"> ・農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地域単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法に基づき農道として造成された路線を対象とする。 ・受益面積の合計が50(30)ha以上であること。 ・()は条件不利地域で、振興山村または過疎地域 ・総事業費の合計が30百万円以上であること。 ○施行地区 4地区(継続4) <ul style="list-style-type: none"> ・継続地区名 羽島中央(羽島市)、揖斐中部3期(揖斐川町、池田町)、郡上北部(郡上市) 落合(中津川市) ・事業費 309,300千円 	区 分	国	県	地 元	一 般 地 域	50%	25%	25%		
区 分	国	県	地 元														
一 般 地 域	50%	25%	25%														
ふるさと農道整備事業費		105,634	県	H26 ～29	県単	別表	地域の実情に応じ、農地の持つ国土保全機能を維持するため、持続可能な営農活動に資する農道整備を県営施行し、農村地域の振興と生活環境の改善を図る。 ○負担区分(別表) <table border="1" data-bbox="1099 852 1641 948"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>県</th> <th>地 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般地域</td> <td>72.5%</td> <td>27.5%</td> </tr> <tr> <td>特殊地域</td> <td>75%</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table> ※特殊地域とは、豪雪地帯及び急傾斜地帯(平均傾斜度15度以上に限る) ○基準 <ol style="list-style-type: none"> (1) 全幅員が4m以上の農道 (2) 組合せ施行事業 <ul style="list-style-type: none"> ア 促進型事業 県営国庫補助事業計画区間と本事業計画区間が重複したときに、国庫補助事業の計画に重要な変更を与えない区間について実施するものであること。 イ 合併型事業 県営国庫補助事業計画区間、又は計画区間において、国庫補助事業と併せて行うことにより、農道としての機能をより拡大するものであること。 (3) 単独型事業 <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積が、おおむね30ha以上であること。 ・総事業費が、2,000万円以上であること。 	区 分	県	地 元	一般地域	72.5%	27.5%	特殊地域	75%	25%	農地・農道係
区 分	県	地 元															
一般地域	72.5%	27.5%															
特殊地域	75%	25%															

							○施行地区 1地区（継続1） <単独型事業> ・継続地区名 白川(白川町) ・事業費 105,634千円	
飛騨エアパーク施設保全対策事業費		38,850	県	H27 ～29	県単	県 10/10	飛騨エアパークの適正な維持管理により施設の長寿命化を図るため、側溝や侵入防止柵等の補修工事を実施。 (1) 側溝補修工事 (2) 防草シート設置工事 (3) 進入防止柵補修工事 ・事業費 38,850千円	農地・農道 係
土地改良事業調査設計事業補助金		20,000	市町村 土地改 良区	H29	県単	県 1/2 以内	県営農業農村整備事業が行われる予定地域について、調査、測量及び試験を行い、土地改良法に基づく土地改良事業計画及び事業実施要綱に定められる事業採択に必要な資料を作成するために必要な経費に補助。 ○調査設計 6地区（新規6） ・事業費 40,000千円	農地・農道 係

<総合整備係>

事業名	新規	予算額 (千円)	実施主体	事業期間 (年度)	国補・ 県単の別	補助率	事業の概要	係名												
県営中山間地域総合整備事業費 [国事業名] 農村集落基盤再編・整備事業（中山 間地域総合整備事業）		1,040,000	県	H22 ～34	国補	別表	自然的、経済的、社会的等条件が不利な中山間地域において、地域の立地条件を生かした農業と活力ある農村づくりを推進するため、農業生産基盤と農村生活環境の整備を一体的に実施。 ○事業内容 (1)及び(2)の工種を組み合わせたメニュー方式で、地域の実情に応じた整備を総合的に実施。 (1)農業生産基盤整備事業 農業生産性の向上及び持続可能な農業の確立を図る。 (工種) ①農業用排水施設整備②農道整備③ほ場整備④農用地開発⑤農地防災⑥客土⑦暗渠排水⑧農用地の改良又は保全 (2)農村生活環境整備事業 農村集落内の生活環境を整備し、地域の活性化を図る。 (工種) ①農業集落道整備②営農飲雑用水施設整備③農業集落排水施設整備④農業集落防災安全施設整備⑤用地整備⑥活性化施設整備⑦地域農業活動拠点施設整備⑧集落環境管理施設整備⑨交流施設基盤整備⑩情報基盤施設整備⑪市民農園等整備⑫生態系保全施設等整備⑬地域資源活用施設整備⑭施設補強整備⑮施設環境整備⑯歴史的土壌改良施設保全整備⑰施設集約整備⑱交換分合⑲集落土地基盤整備 (3)特認事業 地方農政局長等が特に必要と認める事業。 (4)効果促進事業（担い手農地集積促進事業） 担い手が農地中間管理機構を活用して新たに借受けた農地に係る賦課金に対して補助を行う。 ○負担区分（別表） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国庫補助</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下記以外</td> <td>55%</td> <td>30%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>効果促進事業</td> <td>50%</td> <td>50%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> ○事業要件 ・原則として、過疎地域、山村振興、特定農山村地域の指定を受けている市町村で地形等の条件が不利な地域であること。 ・農村振興基本計画又はこれに準じた計画が策定されていること。	区分	国庫補助	県	地元	下記以外	55%	30%	15%	効果促進事業	50%	50%	—	総合整備係
区分	国庫補助	県	地元																	
下記以外	55%	30%	15%																	
効果促進事業	50%	50%	—																	

						<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域であること。 <p><一般型、広域連携型></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産基盤整備事業を2工種以上かつ農村生活環境整備事業を1工種以上実施すること。 ・受益面積(農業生産基盤整備事業の受益面積の合計) 農業生産基盤整備事業を実施する区域の林野率が50%以上、かつ、主傾斜が概ね1/100以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の50%以上を占める地域・・・概ね60ha以上 ※ただし、農業生産基盤整備事業を実施する区域の林野率が75%以上、かつ、主傾斜が概ね1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の50%以上を占める地域・・・概ね20ha以上 <p><生産基盤型></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産基盤整備事業のみを実施すること。 ・受益面積が概ね20ha以上(ただし、ほ場整備事業の受益面積が概ね10ha以上) <p><生活環境型></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産基盤が概ね了している地域であること。 ・農業生産基盤整備事業と農村生活環境基盤整備事業の中から2工種以上を実施(ただし、農村生活環境基盤整備事業が1工種以上)すること。 <p><効果促進事業(担い手農地集積促進事業)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積に占める中心経営体への農地利用集積面積が55%以上であること。 <p>○施行地区 29地区(継続26、新規3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続地区名 揖斐川(揖斐川町)、加子母(中津川市)、恵那北部(恵那市)、神岡(飛騨市)、庄川上流(白川村)、金山西部(下呂市)、高鷲(郡上市)、郡上北西部(郡上市)、東白川(東白川村)、瑞浪中部(瑞浪市)、中津川東部(中津川市)、阿木(中津川市)、下呂東南部(下呂市)、揖斐谷汲(揖斐川町)、郡上北東部(郡上市)、八百津(八百津町)、阿木北部(中津川市)、えな南部(恵那市)、益田北東部(下呂市)、東高山(高山市)、荘川清見(高山市)、大垣上石津(大垣市)、大和南西部(郡上市)、七宗(七宗町)、茶の里白川(白川町)、飛騨西部(飛騨市) ・新規地区名 関ヶ原(関ヶ原町)、白鳥北部(郡上市)、益田西部(下呂市) ・事業費 1,040,000千円 	
--	--	--	--	--	--	---	--

県営農村振興総合整備事業費 [国事業名] 農村集落基盤再編・整備事業（集落 基盤再編事業）		230,000	県	H24 ～31	国補	別表	<p>混住化が進む都市近郊の農村地域の総合的な振興を図るため、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ豊かで住みよい農村となるよう、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤と農村生活環境基盤の整備を総合的に実施。</p> <p>○事業内容</p> <p>(1)及び(2)の工種を組み合わせたメニュー方式で、農村振興基本計画に基づき地域のニーズに応じた整備を総合的に実施。</p> <p>(1)農業生産基盤整備事業 農業生産性の向上及び持続可能な農業の確立を図る。 (工種) ①農業用排水施設整備②農道整備③ほ場整備④農用地開発⑤農地防災⑥客土 ⑦暗渠排水⑧農用地の改良又は保全</p> <p>(2)農村生活環境整備事業 農村集落内の生活環境を整備し、地域の活性化を図る。 (工種) ①農業集落道整備②営農飲雑用水施設整備③農業集落排水施設整備 ④農業集落防災安全施設整備⑤用地整備⑥活性化施設整備 ⑦地域農業活動拠点施設整備⑧集落環境管理施設整備⑨交流施設基盤整備 ⑩情報基盤施設整備⑪市民農園等整備⑫生態系保全施設等整備⑬地域資源活用施設整備⑭施設補強整備⑮施設環境整備⑯歴史的土壌改良施設保全整備⑰施設集約整備⑱交換分合⑲集落土地基盤整備</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1" data-bbox="1128 858 1697 932"> <thead> <tr> <th>国庫補助</th> <th>県</th> <th>市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%</td> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○事業要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村振興基本計画が計画されていること。 ・農業振興地域であること。 ・総事業費が2億円以上であること。 ・農業生産基盤整備事業を2工種以上かつ農村生活環境整備事業を1工種以上実施すること。 ・受益面積（農業生産基盤整備事業の受益面積の合計）が概ね60ha以上 <p>※ただし、ほ場整備を行うものであって、その事業の受益面積の合計が20ha以上、または、ほ場整備事業とその他農業生産基盤整備事業メニューの事業を併せ行うものであって、ほ場整備事業に係る受益面積の合計が、概ね10ha以上であり、かつ、事業全体の受益面積の合計が概ね20ha以上。</p>	国庫補助	県	市町村等	50%	25%	25%	総合整備 係
国庫補助	県	市町村等												
50%	25%	25%												

							○施行地区 5地区(継続5) ・継続地区名 ごうど(神戸町)、関(関市)、池田(池田町)、可児(可児市)、大野(大野町) ・事業費 230,000千円										
受託農村振興総合整備事業費		20,685	県	H29	受託	市町村 10/10	県営農村振興総合整備事業において、効率的かつ工事費縮減の観点から、本事業による工事と併せて市町村が所管する工事を一体的に実施するため、市町村工事に係る工事費相当経費を受託。 ○施行地区 ごうど(神戸町) ・事業費 20,685千円	総合整備 係									
農村振興総合整備実施計画調査費 〔国事業名〕 農村集落基盤再編・整備事業(実施 計画策定事業)		32,000	県	H29	国補	別表	農村地域の今後の発展方向を探り、農業を中心とした地域の活性化に資する事業の実施 計画を策定。 ○負担区分(別表) <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>国庫補助</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業生産基盤整備</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>農村生活環境整備</td> <td>0%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> ○計画策定地区 4地区(新規4) ・新規地区名 揖斐川中央(揖斐川町)、岩村・山岡(恵那市)、益田北西部(下呂市)、 国府上宝(高山市) ・事業費 32,000千円	工種	国庫補助	県	農業生産基盤整備	50%	50%	農村生活環境整備	0%	100%	総合整備 係
工種	国庫補助	県															
農業生産基盤整備	50%	50%															
農村生活環境整備	0%	100%															
団体営農業集落排水事業費補助金 〔国事業名〕 農業集落排水事業		74,800	市町村	H26~ 30	国補	国1/2	<農業集落排水事業> 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、 併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚 水、汚泥を処理する施設を整備し、もって生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の 形成を促進。 ○基準 ・整備対象地域は、農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする地域を含 む。)内の農業集落で、当該市町村の農業集落排水整備計画に即していること。 ・受益戸数はおおむね20戸以上。 ・処理対象人口は、おおむね1,000人程度に相当する規模以下。ただし、1,000人を超え る場合でも、関係市町村及び県の下水道部局と所要の協議を経て実施可能。 ・対象とする汚水には重金属等の有害物質を含む恐れがある工場排水等は含めない。 ・機能強化型については、該当改築に要する費用の額が200万円以上であって、かつ 、次のいずれかの要件に該当する施設を対象とする。	総合整備 係									

							<p>①維持管理が適切に行われているものであって、原則として供用開始後7年以上経過していること。</p> <p>②供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化、その他の既存の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること。</p> <p>○施行地区 5地区(継続5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続地区名 黒岩(坂祝町)、神淵(七宗町)、加子母北部(中津川市)、加子母中部(中津川市)、羽根(下呂市) ・事業費 149,600千円 	
農業集落排水維持適正化事業費 [国事業名] 農業集落排水事業		2,200	市町村	H29	国補	国1/2	<p>処理機能の低下している農業集落排水施設について、各種調査を行い、原因の究明及び適切な対処方法の検討を実施。</p> <p>○調査地区 1地区(新規1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規地区名 海津市(海津市) ・事業費 4,400千円 	総合整備係
低コスト型農業集落排水施設更新支援事業費 [国事業名] 農業集落排水事業		28,000	市町村	H26 ～30	国補	国 10/10	<p>農業集落排水施設の有効活用、長寿命化を図るために、市町村が管理する施設の機能診断を実施し、その結果に基づき最適な更新時期等を定めた構想計画(最適整備構想)を策定。</p> <p>○計画策定地区 4地区(継続4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続地区名 下呂市、八百津町、美濃市、富加町 ・事業費 28,000千円 	総合整備係
農地集積促進意向調査事業費		30,000	県	H29	県単	10/10	<p>農地中間管理事業によりマッチングできなかった地区において、担い手(受け手)に対してアンケートや聞き取り等を行い、地域の営農状況や農地集積等の課題を把握し、農業農村整備の要望を整理し、各路線の概略設計、事業の概略計画を作成。</p> <p>○施行地区 3地区(新規3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規地区名 下城田寺(岐阜市)、牧(安八町)、馬瀬(下呂市) ・事業費 30,000千円 	総合整備係
中山間地域農業生産基盤整備促進事業		10,000	県	H29	県単	10/10	<p>中山間地域総合整備事業の農業生産基盤整備を実施した箇所において、担い手への農地の集積が一定の要件を満たした場合に、その農家負担相当額(事業費の3.5～5%)を</p>	総合整備係

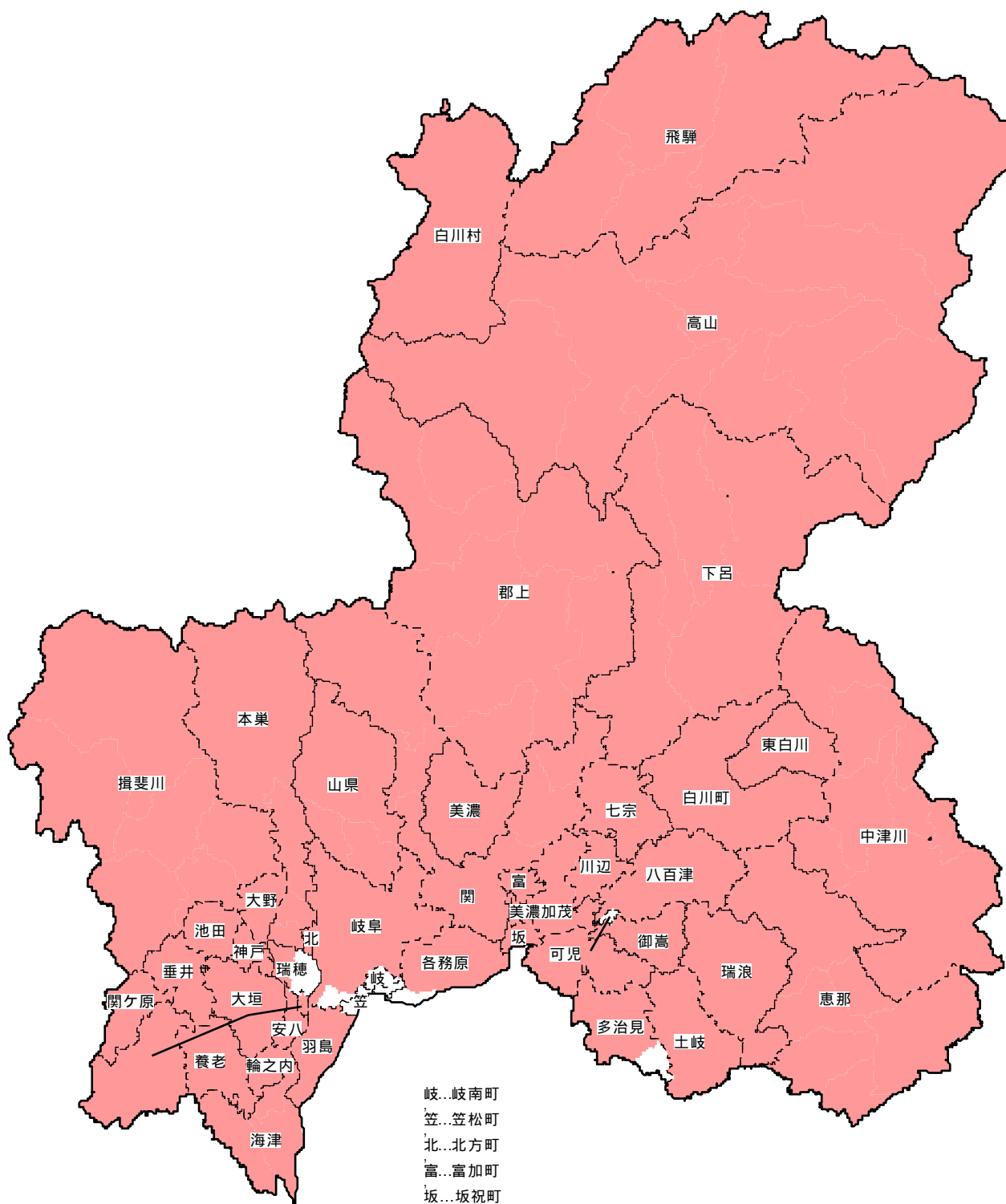
							事業実施年度又は後年度に集積率に応じて交付。 ・事業費 10,000千円																					
生態系保全施設整備推進事業費	○	27,000	県 市町村 等	H29	県単	別表	生態系に配慮した農業農村整備を推進するため、県営事業で整備した生態系配慮施設の 効果検証を実施し、保全整備手法を今後の施設整備にフィードバックする。また検証に 基づく整備手法の確立とあわせて、生態系保全施設整備を推進し、自然と共生する農村 づくりを推進。	総合整備 係																				
事務費（生態系保全施設整備推進保 全検証事業）	○	1,350	県	H29	県単	県 10/10	<p>○保全検証事業 生態系保全施設の整備手法の効果を点検・評価するため、地域として守るべき生態系の モニタリング調査を、事業実施中、事業実施後等必要な時期に実施。</p> <p>○保全整備事業 （１）生態系配慮整備事業 モニタリング調査の結果、生態系保全施設の設置効果を確保するために必要とな る簡易な整備及び機能修繕等の補完的工事や、生態系保全に係る工事に必要な範 囲の用地買収・補償を実施。 （２）ビオトープ等整備事業 ホテル等の地域の在来種を指標とした整備手法により、身近な生活空間における 動植物の生態系保全を住民協働により整備を実施。</p> <p>○保全推進事業 農業農村整備事業を実施するにあたり、地域として保全が必要とされる生態系に配慮し た工法を採用する場合、従来工法との差額にかかる工事費の地元負担分（市町村負担分 を除く）について県が負担。</p> <p>○負担区分等（別表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業主体</th> <th>補助率（県）</th> <th>補助率（地元）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保全検証事業</td> <td>県</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保全整備事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 生態系配慮整備事業</td> <td>県</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td> ビオトープ等整備事業</td> <td>市町村等</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○施行地区 3地区（新規3） [新規] 鴻巣（大垣市）、関（関市）、益田北東部（下呂市）</p>	区分	事業主体	補助率（県）	補助率（地元）	保全検証事業	県	100%	—	保全整備事業				生態系配慮整備事業	県	100%	—	ビオトープ等整備事業	市町村等	50%	50%	
区分	事業主体	補助率（県）	補助率（地元）																									
保全検証事業	県	100%	—																									
保全整備事業																												
生態系配慮整備事業	県	100%	—																									
ビオトープ等整備事業	市町村等	50%	50%																									

用排水路・落差解消支援事業費補助金	○	2,237	市町村等	H29	森林環境基金	別表	<p>河川と水田をつなぐ農業用排水路の多くは、多様な生物が生息し、自然豊かな環境となっているが、水路等に生じている落差により、魚類等の面的生息環境を分断している箇所もある。水路等に生じている落差を解消することは、魚類の絶滅リスクの軽減や生息個体数の増加といった効果が期待できることから、清流を支える森・川・海のつながりを保全し、生物の多様性を守るため、河川と水田等を往来する魚類等の生息環境を改善する取り組みについて支援を実施。</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県費</th> <th>市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>1施設当たり5,000千円を上限とする。</p> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備する施設を含む路線全体の全面改修でないこと。 ・事前に実施する魚類生息調査等により、周辺に魚類等の生息が確認でき、事業を実施することで生息域の拡大が期待できる路線であること。 ・事業の実施にあたり、土地や施設の所有者及び管理者に関係する団体等の同意が確実に見込まれること。 ・事業完了後の施設の維持管理の継続が確実に実施されること。 <p>○施行地区 1地区（新規1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費 2,237千円 	県費	市町村等	100%	—	総合整備係
県費	市町村等											
100%	—											
用排水路・落差解消支援事業費	○	2,763	市町村等	H29	森林環境基金	10/10						

3 各種計画・地域指定等

(1) 農業振興地域

凡例	
農業振興地域	指定地域
岐阜県界	
市町村界	
引き込み線	



(C) 岐阜県

1:750000 20 km

法律名	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）							
計画名	農業振興地域整備計画							
	圏域	市町村名	地域名	範囲	地域指定年月日	計画策定年月日	農業振興地域面積 (ha)	農用地区域面積 (ha)
指定地域	岐 阜	岐阜市	岐阜	一部	S49. 2. 9	S49. 7. 29	3,603	1,669
		羽島市	羽島	〃	S46. 8. 11	S49. 3. 20	3,659	1,056
		各務原市	各務原	〃	S48. 3. 31	S49. 3. 30	2,997	805
		山県市	山県（旧高富）	〃	H17. 7. 12	S46. 3. 31	1,032	372
			山県（旧伊自良）	〃		S48. 12. 17	938	229
			山県（旧美山）	〃		S48. 3. 31	1,416	144
		瑞穂市	瑞穂	〃	H17. 7. 12	H17. 10. 12	1,014	417
		本巣市	本巣（旧本巣）	〃	H17. 7. 12	S48. 3. 31	1,059	354
			本巣（旧真正）	〃		S47. 3. 31	1,105	488
			本巣（旧糸貫）	〃		S45. 10. 12	1,411	765
	本巣（旧根尾）		〃		S48. 12. 17	2,137	67	
	北方町	北方	〃	S56. 4. 10	S56. 10. 7	59	58	
	西濃	大垣市	大垣	〃	H18. 5. 2	S49. 7. 19	6,158	2,217
		海津市	海津（旧海津）	全部	H17. 7. 12	S47. 6. 20	4,381	1,960
			海津（旧平田）	〃		S47. 6. 8	1,629	851
			海津（旧南濃）	一部		S47. 3. 31	2,107	671
		養老町	養老	〃	S45. 10. 13	S46. 3. 31	5,173	2,277
		垂井町	垂井	〃	S46. 8. 11	S47. 3. 31	1,507	859
		関ヶ原町	関ヶ原	〃	S48. 12. 14	S49. 3. 30	773	184
		神戸町	神戸	〃	S49. 2. 9	S49. 9. 30	1,519	674
		輪之内町	輪之内	全部	S46. 8. 11	S47. 3. 31	2,234	1,005
		安八町	安八	一部	S46. 8. 11	S47. 3. 31	1,543	731
		揖斐川町	揖斐川	〃	S46. 8. 11	S48. 3. 31	5,518	1,543
大野町		大野	〃	S45. 10. 13	S46. 3. 31	2,815	1,093	
池田町		池田	〃	S48. 12. 14	S49. 3. 30	2,263	829	

	圏域	市町村名	地域名	範囲	地域指定年月日	計画策定年月日	農業振興地域面積 (ha)	農用地区域面積 (ha)
指定地域	中濃	関市	関	一部	H17. 7. 12	S49. 3. 20	7,811	2,013
		美濃市	美濃	〃	S48. 12. 14	S49. 3. 30	1,418	309
		郡上市	郡上 (旧八幡)	〃	H17. 7. 12	S48. 3. 31	1,694	479
			郡上 (旧大和)	〃	S46. 3. 31	2,184	792	
			郡上 (旧白鳥)	〃	S47. 3. 31	3,355	836	
			郡上 (旧高鷲)	〃	S47. 3. 31	2,818	770	
			郡上 (旧美並)	〃	S49. 3. 30	862	225	
			郡上 (旧明宝)	〃	S48. 3. 31	1,663	330	
			郡上 (旧和良)	〃	S48. 3. 31	475	233	
		美濃加茂市	美濃加茂	〃	S45. 10. 13	S49. 3. 30	3,509	1,505
		可児市	可児	〃	S46. 8. 11	S47. 3. 31	2,400	636
		坂祝町	坂祝	〃	S46. 8. 11	S47. 6. 8	545	240
		富加町	富加	〃	S46. 8. 11	S49. 9. 19	796	334
		川辺町	川辺	〃	S46. 8. 11	S49. 9. 19	1,052	246
	七宗町	七宗	〃	S47. 11. 20	S49. 3. 30	202	142	
	八百津町	八百津	〃	S46. 8. 11	S47. 5. 9	2,591	455	
	白川町	白川	〃	S47. 11. 20	S49. 3. 30	2,918	796	
	東白川村	東白川	〃	S47. 11. 20	S48. 7. 2	1,320	335	
	御嵩町	御嵩	〃	S46. 8. 11	S47. 3. 31	1,282	285	
	東濃	多治見市	多治見	〃	S48. 12. 14	S49. 7. 19	310	128
		瑞浪市	瑞浪	〃	S46. 8. 11	S48. 9. 27	3,165	767
		土岐市	土岐	〃	S47. 11. 20	S49. 3. 30	507	220
		中津川市	中津川	〃	H17. 7. 12	H18. 2. 6	14,904	3,928
		恵那市	恵那	〃	H17. 7. 12	H19. 9. 28	10,478	3,169
	飛騨	下呂市	下呂	一部	H17. 7. 12	H18. 10. 5	5,980	1,379
		高山市	高山	〃	H17. 7. 12	H18. 2. 6	19,548	8,501
飛騨市		飛騨	〃	H17. 7. 12	H18. 3. 24	6,107	1,526	
白川村		白川	〃	S47. 11. 20	S48. 3. 31	953	179	
計	—	—	—	—	—	158,900	52,072	

(平成27年12月31日現在)

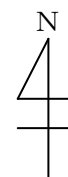
- 指定地域数 40地域 (40市町村)
- 未指定市町村 笠松町、岐南町





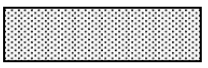
(2) 特定農山村地域

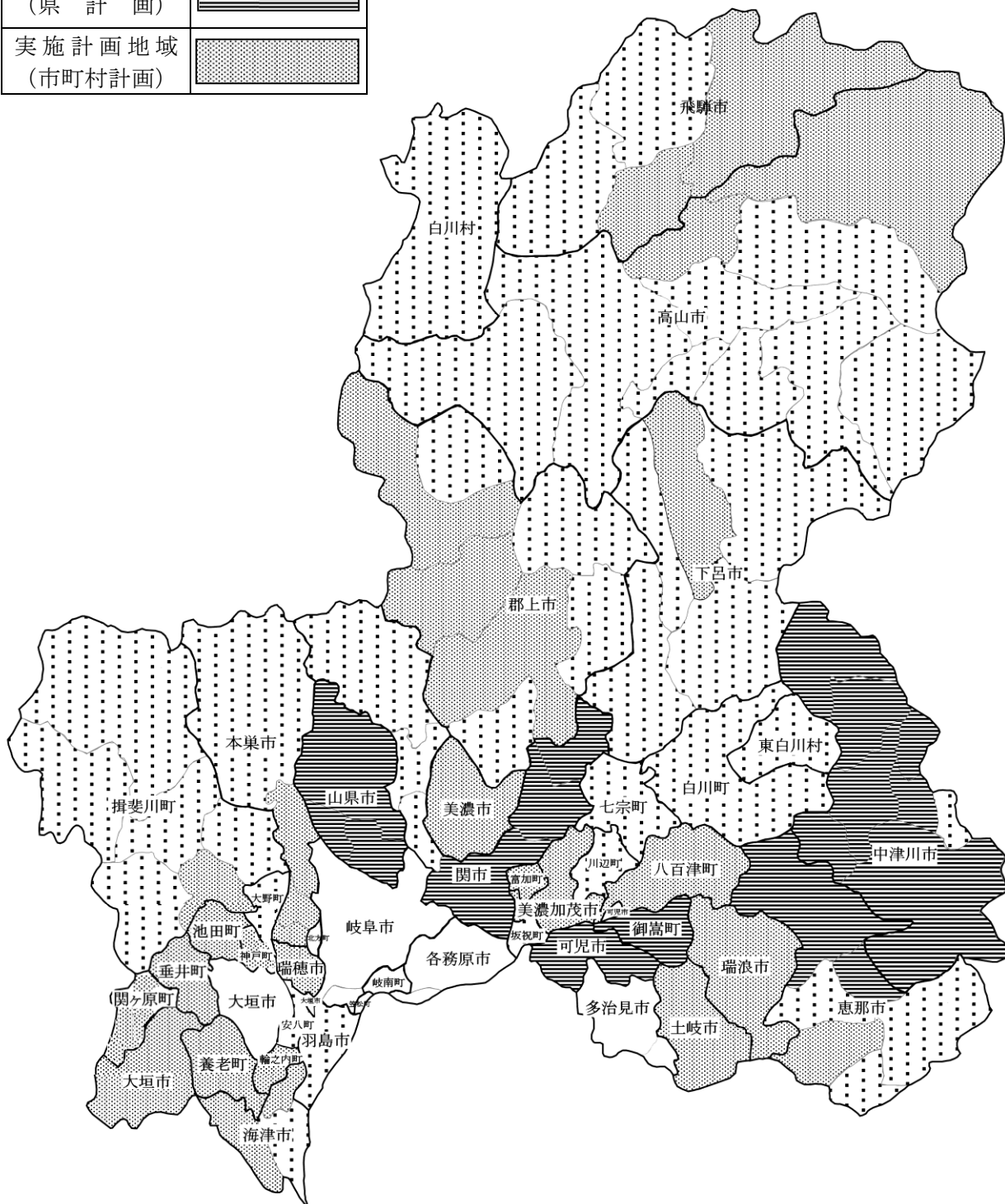


法律名	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）		
計画名	農林業等活性化基盤整備計画		
指定年月日	平成5年9月28日 24市町村（うち11市町村は市町村全域指定）		
指定区域	農林商工事務所名	市町村全域が特定農山村地域	旧町村の区域が特定農山村地域 市町村 旧町村名
	岐阜地域		瑞穂市 本巣市 山県市 穂積町（鷺田村3-2） 本巣町、根尾村 伊自良村（上伊自良村）、美山町
	西濃地域	関ヶ原町	大垣市 海津市 垂井町 揖斐川町 上石津町 南濃町（石津村） 垂井町（岩手村2-1） 揖斐川町（春日村2-2） 谷汲村、春日村、久瀬村、藤橋村、坂内村
	中濃地域	七宗町、八百津町、白川町、東白川村、美濃市、郡上市	美濃加茂市 川辺町 関市 美濃加茂市（三和村2-1） 川辺町（上米田村、下麻生町2-1、三和村2-2） 洞戸村、板取村、武芸川町（東武芸村）、武儀町、上之保村
	東濃地域	瑞浪市	中津川市 恵那市 中津川市（中津町、阿木村、神坂村2-1）、 川上村、加子母村、付知町、福岡町、蛭川村、山口村 恵那市、岩村町、山岡町（鶴岡村）、明智町、串原村、上矢作町
	飛騨地域	飛騨市、白川村、下呂市	高山市 高山市（大八賀村）、丹生川村、清見村、荘川村、宮村、久々野町、朝日村、高根村、国府町、上宝村
要件	①勾配1/20以上の田面積が全田面積の50%以上、但し全田面積が全耕地面積の33%以上 ②勾配15度以上の畑面積が全畑面積の50%以上、但し全畑面積が全畑面積の33%以上 ③林野率75%以上 ④15歳以上人口に対する農林業従事者数の割合が10%以上、又は総土地面積に対する農林地割合81%以上 ⑤中部圏開発整備法に指定する都市整備区域でないこと（平成5年9月1日現在） ⑥人口10万人未満（平成5年9月1日現在） ①～③のいずれかに該当し、④、⑤、⑥に該当すること		
所管	国	国土交通省、農林水産省、経済産業省、総務省	県 農村振興課

(3) 農村地域工業等導入地域



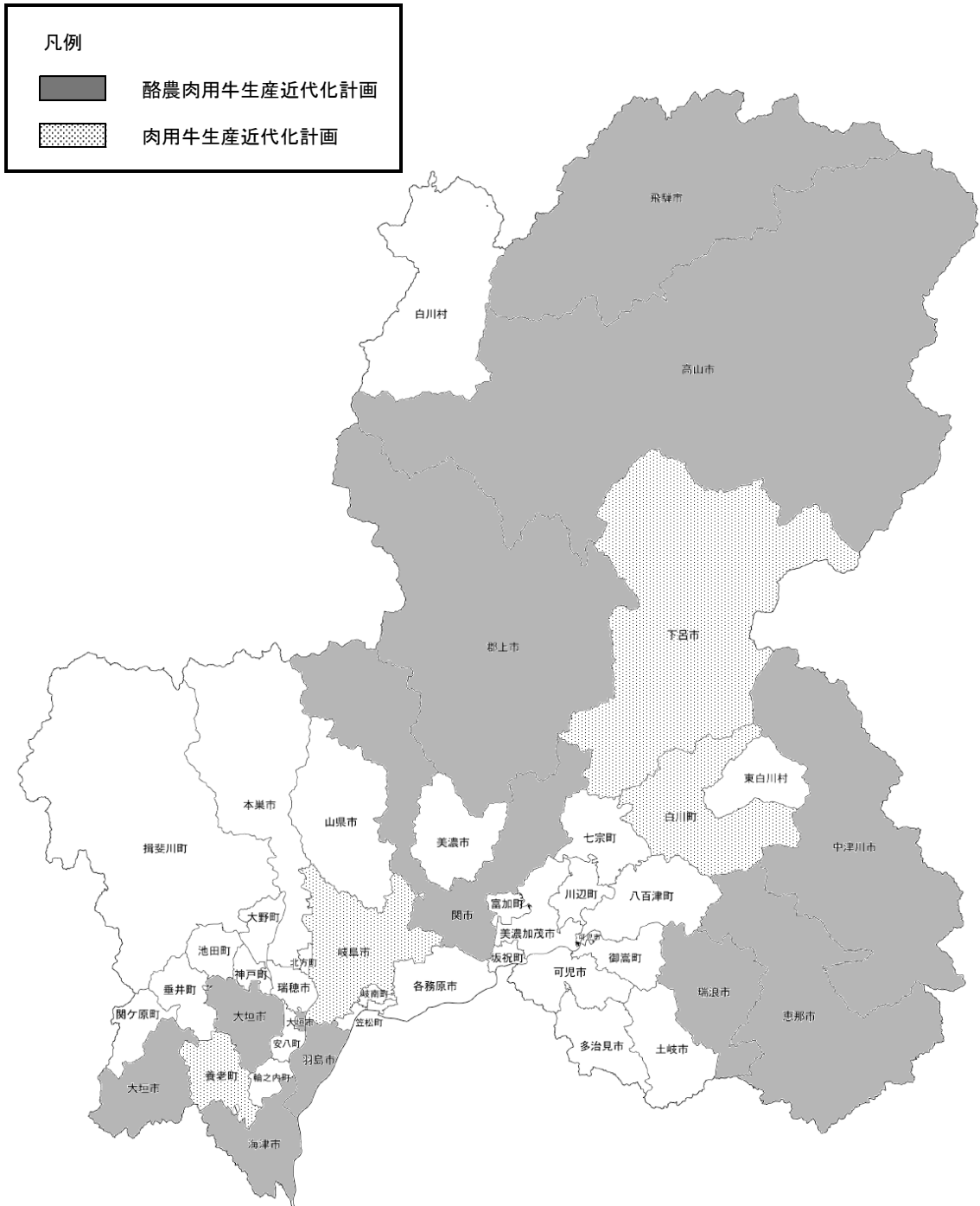
凡 例	
農 村 地 域	  
実施計画地域 (県 計 画)	
実施計画地域 (市町村計画)	



法律名	農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）					
計画名	農村地域工業等導入基本計画 農村地域工業等導入実施計画					
指定地域	農村地域工業等導入促進法第2条に規定されている「農村地域」で計画が可能である。 「農村地域」以外の市町村 ・岐阜市 ・各務原市 ・大垣市（旧墨俣町、旧上石津町を除く区域） ・岐南町 ・多治見市 ・笠松町 ・可児市（旧兼山町の区域）					
	計7市町					
	年度	市町村等名	計画策定 年月日	変更告示 年月日(最終)	工業導入 地区面積(m ²)	団地数
	S46	瑞穂市(旧巢南町)	S47.03.03	H17.11.22	86,535	3
		高山市(旧国府町)	S47.02.29	H16.11.26	34,678	3
		下呂市(旧萩原町)	S47.03.03	—	53,605	2
	S47	大垣市(旧上石津町)	S47.12.27	H9.06.12	278,835	5
		郡上市(旧白鳥町)	S48.02.28	S60.01.31	150,849	1
		郡上市(旧八幡町)	S48.03.07	S59.12.27	48,935	2
		飛驒市(旧古川町)	S48.02.19	H8.06.08	142,495	3
		◎可児地区	S48.02.02	S59.11.24	1,371,662	1
	S48	揖斐川町(旧揖斐川町)	S49.03.15	S60.01.27	187,682	2
		郡上市(旧大和町)	S49.03.12	S60.01.27	40,488	1
		養老町	S49.03.29	—	121,141	2
		飛驒市(旧神岡町)	S49.03.29	S60.02.06	129,296	3
		◎恵那地区	S49.03.29	H3.11.15	520,984	1
	S49	高山市(旧上宝村)	S50.01.07	S55.01.11	9,165	1
		恵那市(旧明智町)	S50.03.29	S59.12.27	204,388	2
		海津市(旧平田町)	S50.03.29	H13.09.17	192,351	7
		◎関地区	S50.03.28	S57.07.23	1,353,726	2
S50	富加町	S51.10.16	—	88,575	1	
S51	輪之内町	S52.03.11	H19.12.27	116,582	3	
S56	美濃加茂市	S56.09.28	—	300,319	1	
	瑞浪市	S57.02.15	S58.09.24	604,632	2	
S57	◎中津川地区	S58.03.31	S61.02.28	744,518	1	
S58	八百津町	S58.10.31	H20.02.14	250,182	2	
	池田町	S59.01.04	H3.03.31	124,011	3	
	本巣市(旧真正町)	S59.03.31	H2.03.31	95,172	2	
S61	本巣市(旧糸貫町)	S62.01.20	H6.03.31	230,310	2	
S62	土岐市	S63.02.26	—	259,212	2	
S63	垂井町	S63.07.02	—	55,555	1	
	美濃市	S63.07.15	—	482,608	2	
	海津市(旧南濃町)	H元.03.31	H27.07.13	151,986	3	
H3	本巣市(旧本巣町)	H4.03.16	—	96,366	1	
H12	◎山県市(旧美山町)	H12.06.30	—	316,000	1	
H18	関ヶ原町	H18.07.31	—	13,586	1	
H19	神戸町	H19.10.29	—	78,440	1	
計				8,934,869	70	
所管国	国土交通省	農林水産省	経済産業省	厚生労働省	県	
					農村振興課 企業誘致課	

※ ◎は、県が実施計画を策定

(4) 酪農及び肉用牛生産近代化計画樹立市町村(平成28年12月末現在)



資料:畜産課

法 律 名	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)			
計 画 名	酪農及び肉用牛生産近代化計画			
樹立地域				
酪農及び肉用牛生産近代化計画	大垣市	羽島市	海津市	関市 郡上市
	瑞浪市	恵那市	中津川市	高山市 飛騨市
10市町				
酪農生産近代化計画				
	—			
肉用牛生産近代化計画	岐阜市	養老町	白川町	下呂市
	4市町			
計 14市町				
所 管	(国) 農林水産省		(県) 畜産課	

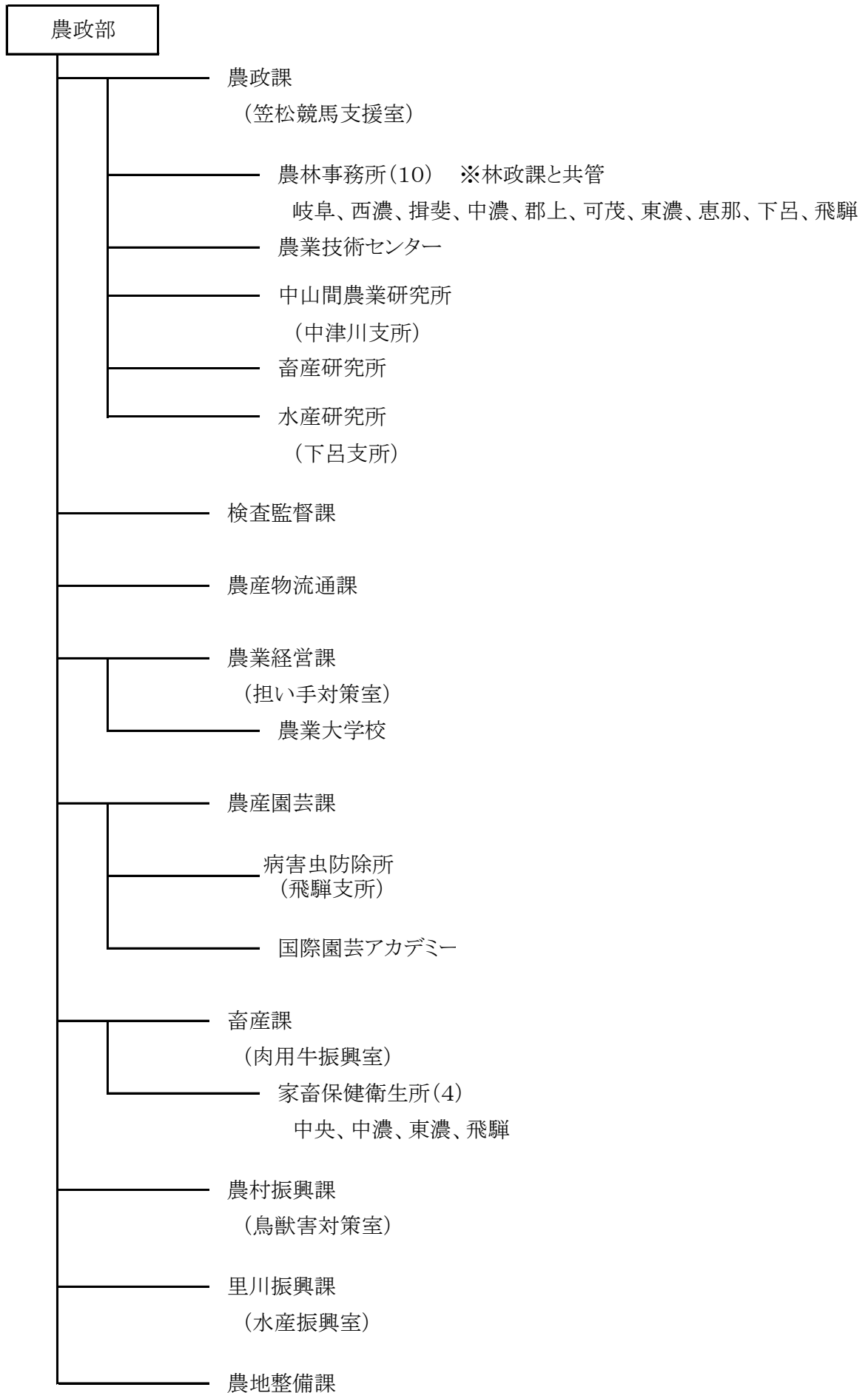
(5)野菜指定産地

平成29年4月1日現在

法律名	野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)				
計画名	野菜指定産地生産出荷近代化計画				
産地	指定野菜名	産地名	指定年月日	計画樹立年月日	指定産地の区域
	冬春トマト	南濃	S41. 8.18	S42. 2.13	海津市 養老町 輪之内町
	夏秋トマト	東濃	S41. 8.18	S42. 2.13	中津川市 恵那市
		飛騨	S48.12.20	S51. 1.29	高山市 飛騨市 下呂市
		郡上	S58. 1.26	S58. 8.26	郡上市
		可茂	H14. 3.22	H17. 8.15	七宗町 白川町 東白川村
	たまねぎ	西南濃	S41. 8.18	S43. 1.25	海津市 養老町 大垣市 揖斐川町 池田町 大野町
	夏だいこん	飛騨北濃	S42. 6.19	S44. 1.25	郡上市 高山市 飛騨市
	秋冬だいこん	岐阜	S42. 6.19	S44. 1.25	岐阜市(平成29年2月区域変更)
	秋冬ねぎ	岐阜羽島	S42. 6.19	S44. 1.25	岐阜市 岐南町 笠松町
	冬にんじん	各務原	S42. 6.19	S45. 1.16	各務原市
	春夏にんじん	各務原	S45.12.22	S47. 1.31	各務原市
	秋冬さといも	各務原	S47. 6.28	S50. 1.31	各務原市
		中濃	S58. 1.26	S59. 1.30	関市 美濃市
	夏秋なす	恵那	S48. 3.20	S50. 1.31	中津川市 恵那市
		可茂	S52.12.15	S54. 1.30	七宗町 八百津町 白川町 東白川村 可児市 御嵩町
		中濃	S53. 6.26	S55. 2.15	関市 美濃市
加茂西部		S62. 9.28	H 2. 3.12	美濃加茂市 富加町 川辺町	
ほうれんそう	飛騨	S48. 6.21	S48. 7.30	高山市 飛騨市	
	おくみの	H 3. 8.26	H 4. 3.19	郡上市	
夏秋きゅうり	西南濃	S50. 6.19	S51. 8.31	海津市 養老町 輪之内町	
冬春きゅうり	西南濃	S59. 6.25	S62. 1.28	海津市	
計	9指定野菜13種別・21産地				
所管	(国) 農林水産省			(県) 農産園芸課	

4 行政組織等

(1) 農政部組織図



(2) 各課事務分掌表

①農政課

現員31人

(部長、次長(事務)(技術)、課長、管理調整監、技術総括監、農業研究企画監、競馬監督監含む)

担当名	分掌事務	現員
政策企画係	部の予算・政策、農業・農村整備の基本方針、国提案・要望、ぎふ農業・農村基本計画、農政審議会、農政企画会議、地方創生、知事会議、各種統計	3
政策調整係	県議会、国との調整、要望処理、農業災害、公益法人指導、農業団体表彰、広報	5
管理調整係	部内事務の連絡調整(管理調整関連)、褒章、叙勲、農業表彰、部内の人事、給与、サービス、福利厚生、部内事務の連絡調整(予算経理関連)、予算編成・決算等	4
農業研究推進係	試験研究の設定・評価、知的財産の管理(品種登録、種苗登録のみ)、研究交流・研究人材育成	4
(笠松競馬支援室)支援係	笠松競馬の支援	1 兼務 2 派遣

※ 災害派遣 派遣4(宮城県2、福島県1、熊本県1)

②検査監督課

現員11人(課長含む)

担当名	分掌事務	現員
監督係	農業協同組合及び農事組合法人の指導監督、水産業協同組合の指導監督・検査	5
検査係	農業協同組合の検査	5

※管理調整監、管理調整係は農村振興課と兼務

③農産物流通課

現員17人（課長、総括管理監、販売戦略企画監含む）

担当名	分掌事務	現員
管理調整係	課内の予算編成、決算、監査 等	1
流通企画係	大都市圏での販売促進、卸売市場の監督・指導、農産物の広域流通情報、大阪農産物情報センターの運営 等	4 〔 大阪市 駐在1 〕
輸出戦略係	農産物の輸出促進 等	4
地産地消係	地産地消の推進、岐阜県農業フェスティバルの開催、6次産業化の推進、6次産業化支援体制の整備、アンテナショップの設置 等	5

④ 農業経営課

現員 36 人（課長、管理調整監、技術指導監、担い手対策室長含む）

担当名	分掌事務	現員
管理調整係	予算、決算、監査、表彰、収入・支出、広報、財産管理、文書管理 その他庶務に関すること	2
普及企画係	協同農業普及事業の推進、普及関係事業の推進、新たなブランド創 出支援事業、農業担い手リーダーや女性農業者等の活動支援、農業 大学の運営、農業教育機関との連携等	3
地域支援係 （農業革新支 援センター）	農業革新支援専門員としての普及技術指導（土地利用型作物、病害 虫、畜産、鳥獣害、担い手育成、農業経営）、畜産項目の広域普及 指導、行政・試験研究等との連携、普及指導員の資質向上、ぎふク リーン農業専門部会	6 〔岐阜駐在 3 美濃加茂駐在 1 高山駐在 1〕
園芸技術支援 係 （農業革新支 援センター）	農業革新支援専門員としての普及技術指導（野菜、果樹、花き、6 次産業化）、行政・試験研究機関との連携、普及指導員の資質向上 、男女共同参画の推進、ぎふグリーン農業専門部会	5 〔岐阜駐在 4 飛騨駐在 1〕
農業共済・金融 係	農業共済事業、農業共済組合等の検査・指導、農業共済制度の普及 ・加入啓発、農業企業化資金、就農支援資金、農業経営改善促進資 金等	3
（担い手対策室） 就農支援係	担い手育成プロジェクト 2000 の推進、就農相談活動の促進、就 農研修の実施、ぎふアグリチャレンジ支援センターとの連携・調整 、農業次世代人材投資事業・後継者等就農給付金の実施、地域就農 支援協議会並びに就農応援隊の活動支援、認定就農者の育成	3
（担い手対策室） 経営体強化育 成係	農地中間管理事業の促進、機構集積協力金、農業経営基盤強化促進 法関係事務、人・農地プラン、経営体育成支援事業、認定農業者の 育成、企業の農業参入の推進、農地利用集積の促進、集落営農組織 や農業法人の育成	3
（担い手対策室） 就農研修係	岐阜県就農支援センターにおける就農研修の運営等	3 その他 2 人 〔海津駐在 5〕

（一社）岐阜県農畜産公社派遣 2

⑤農産園芸課

現員25人（課長、管理調整監、花き振興企画監含む）

担当名	分掌事務	現員
管理調整係	課内の予算編成、決算、監査等	2
クリーン農業係	GAPの推進、ぎふクリーン農業の推進、有機農業の推進、エコファーマーの認定、環境保全型農業直接支援対策事業の推進、病害虫防除所の運営、植物防疫事業の推進、農薬の適正使用の推進、農薬取締業務、地力増進対策、土壌汚染防止対策、肥料取締及び検査業務等	4
米麦大豆係	米・麦・大豆の生産振興、米粉の活用促進、主要農作物の採種管理及び奨励品種決定調査の実施、産地基幹施設等の整備支援、農産物検査機関の登録管理・指導監督業務	4
水田経営係	経営所得安定対策の推進、農業再生協議会の運営、米の流通監視業務、飼料用米の生産流通促進、農業機械化促進対策、農作業安全の推進	3
野菜係	野菜の生産振興、産地基幹施設等の整備支援、野菜価格安定対策の支援、農業用使用済みプラスチック適正処理の推進、飛騨美濃特産名人の認定、放射性物質モニタリング検査の実施	3
果樹特産係	果樹・特産の生産振興、果樹・茶経営支援対策の推進、県園芸特産振興会等関係団体の支援、飛騨・美濃伝統野菜の生産振興、蚕業振興	2
花き係	花きの生産振興、県産花きの販路拡大、展示会等への出展支援、園芸福祉活動の推進、国際園芸アカデミーの運営及び花き総合指導センターの活用	4

⑥畜産課

現員26人（課長、総括管理監、畜産指導監、家畜防疫対策監、家畜専門監、肉用牛振興室長含む）

担当名	分掌事務	現員
管理調整係	課内の予算編成、決算、監査等	2
養豚・養鶏係	畜産振興計画の策定、養豚・養鶏・養蜂の生産振興、畜産クラスター事業の推進、畜産関係融資の審査、リース事業の審査、畜産経営指導、養豚・養鶏・養蜂団体の指導	4
酪農・飼料係	酪農の生産振興、乳用牛改良の推進、学校給食用牛乳供給支援、県営牧場の運営、家畜排せつ物法、自給飼料増産対策の推進、耕畜連携の推進、飼料安全対策の推進、酪農・家畜流通・流通飼料関係団体の指導	3
衛生防疫係	家畜保健衛生所の運営、家畜衛生及び家畜伝染病予防対策の推進、家畜自衛防疫の指導、獣医事・動物薬事、中央家畜保健衛生所の移転、家畜人工授精及び受精卵移植の推進、家畜衛生関係団体の指導	4
畜産基盤係	畜産基盤の整備、草地造成改良の推進、東濃牧場・飛騨牧場の整備、公共牧場の利用推進、強い畜産構造改革支援事業の推進	3
（肉用牛振興室） 肉用牛係	肉用牛の生産振興、肉用牛改良の推進、飛騨牛振興プロジェクトの推進、全国和牛能力共進会支援、食肉処理施設の統合整備、海外輸出に向けた調査、肉用牛団体の指導	4

（一社）岐阜県農畜産公社 派遣 1

⑦農村振興課

現員 21人 (課長、管理調整監、鳥獣害対策室長 含む)

担当名	分 掌 事 務	現 員
管理調整係	課内の予算編成、決算、監査等	2
農村企画係	都市農村交流促進（グリーン・ツーリズム、ぎふ一村一企業パートナーシップ運動）、ふるさと農村活性化対策基金事業、棚田地域水と土保全基金事業、農村地域への産業導入、都市農業の振興 等	3
農村支援係	耕作放棄地対策、市民農園の整備・推進、農山漁村活性化整備事業の推進、中山間地域等直接支払制度の推進、多面的機能支払事業の推進、経営構造対策事業、里地里川における生態系保全事業 等	3
農地利用調整係	農地転用許可・旧自作農財産の管理等農地法関係事務、農業振興地域の指定・農業振興地域整備計画等農振法関係事務、農事調停等農地の利用調整関係事務、旧農地保有合理化の促進、農業委員会・農業委員会ネットワーク機構指導 等	6
(鳥獣害対策室) 鳥獣害対策係	鳥獣害対策の推進（鳥獣被害対策本部、鳥獣被害防止特措法、獣肉の利活用、鳥獣捕獲など） 等	4

⑧里川振興課

現員 14人 (課長、管理調整監、水産振興室長含む)

担当名	分 掌 事 務	現 員
管理調整係	課内の予算編成、決算、監査等	1
里川振興係	世界農業遺産の保全・活用・継承、内水面漁業研修センターの運営	4
(水産振興室) 水産係	内水面漁場管理委員会、漁業取締、遊漁者増大対策、清流長良川あゆパーク（仮称）施設整備、養殖衛生管理体制整備、淡水魚増殖、アユ漁業振興対策、魚類繁殖被害対策、天然アユ再生産促進、水産資源保護対策、魚苗センター施設整備等	6

⑨農地整備課

現員29人（課長、管理調整監、技術指導監、農政部課長（県土連派遣）、再任用含む）

担当名	分 掌 事 務	現 員
管理調整係	予算編成、決算、監査、用地事務、公有財産 等	4
調査計画係	農業農村整備事業の総合企画、事業調整、政策調整、計画調査、設計積算、技術調整、水利権、水資源、国営・機構営事業、農村振興地理情報システム、広報、職員研修 等	5
事業管理係	換地計画の認可、農用地等集団化協議会、土地改良財産の管理、土地改良事業計画に係る認可、確定測量成果の認証申請、土地改良区等の設立・解散認可・指導監督、土地改良事業に係る訴訟、異議紛争処理、飛騨エアパーク管理運営 等	4
水利・小水力係	県営かんがい排水事業、地域水ネットワーク再生事業、基幹的農業用水路強靱化事業、土地改良施設保全計画策定事業、県営農村環境整備事業、小水力発電施設整備事業、小水力発電活用支援事業、小水力発電による環境保全推進事業、農地等法面活用太陽光発電モデル事業 等	3
農地防災係	県営水質保全対策事業、県営湛水防除事業、県営ため池等整備事業、県営ため池防災対策事業、ため池防災支援事業、地すべり防止施設管理事業、県営特定農業用管水路等特別対策事業、土地改良施設維持管理適正化事業、団体営農地災害復旧事業、県単農業農村整備事業、生きものにぎわうため池再生事業、土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業、農業水利施設管理強化事業、排水機維持管理事業、農業用施設緊急改修事業 等	4
農地・農道係	経営体育成基盤整備事業、農業経営高度化支援事業、県営農業基盤整備促進事業、県営広域農道整備事業、県営基幹農道整備事業、県営農道施設強化対策事業、ふるさと農道整備事業、飛騨エアパーク施設保全対策事業、土地改良事業調査設計事業 等	3
総合整備係	県営中山間地域総合整備事業、県営農村振興総合整備事業、農村振興総合整備実施計画調査、団体営農業集落排水事業、農業集落排水維持適正化事業、低コスト型農業集落排水施設更新支援事業、農地集積促進意向調査事業、中山間地域農業生産基盤整備促進事業生態系保全施設整備推進事業、用排水路・落差解消支援事業 等	2

索

引

<英数字>

6次産業化サポート体制整備事業費	10
6次産業化促進事業費	10
6次産業化促進事業費	10

<あ>

アグリ・エンジョイネット岐阜活動推進事業費補助金	14
アユ漁業振興対策事業費	58
新たな家畜衛生連携推進体制構築事業費	43
新たなブランド創出支援事業費	13
新たなブランド創出支援事業費（維持管理費分）	13
生きものにぎわうため池再生事業	80
池中養殖漁業協同組合事業活動費補助金	57
意欲ある新規就農者育成・定着支援事業費	18
美しい農村再生支援推進事業費	56
ウメ輪紋ウイルス緊急防除対策事業費	29
園芸産地収益力強化支援事業推進事業費	33
園芸産地収益力強化支援事業費補助金	33
園芸新ブランド生産拡大支援事業費	35
園芸特産振興団体育成対策費補助金	35
園芸特産振興推進指導費	35
園芸福祉サポーター実践活動促進事業費	36
卸売市場審議会委員報酬	8
卸売市場等流通対策事業費	8

<か>

海外販路拡大調査費	9
海外輸出認証取得に向けた基本調査費	46
花き安定供給対策推進事業費	38
花き生産振興指導費	36
花き総合指導センター事業費	38
花き文化普及推進事業費	37
加工・業務用野菜拡大支援推進事業費	33
加工原料乳認定事業委託事務費	40
果樹経営支援対策推進事業費	35
果樹担い手育成サポートセンター支援事業費補助金	35
河川遡上アユ親魚養成技術実証事業	57
河川遡上アユ再生産促進事業費	58
家畜衛生指導調査費	43
家畜改良増殖指導推進事業費	42
家畜疾病診断精度向上管理向上事業費	43
家畜人工授精師養成講習会開催費	42
家畜伝染病防疫対応強化事業費	44
家畜伝染病検査体制整備事業費	43
家畜防疫員旅費	44
家畜防疫車導入事業費	42
家畜保健衛生業務専門職設置費	42
家畜保健衛生所運営費	42
家畜保健衛生所運営費（PCB廃棄処分）	42
家畜保健衛生所運営費（維持管理費）	42
家畜保健衛生所雇員設置費	42
家畜流通指導費	46
学校花壇コンクール(FBC)推進費	36
過年災補助金（団体営農地災害復旧費）	76
カワウ駆除対策事業費	55
カワウ駆除対策事業費（国庫）	55
環境保全型農業直接支払交付金	23
環境保全型農業直接支払等県推進指導費	24
環境保全型農業直接支払等推進交付金	24

監視・危機管理体制整備促進対策事業費	43
関東東海花の展覧会事業費	36
基幹的農業用水路強靱化事業費	63
機構集積協力金交付事業費補助金	20
機能性成分米ビジネスモデル構築支援事業費	30
ぎふ花き販路拡大促進支援事業費補助金	37
岐阜県家畜育成牧場管理運営業務評価委員会運営事務費	41
岐阜県就農支援センター運営費	22
岐阜県就農支援センター施設整備事業費	22
岐阜県就農支援センターほ場等管理業務専門職設置費	22
岐阜県農業農村整備委員報酬	47
岐阜県農業農村整備委員報酬（多面的）	50
岐阜県農業農村整備委員報酬（中山間）	50
岐阜県農業フェスティバル開催費負担金	9
岐阜県農産物等海外輸出促進事業費	8
岐阜県米麦改良協会補助金	30
岐阜県野菜価格安定基金協会基盤強化対策補助金	35
ぎふジビエブランド戦略事業費	54
岐阜の「食」資源発掘・活用事業費	10
ぎふフラワーフェスティバル開催等負担金	37
旧中央家畜保健衛生所高度病性鑑定センター廃止関連事業費	42
競争力強化生産総合対策条件整備事業費補助金	31
競争力強化生産総合対策地区推進事業費補助金	31
共同利用模範牧場土地借上料	45
漁業取締費	56
魚苗センター維持管理費	57
魚苗センター種苗生産能力増強事業費	57
魚苗放流委託料	58
魚類繁殖被害対策費（あゆ種苗放流委託料）	58
経営所得安定対策事務費補助金	32
経営所得安定対策推進事業費	32
経営体育成支援事業費補助金	18
経営体育成基盤整備事業費	82
経営体育成強化資金利子助成補助金	16
鶏疾病発生子防事業費補助金	44
鶏舎防疫設備事業費補助金	40
県営育成牧場施設等修繕費	41
県営育成牧場備品購入費	41
県営かんがい排水事業費	61
県営基幹農道整備事業費	87
県営広域農道整備事業費	86
県営水質保全対策事業費	69
県営ため池等整備事業費	71
県営ため池防災対策事業費	73
県営湛水防除事業費	70
県営中山間地域総合整備事業費	90
県営特定農業用管水路等特別対策事業費	75
県営土地改良事業計画等調査費	59
県営農業基盤整備促進事業費	85
県営農村環境整備事業費	65
県営農村振興総合整備事業費	92
県営農道施設強化対策事業費	87
元気な園芸特産産地育成対策事業費補助金	34
元気な農業産地構造改革支援事業費補助金	26
元気な美濃茶産地づくり推進事業費	36
県検査費（種雄畜検査事業費）	42
検査指導費	44
県産アユ早期放流促進対策事業費補助金	58
県産アユ販路拡大支援事業費補助金	57

県産農産物イメージアップ事業費補助金	8
県産農産物情報収集活動費	7
県産農産物販売力強化事業費	10
県産米競争力強化推進事業費	30
現年災補助金（団体営農地災害復旧費）	76
県野菜価格安定交付準備金造成費補助金	34
県優良種雄牛造成対策事業費	45
高額研究開発機器整備事業	5
公共農地災害復旧事務費（過年）	76
公共農地災害復旧事務費（現年）	76
後継者等就農給付金事業費補助金	17
耕作放棄地再生支援事業費	49
耕作放棄地再生利用総合支援補助金	49
耕畜連携自給飼料増産推進事業費	41
高度病性鑑定費	42
高病原性鳥インフルエンザ埋却候補地調査費	44
高病原性鳥インフルエンザ埋却地整備事業費	44
国営・機構営等建設事業負担金（直入分）	59
国際園芸アカデミー運営費	38
国有財産管理人報酬	52
国有農地事務専門職設置費	52
米粉活用促進事業費	30

< さ >

採種指導運営事業費	30
蚕業振興対策事業委託料	36
産地収益力向上生産支援対策事業費補助金	31
自衛防疫強化促進対策事業費補助金	44
資源循環型畜産確立推進事業費	40
自作農財産管理事務取扱交付金	52
地すべり防止施設管理事業	75
施設園芸等就農推進事業費補助金	21
次代を担う新規就農者応援事業費	19
市町村農業委員会交付金	51
市町村農業委員会補助金	51
指定病害虫発生予察事業費	29
自動車管理費（普及員活動費）	12
自動車整備費（普及員活動費）	12
指導費（国有農地等管理費）	52
指導費（中山間地域等直接支払推進交付金）	50
指導費（農業委員会運営費）	51
死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業費補助金	43
死亡牛BSE検査推進事業費	42
死亡牛BSE検査推進事業費（維持管理費）	42
事務費（生態系保全施設整備推進保全検証事業）	95
事務費（ため池防災支援）	74
事務費（農業農村整備）	77
事務費（農業用施設緊急改修）	81
獣医師養成確保修学資金貸与事業補助金	43
重点研究開発推進費	5
重点戦略国輸出プロジェクト事業費	8
獣肉加工・消費拡大促進事業費	54
獣肉処理流通モデル事業費補助金	54
就農・就業相談員等補助金	17
就農・就業相談窓口事業推進事務費	17
就農・就業相談窓口事業費補助金	16
就農応援隊活動事業推進事務費	19
就農応援隊事業費補助金	19
就農支援強化事業費	14
就農支援資金貸付金（特別会計）	16

重要病虫害発生予察事業費	29
集落営農等育成推進事務費	20
集落営農組織化・法人化支援交付金	20
受託経営体育成基盤整備事業費	84
受託農村振興総合整備事業費	93
主要農作物重金属等安全対策推進事業費	28
障がい者農の雇用モデル支援事業費補助金	19
小水力発電活用支援事業費補助金	67
小水力発電施設整備事業費	66
小水力発電による環境保全推進事業費補助金	68
消毒検査薬品費	44
植物防疫推進事業費	29
飼料安全性確保強化対策事業費	41
飼料品質改善調査検査事業費	41
飼料用稲等生産・利用拡大支援事業費	41
飼料用米生産流通加速化推進事業費	33
飼料用米生産流通加速化プロジェクト整備事業費補助金	32
新規経営体育成資金利子補給金	16
新規就農サポート事業費補助金	18
新規就農支援資金利子補給金	16
新規就農者研修施設整備事業費補助金	19
人権問題啓発推進事業費	51
人材養成指導費	14
侵入病虫害緊急防除対策推進費	29
新品種・新技術普及推進事業費	13
水産業協同組合監督費	6
水産業指導調整費	56
水産研究所県単試験調査費	5
水産研究所国補試験調査費	5
推進費（経営構造対策推進事業費）	49
水田魚道設置推進事業費（清流の国ぎふ森林環境基金事業）	51
水田農業構造改革市町村推進補助金	31
水田農業構造改革推進指導費	32
生態系保全支援事業費補助金（清流の国ぎふ森林環境基金事業）	51
生態系保全施設整備推進事業費	95
生態系保全推進費（清流の国ぎふ森林環境基金事業）	51
農業次世代人材投資事業推進事務費	17
清流長良川あゆパーク（仮称）整備事業費	57
清流長良川あゆパーク（仮称）展示整備費	57
清流長良川あゆパーク（仮称）備品整備費	57
清流長良川あゆパーク（仮称）誘客対策事業費	57
清流の国ぎふ・農畜水産物ナンバー1プロジェクト事業費	4
清流の国ぎふ地産地消運動推進事業費	9
清流を守る環境保全型農業総合支援事業費補助金	25
清流を守る環境保全型農業総合推進事業費	24
世界農業遺産国際支援推進費	56
世界農業遺産推進協議会負担金	56
世界農業遺産推進事業費	56
全日本愛瓢会総会・展示会開催費補助金	36
＜た＞	
第11回全国和牛能力共進会支援対策事業費	46
第28回全国園芸鉢物研究大会開催負担金	38
大都市圏販路拡大対策事業費	7
棚田地域水と土保全活動推進補助金	48
棚田地域水と土保全基金事業費	48
ため池防災支援事業費	74
多面的機能支払交付金（県費）	50
多面的機能支払交付金（国費）	50
多面的機能支払交付金（長寿命化・国費）	50

多面的機能支払交付金（長寿化・県費）	50
多面的機能支払推進交付金	50
多面的機能支払推進費（県単分）	50
多面的機能支払推進費（国庫分）	50
団体営農業集落排水事業費補助金	93
地域衛生管理技術対策事業費	43
地域特産農産物農薬登録拡大推進事業費	29
地域の魅力再発見食育推進事業費補助金	10
地域の魅力再発見食育推進事業費補助金	10
地域水ネットワーク再生事業費補助金	62
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助金	40
畜産協会等事業推進費補助金	39
畜産経営指導事務費	39
畜産経営指導事務費（維持管理費）	39
畜産研究所県単試験調査費	5
畜産研究所養豚養鶏研究部再編整備事業費	4
畜産高度化支援リース事業委託事務費	40
畜産コンサルタント設置事業費補助金	39
畜産担い手育成総合整備事業費補助金（公共枠）	45
畜産担い手育成総合整備事業事務費（公共枠）	45
畜産物安全対策事業費	43
地方競馬全国協会委託事務費	40
中央家畜保健衛生所移転開所事業費	42
中山間地域等水田法面管理対策調査事業費	21
中山間地域等直接支払交付金	49
中山間地域等直接支払推進交付金	50
中山間地域等担い手育成支援事業費補助金	21
中山間地域等担い手育成推進事業費補助金	21
中山間地域農業生産基盤整備促進事業	94
中山間農業研究所県単試験調査費	5
中山間農業研究所中津川支所移転事業費	4
中小家畜生産強化支援事業費補助金	39
鳥獣害対策推進事業費	53
鳥獣被害対策ステップアップ支援事業費	52
鳥獣被害対策専門指導員設置費	52
鳥獣被害対策モデル等普及事業費	52
鳥獣被害防止総合対策推進事業費補助金	53
鳥獣被害防止総合対策整備事業費補助金	54
地理的認証表示制度導入支援事業費	8
地理的認証表示制度導入支援事業費	8
強い畜産構造改革支援事業費補助金	45
定期種畜検査費（種雄畜検査事業費）	42
低コスト型農業集落排水施設更新支援事業費	94
電力補償事業費	58
動物用医薬品製造業者等監視指導費	43
動物用生物学的製剤費	44
特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費補助金	34
都市農村交流推進事業費	48
都市農村交流推進事業費補助金	48
土地改良区体制強化事業費補助金	60
土地改良事業調査設計事業補助金	89
土地改良施設P C B廃棄物処理促進対策事業	80
土地改良施設維持管理適正化事業費補助金	76
土地改良施設保全計画策定事業	64
<な>	
内水面漁業研修センター施設整備事業費	56
内水面漁業研修センター設置運営事業費	56
内水面漁場管理委員会費	56
肉用牛放射性物質検査業務費	46

錦鯉振興会事業活動費補助金	58
担い手育成畜産技術高度化促進事業費	39
乳業工場機能向上推進事業費補助金	40
農業6次産業化促進支援事業費補助金	10
農業会議県単補助金	51
農業会議県単補助金（人件費）	52
農業会議交付金（人材費）	49
農業会議交付金（単補）	49
農業会議国庫補助金	51
農業機械利用総合対策推進事業費	33
農業企業化特融資金利子補給費利子補給金	15
農業技術開発支援事業費	5
農業技術国際協力事業費	4
農業技術センター池田試験地移転事業費	4
農業技術センター県単試験調査費	5
農業技術センター国補試験調査費	5
農業共済指導検査事務費	14
農業協同組合監督費	6
農業協同組合中央会事業活動促進費補助金	4
農業近代化資金利子補給費利子補給金	14
農業経営改善促進資金利子補給費利子補給金	15
農業経営基盤強化資金利子助成費利子助成金	15
農業経営高度化支援事業費	84
農業経営負担軽減支援資金利子補給費利子補給金	15
農業次世代人材投資事業費補助金	17
農業集落排水維持適正化事業費	94
農業水利施設管理強化事業費補助金	81
農業水利保全事業費	59
農業農村整備事業費補助金	77
農業大学校運営費	13
農業担い手リーダー支援事業補助金	14
農業の地球温暖化適応プロジェクト事業費	5
農業用施設緊急改修事業	81
農山漁村活性化整備事業	50
農産物検査対策事業費	31
農村振興総合整備実施計画調査費	93
農村振興地理情報システム維持管理費	59
農村青少年クラブ事業費補助金	14
農地関係指導費	52
農畜産業振興機構委託事務費	40
農畜産物の放射性物質モニタリング検査事業費	4
農地集積促進意向調査事業費	94
農地中間管理機構運営費補助金	20
農地中間管理機構事業費補助金	20
農地中間管理事業事務費	20
農地等法面活用太陽光発電モデル事業費	68
農地等利用関係適正化事務費	52
農薬安全使用総合推進指導事業費	30
農林事務所公用車導入事業費	39
農林水産省受託農業基盤情報基礎調査費	59
農林水産祭参加費	8
＜は＞	
排水機能維持管理費補助金	81
花で彩る清流の国ぎふづくり推進事業費	37
繁殖雌牛増頭支援事業費補助金	45
非常勤専門職設置費	56
飛騨・美濃伝統野菜生産消費推進事業費	35
飛騨・美濃特産名人活用推進費	33
ひだ・みの農畜産物販路拡大事業費	7

飛騨牛生産基盤強化対策事業費補助金	45
飛騨牛生産基盤強化対策事業費	45
飛騨エアパーク管理運営費	60
飛騨エアパーク管理運営費（維持管理費）	60
飛騨エアパーク施設保全対策事業費	89
飛騨牛首都圏進出プロジェクト事業費	8
飛騨牛銘柄推進事業費補助金	46
飛騨牛輸出拠点施設運営支援事業費補助金	9
飛騨牧場ケーブルテレビ引き込み工事費	41
飛騨牧場法面崩壊復旧事業費（県単枠）	41
備蓄米管理調整交付金	31
人・農地問題解決加速化支援事業費補助金	21
病虫害防除員活動費	29
病虫害防除員報酬	29
病虫害総合管理技術推進対策事業費	29
病虫害防除所運営費	28
肥料検査指導費	28
普及推進事業費	13
普及指導員活動費	12
普及指導員活動費（維持管理分）	12
普及指導費	13
ふるさと農村活性化対策調査研究等事業費	47
ふるさと農道整備事業費	88
フレッシュ畜産獣医師確保促進事業費	43
米穀流通監視対策事業費	32
防疫資材費	44
防疫対策強化支援事業費	44
防除指導費	28
ポーノブラウン普及推進事業費	39
牧場管理委託料	40
牧場管理委託料（人件費分）	41
<ま>	
緑の学園開催事業費	14
未来の産業動物獣医師育成推進事業費	43
麦・大豆等生産販売推進事業費	31
<や>	
野菜産地強化特別対策条件整備事業費	33
野菜生産出荷安定資金造成費補助金	34
野生獣被害集落緊急支援事業費補助金	55
野生鳥獣保護管理推進事業費（指定管理鳥獣捕獲等事業費）（清流の国ぎふ森林環境基金事業）	55
野生鳥獣保護管理推進事業費（清流の国ぎふ森林環境基金事業）	55
野生鳥獣保護管理推進事業費補助金（清流の国ぎふ森林環境基金事業）	55
野生鳥獣保護管理推進事業費補助金（清流の国ぎふ森林環境基金事業）	55
有害鳥獣等対策費	54
遊漁者増大対策事業費補助金	56
輸出拡大・定着化推進事業	8
雇上獣医師手当	44
養殖衛生管理体制整備事業費	58
用排水路・落差解消支援事業費	96
用排水路・落差解消支援事業費補助金	96
養蜂推進事業事務費	39
<ら>	
酪農振興対策支援事業	40
冷水病対策推進事業費補助金	57
<わ>	
和牛放牧適正化調査事業費	46

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知 清流がもたらした自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創 ふるさとの宝ものを磨き活かし、新たな創造と発信に努めます

伝 清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議

発行 平成29年4月

編集 岐阜県農政部

〒500-8570

岐阜市藪田南2丁目1番1号

TEL 058-272-1111(代表)